

6. 医療従事者の負担軽減・働き方改革の推進

- (1) 地域医療体制確保加算の見直し
- (2) 医師事務作業補助体制加算の評価の充実
- (3) 勤務医の負担軽減の取組の推進
- (4) 夜間の看護配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直し
- (5) 特定行為研修修了者の活用の推進
- (6) 看護補助者の更なる活用に係る評価の新設

(1) 地域医療体制確保加算の見直し

地域医療体制確保加算の見直し

- ▶ 地域医療の確保を図り、医師の働き方改革を実効的に進める観点から、地域医療体制確保加算について対象となる医療機関を追加するとともに、医師労働時間短縮計画の作成を要件に追加し、評価を見直す。

現行

【地域医療体制確保加算】

地域医療体制確保加算 520点

【施設基準】

「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。

救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。



改定後

【地域医療体制確保加算】

地域医療体制確保加算 **620点**

【施設基準】

「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。

以下のアからウまでのいずれかを満たしていること。

ア 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で2,000件以上であること。

イ 救急医療に係る実績として、救急用の自動車又は救急医療用ヘリコプターによる搬送件数が、年間で1,000件以上であり、かつ、区分番号「A237」ハイリスク分娩等管理加算（ハイリスク分娩管理加算に限る。）若しくは区分番号「A303」総合周産期特定集中治療室管理料又は区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料若しくは区分番号「A302」新生児特定集中治療室管理料に係る届出を行っている保険医療機関であること。

ウ 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療提供体制について」（平成29年3月31日医政地発0331第3号）に規定する総合周産期母子医療センター又は地域周産期母子医療センターのいずれかであること。

(1) 地域医療体制確保加算の見直し

医師労働時間短縮計画について



【経過措置】令和4年9月30日まで

- 医師の働き方改革をより実効的に進める観点から、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づく、「医師労働時間短縮計画」作成を求めるとし、「実績」「取込目標」等の記載を求める。

○労働時間と組織管理（共通記載事項）

(1) 労働時間数

以下の全ての項目について、①前年度実績、②当年度目標及び③計画期間終了年度の目標を記載

- ・ 年間の時間外・休日労働時間数の平均・最長
- ・ 年間の時間外・休日労働時間数960時間超～1,860時間の人数・割合
- ・ 年間の時間外・休日労働時間数1,860時間超の人数・割合

(2) 労務管理・健康管理

以下の全ての項目について、①前年度の実績、②当年度の実績目標及び③計画期間中の実績目標を記載

- ・ 労働時間管理方法、宿日直許可の有無を踏まえた時間管理
- ・ 医師の研鑽の労働時間該当性を明確化するための手続等
- ・ 労使の話し合い、36協定の締結
- ・ 衛生委員会、産業医等の活用、面接指導の実施体制
- ・ 追加的健康確保措置の実施(連続勤務時間制限、勤務間インターバル、代償休息、面接指導等)

(3) 意識改革・啓発

以下の項目のうち、最低1つの取組について、①前年度の実績、②当年度の実績目標及び③計画期間中の取組目標を計画に記載

- ・ 管理者マネジメント研修
- ・ 働き方改革に関する医師の意識改革
- ・ 医療を受ける者やその家族等への医師の働き方改革に関する説明

○労働時間短縮に向けた取組（項目ごとに任意の取組を記載）

(1)～(5)それぞれにおいて、最低1つの取組について①計画作成時点における取組実績と②計画期間中の取組目標を計画に記載

(1) タスク・シフト/シェア

(2) 医師の業務の見直し

(3) その他の勤務環境改善(ICT活用、WLB推進等)

(4) 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理

(5) C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化

<参考> 現行の要件

(地域医療体制確保加算)

① 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、病院勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。

② 病院勤務医の勤務時間及び当直を含めた夜間の勤務状況を把握していること。

③ 当該保険医療機関内に、多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画」を作成すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。

④ ③の計画は、現状の病院勤務医の勤務状況等を把握し、問題点を抽出した上で、具体的な取組み内容と目標達成年次等を含めた病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画とするとともに、定期的に評価し、見直しを行うこと。

⑤ ③の計画の作成に当たっては、次に掲げるア～キの項目を踏まえ検討した上で、**必要な事項を記載**すること。(※例示は省略)

⑥ 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に関する取組事項を当該保険医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

(2) 医師事務作業補助体制加算の評価の充実

医師事務作業補助者の配置に係る要件の見直し

- 医師事務作業補助者が実施可能な業務に係る整理等を踏まえ、医師事務作業補助体制加算1及び2について、医師事務作業補助者の経験年数に着目した評価とする。

現行

医師事務作業補助体制加算1の施設基準
 医師事務作業補助者の延べ勤務時間数の8割以上の時間において、医師事務作業補助の業務が病棟又は外来において行われており、かつ、それぞれの配置区分ごとに基準を満たしていること。
 (新設)

改定後

医師事務作業補助体制加算1の施設基準
(削除)

当該保険医療機関における3年以上の勤務経験を有する医師事務作業補助者が、それぞれの配置区分ごとに5割以上配置されていること。

※ 医師事務作業補助体制加算2については上記要件を設けない

(※) 医師事務作業補助者の業務は、医師(歯科医師を含む。)の指示の下に、診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業(診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、教育や研修・カンファレンスのための準備作業等)、入院時の案内等の病棟における患者対応業務及び行政上の業務(救急医療情報システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等)への対応に限定するものであること。なお、医師以外の職種の指示の下に行う業務、診療報酬の請求事務(DPCのコーディングに係る業務を含む。)、窓口・受付業務、医療機関の経営、運営のためのデータ収集業務、看護業務の補助及び物品運搬業務等については医師事務作業補助者の業務としないこと。

医師事務作業補助者の配置に係る評価の充実

- 医師事務作業補助体制加算について、評価を見直す。

現行

医師事務作業補助者の配置	加算1	加算2
15対1	970点	910点
20対1	758点	710点
25対1	630点	590点
30対1	545点	510点
40対1	455点	430点
50対1	375点	355点
75対1	295点	280点
100対1	248点	238点

改定後

医師事務作業補助者の配置	加算1	加算2
15対1	<u>1,050点</u>	<u>975点</u>
20対1	<u>835点</u>	<u>770点</u>
25対1	<u>705点</u>	<u>645点</u>
30対1	<u>610点</u>	<u>560点</u>
40対1	<u>510点</u>	<u>475点</u>
50対1	<u>430点</u>	<u>395点</u>
75対1	<u>350点</u>	<u>315点</u>
100対1	<u>300点</u>	<u>260点</u>



(3) 勤務医の負担軽減の取組の推進

手術及び処置の時間外加算1等に係る要件の見直し

- ▶ 手術及び処置の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の要件について、医療機関内における労務管理や労働環境の改善のためのマネジメントシステムの実践の観点から、手術前日の当直回数に加え、連続当直の回数に係る上限を追加するとともに、診療科全体における当直回数から、医師1人当たりの当直回数に要件を変更する。

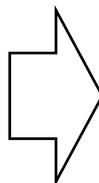
現行

【時間外加算1・休日加算1・深夜加算1】

[施設基準]

手術の前日の夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）に当直、夜勤及び緊急呼出し当番を行った日数

届出を行っている診療科全体で年間12日以内（ただし、当直医師を毎日6人以上（集中治療室等に勤務する医師を除く。）配置する保険医療機関が、全ての診療科について届出を行う場合にあっては年間24日以内）であること。



改定後

【時間外加算1・休日加算1・深夜加算1】

[施設基準]

手術の前日の夜勤時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）に当直、夜勤及び緊急呼出し当番を行った日数 **及び2日以上連続で夜勤時間帯に当直を行った日数**

(2)のアの当直等を行った日が、それぞれについて届出を行っている診療科の**各医師について年間4日以内**であり、**かつ、(2)のイの2日以上連続で当直を行った回数が、それぞれについて届出を行っている診療科の各医師について年間4回以内**であること。

(4) 夜間の看護配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直し①

夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等の項目の見直し

➤ 看護職員の夜間における看護業務の負担軽減を一層促進する観点から、業務管理等の項目を見直す。

- ① 「ア 11時間以上の勤務間隔の確保」又は「ウ 連続する夜勤の回数が2回以下」のいずれかを満たしていることを**必須化**する。
- ② 看護職員夜間配置加算（精神科救急急性期医療入院料及び精神科救急・合併症入院料）の施設基準における満たすべき項目の数について、**2項目以上から3項目以上に変更**する。

※1 3交代制勤務又は変則3交代勤務の病棟のみが対象 ※2 夜間30・50・100対1急性期看護補助体制加算の届出が該当	看護職員夜間配置加算 12対1加算1 16対1加算1	夜間看護体制加算 急性期看護補助体制加算の注加算	夜間看護体制加算 看護補助加算の注加算	夜間看護体制加算 障害者施設等入院基本料の注加算	看護職員夜間配置加算 精神科救急急性期医療入院料、精神科救急・合併症入院料の注加算
満たす必要がある項目数（ア又はウを含むこと）	4項目以上	3項目以上	4項目以上	4項目以上	3項目以上
ア 11時間以上の勤務間隔の確保	○	○	○	○	○
イ 正循環の交代周期の確保（※1）	○	○	○	○	○
ウ 夜勤の連続回数が2連続（2回）まで	○	○	○	○	○
エ 夜勤後の暦日の休日確保	○	○	○	○	○
オ 夜勤帯のニーズに対応した柔軟な勤務体制の工夫	○	○	○	○	○
カ 夜間を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムの構築	○	○	○	○	○
キ 看護補助業務のうち5割以上が療養生活上の世話	○	○	○	○	○
ク 看護補助者の夜間配置（※2）	○	○	○	○	○
ケ みなし看護補助者を除いた看護補助者比率5割以上	○	○	○	○	○
コ 夜間院内保育所の設置、夜勤従事者の利用実績 ※ただし、利用者がいない日の開所は求めない	○	○	○	○	○
サ ICT、AI、IoT等の活用による業務負担軽減	○	○	○	○	○

(4) 夜間の看護配置に係る評価及び業務管理等の項目の見直し②

夜間の看護配置に係る評価の見直し

- 看護職員の夜間における看護業務の負担軽減を一層促進する観点から、夜間の看護配置に係る評価を見直す。

現行		改定後	
看護職員に係る加算	【看護職員夜間配置加算】 看護職員夜間12対1配置加算1 105点 看護職員夜間12対1配置加算2 85点 看護職員夜間16対1配置加算1 65点 看護職員夜間16対1配置加算2 40点	看護職員に係る加算	【看護職員夜間配置加算】 看護職員夜間12対1配置加算1 <u>110点</u> 看護職員夜間12対1配置加算2 <u>90点</u> 看護職員夜間16対1配置加算1 <u>70点</u> 看護職員夜間16対1配置加算2 <u>45点</u>
	【注加算の看護職員夜間配置加算】 地域包括ケア病棟入院料 65点 精神科救急入院料 65点 精神科救急・合併症入院料 65点		【注加算の看護職員夜間配置加算】 地域包括ケア病棟入院料 <u>70点</u> 精神科救急急性期医療入院料 <u>70点</u> 精神科救急・合併症入院料 <u>70点</u>
看護補助者の配置に係る加算	【急性期看護補助体制加算】 夜間30対1急性期看護補助体制加算 120点 夜間50対1急性期看護補助体制加算 115点 夜間100対1急性期看護補助体制加算 100点	看護補助者の配置に係る加算	【急性期看護補助体制加算】 夜間30対1急性期看護補助体制加算 <u>125点</u> 夜間50対1急性期看護補助体制加算 <u>120点</u> 夜間100対1急性期看護補助体制加算 <u>105点</u>
	【看護補助加算】 夜間75対1看護補助加算 50点 夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算） 45点 看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算） イ 14日以内の期間 141点 ロ 15日以上30日以内の期間 116点 夜間看護配置加算（有床診療所入院基本料の注加算） 八 夜間看護配置加算1 100点 二 夜間看護配置加算2 50点		【看護補助加算】 夜間75対1看護補助加算 <u>55点</u> 夜間看護加算（療養病棟入院基本料の注加算） <u>50点</u> 看護補助加算（障害者施設等入院基本料の注加算） イ（1）14日以内の期間 <u>146点</u> （2）15日以上30日以内の期間 <u>121点</u> 夜間看護配置加算（有床診療所入院基本料の注加算） 八 夜間看護配置加算1 <u>105点</u> 二 夜間看護配置加算2 <u>55点</u>



(5) 特定行為研修修了者の活用の推進

研修要件の見直し

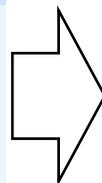
- 精神科リエゾンチーム加算、栄養サポートチーム加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、呼吸ケアチーム加算の算定に係る適切な研修に、特定行為に係る研修を追加する。

現行

【精神科リエゾンチーム加算】

【施設基準】

ア 国又は医療関係団体等が主催する研修であること（600時間以上の研修期間であって、修了証が交付されるもの）。



改定後

【精神科リエゾンチーム加算】

【施設基準】

ア 国又は医療関係団体等が主催する600時間以上の研修（修了証が交付されるもの）又は保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第37条の2第2項第5号の規定による指定研修機関において行われる研修であること。

※【栄養サポートチーム加算】【褥瘡ハイリスク患者ケア加算】【呼吸ケアチーム加算】についても同様



(6) 看護補助者の更なる活用に係る評価の新設①

看護補助者の更なる活用に係る評価の新設

- 看護職員及び看護補助者の業務分担・協働を更に推進する観点から、看護職員及び看護補助者に対してより充実した研修を実施した場合等について、新たな評価を行う。

(新) 看護補助体制充実加算 (1日につき)

[施設基準]

・ 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する十分な体制が整備されていること。



現行	改定後
<p>【急性期看護補助体制加算】</p> <p>25対1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者 5割以上) 240点 25対1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者 5割未満) 220点 50対1 急性期看護補助体制加算 200点 75対1 急性期看護補助体制加算 160点</p>	<p>【急性期看護補助体制加算】</p> <p><u>(新) 看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算</u></p> <p>25対1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者 5割以上) <u>245点</u> 25対1 急性期看護補助体制加算 (看護補助者 5割未満) <u>225点</u> 50対1 急性期看護補助体制加算 <u>205点</u> 75対1 急性期看護補助体制加算 <u>165点</u></p>
<p>【看護補助加算】</p> <p>看護補助加算 1 141点 看護補助加算 2 116点 看護補助加算 3 88点</p>	<p>【看護補助加算】</p> <p><u>(新) 看護補助体制充実加算として、1日につき5点を更に所定点数に加算</u></p> <p>看護補助加算 1 <u>146点</u> 看護補助加算 2 <u>121点</u> 看護補助加算 3 <u>93点</u></p>
<p>夜間看護加算 (療養病棟入院基本料の注加算) 45点</p> <p>看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注加算) (1) 14日以内の期間 141点 (2) 15日以上30日以内の期間 116点</p>	<p>イ 夜間看護加算 (療養病棟入院基本料の注加算) <u>50点</u> <u>(新) □ 看護補助体制充実加算</u> <u>55点</u> イ 看護補助加算 (障害者施設等入院基本料の注加算) (1) 14日以内の期間 <u>146点</u> (2) 15日以上30日以内の期間 <u>121点</u> <u>(新) □ 看護補助体制充実加算</u> <u>(1) 14日以内の期間</u> <u>151点</u> <u>(2) 15日以上30日以内の期間</u> <u>126点</u> イ 看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注加算) 160点 <u>(新) □ 看護補助体制充実加算</u> <u>165点</u></p>
<p>看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注加算) 160点</p>	<p>イ 看護補助者配置加算 (地域包括ケア病棟入院料の注加算) 160点 <u>(新) □ 看護補助体制充実加算</u> <u>165点</u></p>

(6) 看護補助者の更なる活用に係る評価の新設②

看護補助者の更なる活用に係る評価の新設

研修対象	研修内容
看護師長等	所定の研修※1を修了していること。
看護職員	<p><u>全ての看護職員が、所定の研修を修了していること。</u> <u>研修は、講義及び演習により、次の項目を行う研修であること。</u></p> <p>イ(イ)看護補助者との協働の必要性 (ロ)看護補助者の制度的な位置づけ (ハ)看護補助者と協働する看護業務の基本的な考え方 (ニ)看護補助者との協働のためのコミュニケーション (ホ)自施設における看護補助者に係る規定及び運用</p>
看護補助者	<p>現行の研修内容※2のうち、<u>エ(日常生活にかかわる業務)について業務内容毎に業務範囲、実施手順、留意事項等について示した業務マニュアルを作成し、それを用いて研修を実施すること。</u></p>



- ※1 (イ) 国、都道府県又は医療関係団体等が主催する研修であること（5時間程度）
 (ロ) 講義及び演習により、次の項目を行う研修であること
- ① 看護補助者の活用に關する制度等の概要
 - ② 看護職員との連携と業務整理
 - ③ 看護補助者の育成・研修・能力評価
 - ④ 看護補助者の雇用形態と処遇等
- ※2 ア 医療制度の概要及び病院の機能と組織の理解
 イ 医療チーム及び看護チームの一員としての看護補助業務の理解
 ウ 看護補助業務を遂行するための基礎的な知識・技術
 エ 日常生活にかかわる業務
 オ 守秘義務、個人情報保護の保護
 カ 看護補助業務における医療安全と感染防止 等

7. 在宅医療・訪問看護

- (1) 継続診療加算の見直し（在宅療養移行加算）
- (2) 外来在宅共同指導料の新設（再掲）
- (3) 在宅データ提出加算の新設
- (4) 在支診・在支病の施設基準の見直し
- (5) 小児に対する在宅医療の評価の見直し
- (6) 訪問看護の評価

(1) 継続診療加算の見直し

(在宅療養支援診療所以外の診療所の訪問診療に対する評価)

在宅療養移行加算の新設

- ▶ 継続診療加算について、名称を在宅療養移行加算に変更する。
- ▶ 従来の継続診療加算に加えて、市町村や地域医師会との協力により、往診が必要な患者に対し、当該医療機関又は連携する他の医療機関が往診を提供する体制を有している場合の評価を新設する。

現行

【継続診療加算】
継続診療加算 216点

[施設基準]
継続診療加算

- ア 24時間の往診体制及び24時間の連絡体制を有していること
- イ 訪問看護が必要な患者に対し、訪問看護ステーションが訪問看護を提供する体制を確保している
- ウ 当該医療機関又は連携する医療機関の連絡担当者の氏名、診療時間内及び診療時間外の連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等並びに往診担当医の氏名等について、患者又は患者の家族に文書により提供し、説明



改定後

(新) 【在宅療養移行加算】
在宅療養移行加算 1 216点
在宅療養移行加算 2 116点

[施設基準]
在宅療養移行加算 1

- ア 24時間の往診体制及び24時間の連絡体制
- イ 訪問看護が必要な患者に対し、訪問看護ステーションが訪問看護を提供する体制を確保している
- ウ 当該医療機関又は連携する医療機関の連絡担当者の氏名、診療時間内及び診療時間外の連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等並びに往診担当医の氏名等について、患者又は患者の家族に文書により提供し、説明

在宅療養移行加算 2

- ア **当該医療機関又は連携する他の医療機関が往診を提供する体制**を有していること。
- イ 24時間の連絡体制を有していること
- ウ 訪問看護が必要な患者に対し、訪問看護ステーションが訪問看護を提供する体制を確保している
- エ 当該医療機関又は連携する医療機関の連絡担当者の氏名、診療時間内及び診療時間外の連絡先電話番号等、緊急時の注意事項等並びに往診担当医の氏名等について、患者又は患者の家族に文書により提供し、説明

(1) 継続診療加算の見直し

(在宅療養支援診療所以外の診療所の訪問診療に対する評価)

○：どちらでもよい ◎：必ず満たす必要がある ×：要件を満たさない -：施設基準上の要件ではない			24時間要件					
			往診を行う体制		訪問看護を行う体制		連絡を受ける体制	
			単独	連携	単独	連携	単独	連携
			在宅療養支援診療所	機能強化型	単独型	◎	×	○
連携型	○(<10)				○(<10)		○(<10)	
その他	○			○		◎	×	
在宅療養支援病院	機能強化型	単独型	◎	×	○		◎	×
		連携型	○(<10)		○(<10)		○(<10)	
	その他	◎	×	○		◎	×	
(新)在宅療養移行加算1			○※1		-		○※1	
(新)在宅療養移行加算2			※2		-		○※1	

※1：地域医師会等の協力を得て規定する体制を確保することでも差し支えない。(協力してもよい旨を明記しているのみであり、24時間の体制は在宅診療等と同様に満たす必要がある。)

※2：「24時間体制の往診を行う体制」は求めないが、市町村や地域医師会との協力により、**往診が必要な患者に対し、当該医療機関又は連携する他の医療機関が往診を提供する体制を有していること**を要件とする。

<10：連携医療機関数が10未満であること。

(2) 外来在宅共同指導料の新設 (再掲)

(外来医療を担う医師と在宅医療を担う医師が共同して行う指導の評価)

- ▶ 通院患者のスムーズな在宅医療への移行を推進する観点から、外来在宅共同指導料を新設する。

(新) 外来在宅共同指導料

外来在宅共同指導料 1	400点	<u>(在宅療養を担う保険医療機関において算定)</u>
外来在宅共同指導料 2	600点	<u>(外来において診療を行う保険医療機関において算定)</u>

[対象患者]

- **外来において継続的に診療 (継続して4回以上外来を受診) を受けている患者であって、在宅での療養を行う患者** (他の保険医療機関、社会福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅その他施設等に入院若しくは入所する患者については、対象とはならない。)

[算定要件]

- 外来在宅共同指導料 1
 保険医療機関の外来において継続的に診療を受けている患者について、**当該患者の在宅療養を担う保険医療機関**の保険医が、当該患者の同意を得て、患家等を訪問して、在宅での療養上必要な説明及び指導を、外来において当該患者に対して継続的に診療を行っている保険医療機関の保険医と共同して行った上で、文書により情報提供した場合に、患者1人につき1回に限り、当該患者の在宅療養を担う保険医療機関において算定する。
- 外来在宅共同指導料 2
外来において当該患者に対して継続的に診療を行っている保険医療機関において、患者1人につき1回に限り算定する。なお、当該保険医療機関の保険医が、在宅での療養上必要な説明及び指導を情報通信機器を用いて行った場合においても算定できる。



(3) 在宅データ提出加算の新設

(外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設(再掲))

- ▶ 外来医療、在宅医療及びリハビリテーション医療について、データに基づく適切な評価を推進する観点から、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、疾患別リハビリテーション料等において、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合の評価を新設する。

生活習慣病管理料

(新) 外来データ提出加算 50点(月1回)

[算定要件]

- 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における**診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合**は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。

[施設基準]

- 外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出**するために必要な体制が整備されていること。
- データ提出加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅がん医療総合診療料

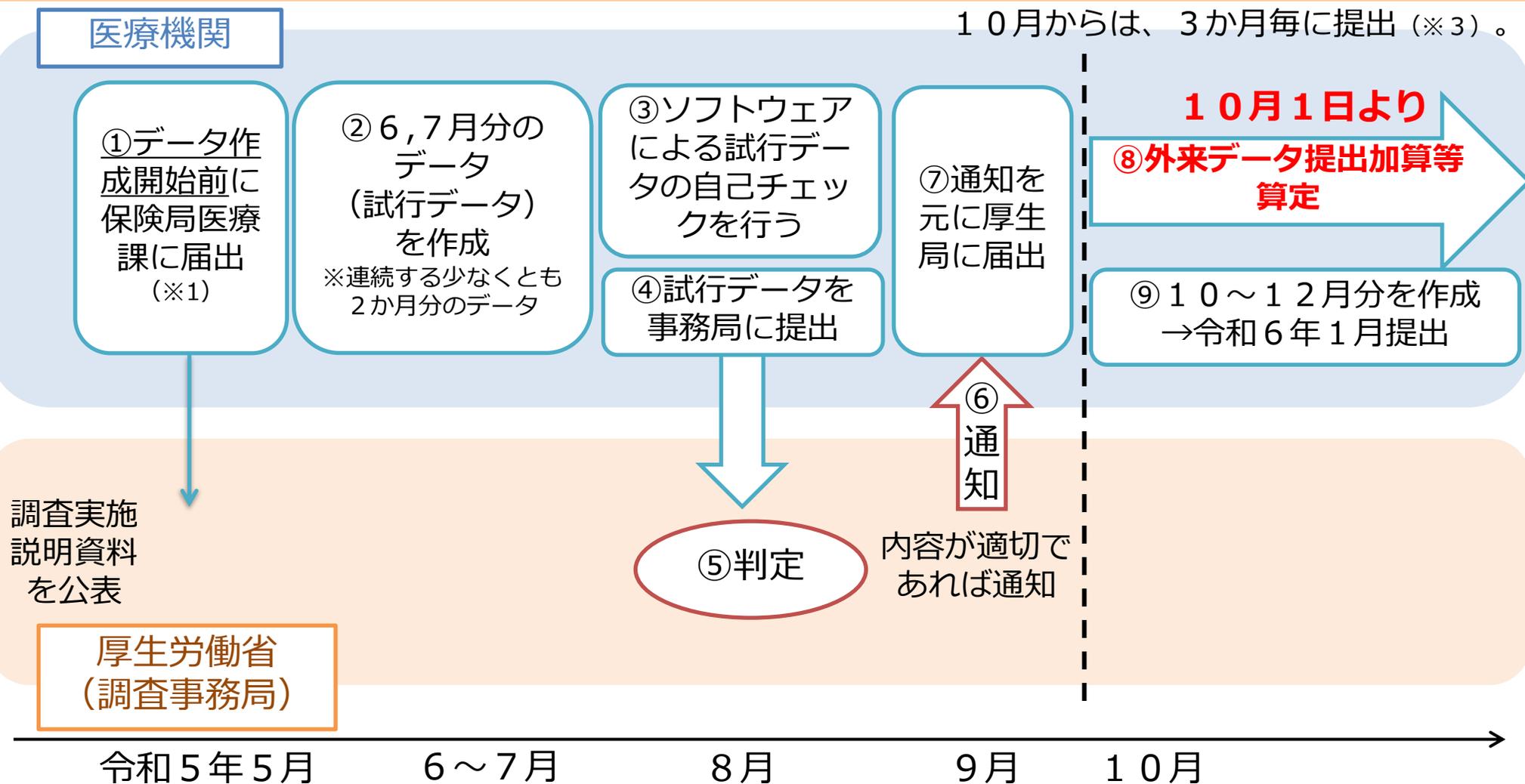
(新) 在宅データ提出加算 50点(月1回)

疾患別リハビリテーション料

(新) リハビリテーションデータ提出加算 50点(月1回)

※ 在宅データ提出加算とリハビリテーションデータ提出加算の算定要件・施設基準は外来データ提出加算と同様。

外来医療等のデータ提出を始める医療機関のスケジュール（イメージ）（再掲）



※1 5/20までに厚生局を経由して届出（施設の状況により若干時期が異なる）

※2 自己チェック用のソフトは厚生労働省が追って作成・配付。医療機関側で提出前にチェックを実施（必須）。

※3 提出データについては、より詳細な点検を厚生労働省（調査事務局）にて実施し、データの追加提出を求める場合がある。

(4) 在支診・在支病の施設基準の見直し

適切な意思決定支援の推進

- ▶ 全ての在支診・在支病について、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえた適切な意思決定支援に係る指針を作成していることを要件とする。

【経過措置】

令和4年3月31日時点において在宅療養支援診療所等であるものについては、令和4年9月30日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなす。

機能強化型在支診・在支病等の地域との協力推進

- ▶ 機能強化型の在支診及び在支病について、市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業等において在宅療養支援診療所以外の診療所等と連携することや、地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい旨を施設基準に明記する。

機能強化型在支病の要件の見直し

- ▶ 在宅医療を支える入院機能の充実を図る観点から、機能強化型在宅療養支援病院の要件を見直し、緊急の往診の実績に代えて、後方ベッドの確保及び緊急の入院患者の受入実績又は地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1若しくは3の届出により要件を満たすこととする。

現行

【在宅療養支援病院】

〔施設基準〕（抜粋・例）

- (1) 病院であって、当該病院単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること。
ア～サ（略）
- シ 過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有すること。
- ス（略）



改定後

【在宅療養支援病院】

〔施設基準〕（抜粋・例）

- (1) 病院であって、当該病院単独で以下の要件のいずれにも該当し、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制等を確保していること
ア～サ（略）
- シ 以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ・ 過去1年間の緊急の往診の実績を10件以上有すること。
 - ・ **在支診等からの要請により患者の受入れを行う病床を常に確保し、在宅療養支援診療所等からの要請により患者の緊急の受入れを行った実績が過去1年間で31件以上あること。**
 - ・ **地域包括ケア病棟入院料・管理料1又は3を届け出ていること。**
- ス（略）

(4) 在支診・在支病の施設基準 (参考)

	機能強化型在支診・在支病				在支診・ 在支病	(参考) 在宅療養 後方支援病院
	単独型		連携型			
	診療所	病院	診療所	病院		
全ての在支 診・在支病 の基準	① 24時間連絡を受ける体制の確保 ② 24時間の往診体制 ③ 24時間の訪問看護体制 ④ 緊急時の入院体制 ⑤ 連携する医療機関等への情報提供 ⑥ 年に1回、看取り数等を報告している ⑦ <u>適切な意思決定支援に係る指針を作成していること</u>					
全ての在支 病の基準	「在宅療養支援病院」の施設基準は、上記に加え、以下の要件を満たすこと。 (1) 許可病床200床未満*であること又は当該病院を中心とした半径4km以内に診療所が存在しないこと (2) 往診を担当する医師は、当該病院の当直体制を担う医師と別であること ※ 医療資源の少ない地域に所在する保険医療機関にあっては280床未満					○ 許可病床数200床以上 ○ 在宅医療を提供する医療機関と連携し、24時間連絡を受ける体制を確保 ○ 連携医療機関の求めに応じて入院希望患者の診察が24時間可能な体制を確保(病床の確保を含む) ※ やむを得ず当該病院に入院させることができなかった場合は、対応可能な病院を探し紹介すること ○ 連携医療機関との間で、3月に1回以上、患者の診療情報の交換を行い、入院希望患者の一覧表を作成
機能強化型 在支診・在 支病の基準	⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 3人以上		⑦ 在宅医療を担当する常勤の医師 連携内で3人以上			
	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績 10件以上	⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績10件以上 ・ <u>在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上</u> ・ <u>地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている</u>	⑧ 過去1年間の緊急往診の実績連携内で10件以上 各医療機関で4件以上	⑧ 次のうちいずれか1つ ・過去1年間の緊急往診の実績10件以上各医療機関で4件以上 ・ <u>在宅療養支援診療所等からの要請により患者の受入を行う病床を常に確保していること及び在宅支援診療所等からの要請により患者の緊急受入を行った実績が直近1年間で31件以上</u> ・ <u>地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料1又は3を届け出ている</u>		
	⑨ 過去1年間の看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか4件以上		⑨ 過去1年間の看取りの実績連携内で4件以上 かつ、各医療機関において、看取りの実績又は超・準超重症児の医学管理の実績 いずれか2件以上			
	⑩ <u>市町村が実施する在宅医療・介護連携推進事業等において在宅療養支援診療所以外の診療所等と連携することや、地域において24時間体制での在宅医療の提供に係る積極的役割を担うことが望ましい</u>					

(5) 小児に対する在宅医療の評価の見直し

在宅がん医療総合診療料の見直し

- ▶ 在宅医療における小児がん診療のニーズが高まっていることを踏まえ、在宅がん医療総合診療料について小児に係る加算を新設する。

在宅がん医療総合診療料

(新) 小児加算 1,000点 (週に1回に限る)

[算定要件]

15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）に対して総合的な医療を提供した場合に算定する。

緊急往診加算の見直し

- ▶ 緊急往診加算について、小児に対する在宅医療を適切に評価する観点から、緊急往診加算について要件を見直し、小児特有の速やかな往診が必要な場合を明確にする。

現行

【往診料】

[施設基準]

緊急に行う往診とは、患者又は現にその看護に当たっている者からの訴えにより、速やかに往診しなければならないと判断した場合をいい、具体的には、往診の結果、急性心筋梗塞、脳血管障害、急性腹症等が予想される場合をいう。



改定後

【入退院支援加算3】

[施設基準]

緊急に行う往診とは、患者又は現にその看護に当たっている者からの訴えにより、速やかに往診しなければならないと判断した場合をいい、具体的には、往診の結果、急性心筋梗塞、脳血管障害、急性腹症等が予想される場合（15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）については、これに加えて、低体温、けいれん、意識障害、急性呼吸不全等が予想される場合）をいう。

(5) 小児に対する在宅医療の評価の見直し

在宅がん医療総合診療料 (1日につき)

- | | | |
|---|-----------------|--------|
| 1 | 機能強化型の在支診・在支病 | |
| | イ 病床を有する場合 | |
| | (1) 処方箋を交付する場合 | 1,800点 |
| | (2) 処方箋を交付しない場合 | 2,000点 |
| | イ 病床を有しない場合 | |
| | (1) 処方箋を交付する場合 | 1,650点 |
| | (2) 処方箋を交付しない場合 | 1,850点 |
| 2 | 機能強化型以外の在支診・在支病 | |
| | イ 処方箋を交付する場合 | 1,495点 |
| | ロ 処方箋を交付しない場合 | 1,685点 |



小児加算
1,000点(週に1回)

[算定要件] (抜粋)

- **在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者**であって通院が困難なものについて算定する。
- 計画的な医学管理の下に、次に掲げる基準のいずれにも該当する総合的な医療を提供した場合に、1週間を単位として当該基準を全て満たした日に算定する。
 - ア 当該患者に対し、**訪問診療又は訪問看護を行う日が合わせて週4日以上**であること。
 - イ 訪問診療の回数が週1回以上であること。
 - ウ 訪問看護の回数が週1回以上であること。

[施設基準] (抜粋)

- 居宅において療養を行っている末期の悪性腫瘍患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供できること。
- 患者に対し、定期的に訪問診療及び訪問看護を実施できる体制があること。
- 患者の症状急変等により、患者等から求めがあった場合に、常時対応ができる体制があること。

※小児加算は15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）について算定。

(6) 【訪問看護】利用者が安心して24時間対応等を受けられる体制の整備

業務継続に向けた取組強化の推進

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な訪問看護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、訪問看護ステーションにおける業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化する。

【指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準】

（業務継続計画の策定等）

第二十二條の二 指定訪問看護事業者は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定訪問看護事業者は、看護師等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 指定訪問看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

複数の訪問看護ステーションによる24時間対応体制の見直し

- 利用者が安心して24時間対応を受けられる体制の整備を促進する観点から、複数の訪問看護ステーションが連携することで24時間対応体制加算を算定できる場合の要件について、自治体や医療関係団体等が整備する地域の連携体制に参画している場合を追加する。

現行

【24時間対応体制加算
（訪問看護管理療養費）】

〔算定要件〕

- 2つの訪問看護ステーションが連携することによって24時間対応体制加算を算定できる場合
- ・ 特別地域に所在する訪問看護ステーション
 - ・ 医療を提供しているが医療資源の少ない地域に所在する訪問看護ステーション

改定後

【24時間対応体制加算（訪問看護管理療養費）】

〔算定要件〕

- 2つの訪問看護ステーションが連携することによって24時間対応体制加算を算定できる場合
- ・ 特別地域に所在する訪問看護ステーション
 - ・ 医療を提供しているが医療資源の少ない地域に所在する訪問看護ステーション
 - ・ 業務継続計画を策定した上で自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークに参画している訪問看護ステーション

自然災害等の発生に備えた地域の相互支援ネットワークは次のいずれにも該当するもの

- ア 都道府県、市町村又は医療関係団体等（ウにおいて「都道府県等」という。）が主催する事業
- イ 自然災害や感染症等の発生により業務継続が困難な事態を想定して整備された事業
- ウ 都道府県等が当該事業の調整等を行う事務局を設置し、当該事業に参画する訪問看護ステーション等の連絡先を管理している



(6) 【訪問看護】機能強化型訪問看護ステーションの見直し

機能強化型訪問看護管理療養費の見直し

- ▶ 機能強化型訪問看護療養費1及び2について、他の訪問看護ステーション等に対する研修等の実施及び相談の対応実施を必須の要件とするとともに、評価を見直す。

現行

【機能強化型訪問看護管理療養費1及び2】

機能強化型訪問看護管理療養費1	12,530円
機能強化型訪問看護管理療養費2	9,500円

【施設基準】

ア～キ 略

ク 地域住民等に対する情報提供や相談、人材育成のための研修を実施していることが望ましい。



改定後

【機能強化型訪問看護管理療養費1及び2】

(改) 機能強化型訪問看護管理療養費1	12,830円
(改) 機能強化型訪問看護管理療養費2	9,800円

【施設基準】

ア～キ 略

ク 直近1年間に、人材育成のための研修等を実施していること。
ケ 直近1年間に、地域の保険医療機関、訪問看護ステーション又は住民等に対して、訪問看護に関する情報提供又は相談に応じている実績があること。

【経過措置】

令和4年3月31日において現に機能強化型訪問看護管理療養費1又は2を届け出ているものについては、令和4年9月30日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなす。

- ▶ 機能強化型訪問看護管理療養費1から3までについて、専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましいこととして、要件に追加する。

改定後

【機能強化型訪問看護管理療養費】

【施設基準】

コ 専門の研修を受けた看護師が配置されていることが望ましい。

(6) 【訪問看護】機能強化型訪問看護ステーションの要件等 (参考)

	機能強化型 1	機能強化型 2	機能強化型 3
	ターミナルケアの実施や、重症児の受入れ等を積極的に行う手厚い体制を評価		地域の訪問看護の人材育成等の役割を評価
月の初日の額※1	12,830円	9,800円	8,470円
看護職員の数・割合※2	常勤7人以上（1人は常勤換算可）、6割以上	5人以上（1人は常勤換算可）、6割以上	4人以上、6割以上
24時間対応	24時間対応体制加算の届出 + 休日、祝日等も含めた計画的な訪問看護の実施		
重症度の高い利用者の受入れ	別表7の利用者 月10人以上	別表7の利用者 月7人以上	別表7・8の利用者、精神科重症患者又は複数の訪看STが共同して訪問する利用者 月10人以上
ターミナルケアの実施、重症児の受入れ※3	以下のいずれか ・ターミナル 前年度20件以上 ・ターミナル 前年度15件以上 + 重症児 常時4人以上 ・重症児 常時6人以上	以下のいずれか ・ターミナル 前年度15件以上 ・ターミナル 前年度10件以上 + 重症児 常時3人以上 ・重症児 常時5人以上	
介護・障害サービスの計画作成	以下のいずれか ・居宅介護支援事業所を同一敷地内に設置 + 特に医療的な管理が必要な利用者の1割程度について、介護サービス等計画又は介護予防サービス計画を作成 ・特定相談支援事業所又は障害児相談支援事業所を同一敷地内に設置 + サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成が必要な利用者の1割程度について、計画を作成		
地域における人材育成等	以下のいずれも満たす ・ 人材育成のための研修等の実施 ・ 地域の医療機関、訪看ST、住民等に対する情報提供又は相談の実績		以下のいずれも満たす ・地域の医療機関や訪看STを対象とした研修 年2回 ・地域の訪看STや住民等への情報提供・相談の実績 ・地域の医療機関の看護職員の一定期間の勤務実績
医療機関との共同			以下のいずれも満たす ・退院時共同指導の実績 ・併設医療機関以外の医師を主治医とする利用者が1割以上
専門の研修を受けた看護師の配置	専門の研修を受けた看護師が配置されていること (望ましい)		

(6) 【訪問看護】訪問看護に係る関係機関との連携強化

自治体等への情報提供の見直し

- 訪問看護情報提供療養費1について、情報提供先に指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者を追加する。

現行

【訪問看護情報提供療養費1】

[算定要件]

・市町村 ・都道府県

に対して、当該市町村等からの求めに応じて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供

[算定対象]

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- (3) 精神障害を有する者又はその家族等
- (4) 15歳未満の小児



改定後

【訪問看護情報提供療養費1】

[算定要件]

・市町村 ・都道府県
 ・**指定特定相談支援事業者** ・**指定障害児相談支援事業者**

に対して、当該市町村等からの求めに応じて、当該利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を提供

[算定対象]

- (1) 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (2) 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- (3) 精神障害を有する者又はその家族等
- (4) **18歳**未満の**児童**

学校等への情報提供の見直し

- 訪問看護情報提供療養費2について、情報提供先に高等学校等を追加する。

現行

【訪問看護情報提供療養費2】

[算定要件]

・保育所等(※) ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・義務教育校
 ・中等教育学校(前期課程) ・特別支援学校(小学部、中学部)

へ通園又は通学する利用者について、当該学校等からの求めに応じて、必要な情報を提供

[算定対象]

- (1) 15歳未満の超重症児又は準超重症児
- (2) 15歳未満の特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (3) 15歳未満の特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者



改定後

【訪問看護情報提供療養費2】

[算定要件]

・保育所等(※) ・幼稚園 ・小学校 ・中学校 ・**高等学校**
 ・義務教育校 ・**中等教育学校** ・**特別支援学校** ・**高等専門学校**
 ・**専修学校**

へ通園又は通学する利用者について、当該学校等からの求めに応じて、必要な情報を提供

[算定対象]

- (1) **18歳**未満の超重症児又は準超重症児
- (2) **18歳**未満の特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- (3) **18歳**未満の特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者

(※) 保育所、認定こども園、家庭的保育事業を行う者、小規模保育事業を行う者、事業所内保育事業を行う者

(6) 【訪問看護】訪問看護情報提供療養費における情報提供先（参考）

	情報提供療養費 1	情報提供療養費 2	情報提供療養費 3
<p>情報提供先</p> <p>対象者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・別表第7該当者 ・別表第8該当者 ・精神障害を有する者、 その家族等 ・18歳未満の児童 	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の超重症児、 準超重症児 ・18歳未満の別表第7該当者 ・18歳未満の別表第8該当者 	<ul style="list-style-type: none"> ・入院・入所する利用者
市町村・都道府県	○	—	—
指定特定相談支援事業者	X⇒○	—	—
指定障害児相談支援事業者	X⇒○	—	—
保育所等（※1）、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部、中学部）	—	○	—
特別支援学校（幼稚部、高等部）、高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校、専修学校	—	X⇒○	—
保険医療機関（※2）	—	—	○
介護老人保健施設（※2）	—	—	○
介護医療院（※2）	—	—	○

（※1）保育所等：保育所、認定こども園、家庭的保育事業を行う者、小規模保育事業を行う者、事業所内保育事業を行う者

（※2）主治医が利用者の入院・入所する保険医療機関等に対して情報提供を行うにあたり、訪問看護ステーションから主治医に対して情報提供を行う

(6) 【訪問看護】複数名訪問看護加算の見直し

複数名訪問看護加算の見直し

- 複数名訪問看護加算（複数名訪問看護・指導加算）における看護補助者が同行する場合の加算について、看護師等が同行する場合も算定可能とする。

現行

【複数名訪問看護加算】

[算定要件]

訪問看護ステーションの看護職員が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行った場合に算定

- イ 看護師等
- ロ 准看護師
- ハ 看護補助者（別表7・8、特別指示以外）
- ニ 看護補助者（別表7・8、特別指示）



[算定対象]

- イ 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- ロ 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- ハ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ホ 利用者の身体的理由により一人の看護職員による訪問看護が困難と認められる者（看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合に限る。）
- ヘ その他利用者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（看護職員が看護補助者と同時に指定訪問看護を行う場合に限る。）

改定後

【複数名訪問看護加算】

[算定要件]

訪問看護ステーションの看護職員が、当該訪問看護ステーションの他の看護師等又は看護補助者と同時に指定訪問看護を行った場合に算定

- イ 看護師等
- ロ 准看護師
- ハ **その他職員**（別表7・8、特別指示以外）
- ニ **その他職員**（別表7・8、特別指示）



※その他職員：看護師等又は看護補助者

[算定対象]

- イ 特掲診療料の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者
- ロ 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- ハ 特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者
- ニ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる者
- ホ 利用者の身体的理由により一人の看護職員による訪問看護が困難と認められる者（**訪問看護基本療養費の注12のハに該当する場合に限る。**）
- ヘ その他利用者の状況等から判断して、イからホまでのいずれかに準ずると認められる者（**訪問看護基本療養費の注12のハに該当する場合に限る。**）

※在宅患者訪問看護・指導料の注7及び同一建物居住者訪問看護・指導料の注4に規定する複数名訪問看護・指導加算についても同様

(6) 【訪問看護】訪問看護指示書の記載欄の見直し

訪問看護指示書の記載欄の見直し

- 医師の指示に基づき、医療的ニーズの高い利用者に対する理学療法士等による訪問看護が適切に提供されるよう、理学療法士等が訪問看護の一環として実施するリハビリテーションに係る訪問看護指示書の記載欄を見直す。

(別紙様式 16)

訪問看護指示書
在宅患者訪問点滴注射指示書

※該当する指示書を○で囲むこと

訪問看護指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)
点滴注射指示期間 (年 月 日 ~ 年 月 日)

患者氏名 _____ 生年月日 _____ (歳)

患者住所 _____ 電話 () - _____

主たる傷病名 (1) _____ (2) _____ (3) _____

病状・治療状 _____

投与中の薬剤の用量・用法

1.	2.
3.	4.
5.	6.

現在の状況

日常生活	寝たきり度	J1	J2	A1	A2	B1	B2	C1	C2
自立度	認知症の状況	I	IIa	IIb	IIIa	IIIb	IV	M	

要介護認定の状況

要支援 (1 2) 要介護 (1 2 3 4 5)

褥瘡の深さ

DESIGN分類	D3	D4	D5	NPUAP分類	Ⅲ度	Ⅳ度
----------	----	----	----	---------	----	----

装着・使用医療機器等

1. 自動腹膜灌流装置	2. 透析液供給装置	3. 酸素療法 (1 / min)
4. 吸引器	5. 中心静脈栄養	6. 輸液ポンプ
7. 経管栄養 (経鼻・胃腸 : サイズ _____ 日に1回交換)		
8. 留置カテーテル (部位 : サイズ _____ 日に1回交換)		
9. 人工呼吸器 (陽圧式・陰圧式 : 設定 _____)		
10. 気管カニューレ (サイズ _____)		
11. 人工肛門	12. 人工膀胱	13. その他 (_____)

留意事項及び指示事項

I 療養生活指導上の留意事項

II 1. リハビリテーション

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護の一環として行うものについて
1日あたり20・40・60・()分を週()回(注:介護保険の訪問看護を行う場合に記載)

2. 褥瘡の処置等

3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理

4. その他

在宅患者訪問点滴注射に関する指示(投与薬剤・投与量・投与方法等)

緊急時の連絡先
不在時の対応

特記すべき留意事項(注:薬の相互作用・副作用についての留意点、薬剤アレルギーの既往、定期巡回・随時対応型訪問看護看護及び複合型サービス開始の留意事項等があれば記載して下さい。)

他の訪問看護ステーションへの指示
(無 有 : 指定訪問看護ステーション名 _____)
たんの吸引等実施のための訪問介護事業所への指示
(無 有 : 訪問介護事業所名 _____)

上記のとおり、指示いたします。

年 月 日

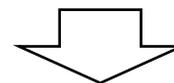
医療機関名 _____ 印
住 所 _____
電 話 _____
(FAX) _____
医師氏名 _____

事業所 _____ 殿

訪問看護指示書 (抜粋)
在宅患者訪問点滴注射指示書

現行

- II 1. リハビリテーション
- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問看護の一環として行うものについて
1日あたり20・40・60・()分を週()回(注:介護保険の訪問看護を行う場合に記載)
2. 褥瘡の処置等
3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理
4. その他



改定後

- II 1. **理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護**
1日あたり()分を週()回
2. 褥瘡の処置等
3. 装着・使用医療機器等の操作援助・管理
4. その他

(6) 【訪問看護】専門性の高い看護師による訪問看護の評価の推進

専門性の高い看護師による同行訪問の見直し

- 褥瘡ケアに係る専門の研修に特定行為研修を追加する。

現行

【訪問看護基本療養費(Ⅰ)・(Ⅱ)】

[施設基準]

褥瘡ケアに係る専門の研修

- ・ 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる600時間以上の研修期間



改定後

【訪問看護基本療養費(Ⅰ)・(Ⅱ)】

[施設基準]

褥瘡ケアに係る専門の研修

- ・ 国又は医療関係団体等が主催する研修であって、必要な褥瘡等の創傷ケア知識・技術が習得できる600時間以上の研修期間
- ・ **特定行為研修(創傷管理関連)**

※在宅患者訪問看護・指導料3、同一建物居住者訪問看護・指導料3についても同様

専門性の高い看護師による訪問看護における専門的な管理の評価の新設

- 専門の研修を受けた看護師が、専門的な管理を含む訪問看護を実施する場合の評価を新設する。

(新) 専門管理加算 2,500円(1月に1回)

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合には、所定額に加算する。

[算定対象]

- イ 緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合
 - ・ 悪性腫瘍の鎮痛療法若しくは化学療法を行っている利用者
 - ・ 人工肛門若しくは人工膀胱を造設している者で管理が困難な利用者
 - ・ 真皮を越える褥瘡の状態にある利用者
- 特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合
 - ・ 手順書加算を算定する利用者

※対象の特定行為：気管カニューレの交換、胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換、膀胱ろうカテーテルの交換、褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法、持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整、脱水症状に対する輸液による補正

※在宅患者訪問看護・指導料、同一建物居住者訪問看護・指導料についても同様

(6) 【訪問看護】訪問看護における特定行為の手順書の交付に係る評価の新設

- 質の高い訪問看護の提供を推進する観点から、訪問看護ステーション等の看護師に対して、医師が特定行為の実施に係る手順書を交付した場合の評価を新設する。

(新) 手順書加算 150点(6月に1回)

[算定要件]

当該患者に対する診療を担う保険医療機関の保険医が、診療に基づき、特定行為（訪問看護において専門の管理を必要とするものに限る。）に係る管理の必要を認め、当該患者の同意を得て当該患者の選定する訪問看護ステーション等の看護師（指定研修機関において行われる研修を修了した者に限る。）に対して、手順書を交付した場合に、所定点数に加算する。

※訪問看護において専門の管理を必要とするもの

- 気管カニューレの交換
- 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換
- 膀胱ろうカテーテルの交換
- 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去
- 創傷に対する陰圧閉鎖療法
- 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整
- 脱水症状に対する輸液による補正



(6) 【訪問看護】医療的ニーズの高い利用者の退院支援の見直し

退院支援指導加算の見直し

- 退院日の利用者の状態及び訪問看護の提供状況に応じた評価を行う観点から、退院日に看護師等が長時間の退院支援指導を行った場合の評価を新設する。

現行

【退院支援指導加算（訪問看護管理療養費）】

[算定要件]

指定訪問看護を受けようとする者が、退院支援指導を要する者として別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合に、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行ったときには、退院支援指導加算として、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際に6,000円を加算する。



改定後

【退院支援指導加算（訪問看護管理療養費）】

[算定要件]

指定訪問看護を受けようとする者が、退院支援指導を要する者として別に厚生労働大臣が定める者に該当する場合に、保険医療機関から退院するに当たって、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）が、退院日に当該保険医療機関以外において療養上必要な指導を行ったときには、退院支援指導加算として、退院日の翌日以降初日の指定訪問看護が行われた際に6,000円

（区分番号01の注10に規定する別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者に対し、長時間にわたる療養上必要な指導を行ったときには、8,400円）を加算する。

（参考）別に厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する者

長時間の訪問看護を要する利用者であって、次のいずれかに該当するもの

- ・ 15歳未満の超重症児又は準超重症児
- ・ 特掲診療料の施設基準等別表第8に掲げる者
- ・ 特別訪問看護指示書又は精神科特別訪問看護指示書に係る指定訪問看護を受けている者

(6) 【訪問看護】退院日のターミナルケアの見直し

訪問看護ターミナルケア療養費の見直し

- 死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上実施することとしている訪問看護について、退院日の退院支援指導を含めて判断できることとする。

現行

【訪問看護ターミナルケア療養費】

[算定要件]

訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。



改定後

【訪問看護ターミナルケア療養費】

[算定要件]

訪問看護基本療養費及び精神科訪問看護基本療養費を算定すべき指定訪問看護を行っている訪問看護ステーションの看護師等が、在宅で死亡した利用者又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対して、その主治医の指示により、その死亡日及び死亡日前14日以内に、2回以上指定訪問看護 (区分番号02の注7に規定する退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む。) を実施し、かつ、訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制について利用者及びその家族等に対して説明した上でターミナルケアを行った場合に算定する。

※ 1回を退院支援指導加算とする場合は、退院日にターミナルケアに係る療養上必要な指導を行っていること。

(6) 【訪問看護】 ICTを活用した遠隔死亡診断の補助に対する評価の新設

- 医師が行う死亡診断等について、ICTを活用した在宅での看取りに関する研修を受けた看護師が補助した場合の評価として、訪問看護ターミナルケア療養費に遠隔死亡診断補助加算を新設する。

(新) 遠隔死亡診断補助加算 1,500円

〔算定要件〕

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が、医科点数表の区分番号C001の注8（区分番号C001-2の注6の規定により準用する場合を含む。）に規定する死亡診断加算を算定する利用者（別に厚生労働大臣が定める地域に居住する利用者に限る。）について、その主治医の指示に基づき、情報通信機器を用いて医師の死亡診断の補助を行った場合は、遠隔死亡診断補助加算として、所定額に加算する。

〔施設基準〕

情報通信機器を用いた在宅での看取りに係る研修を受けた看護師が配置されていること

(参考) 死亡診断加算 (在宅患者訪問診療料)

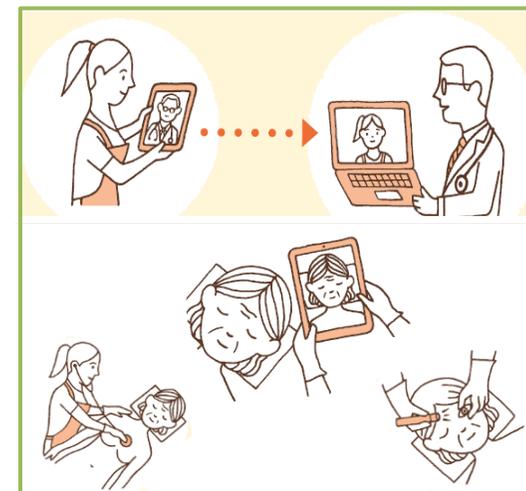
C001 在宅患者訪問診療料(I)
注8 死亡診断加算 200点

以下の要件を満たしている場合であって、「情報通信機器（ICT）を利用した死亡診断等ガイドライン（平成29年9月厚生労働省）」に基づき、ICTを利用した看護師との連携による死亡診断を行う場合には、往診又は訪問診療の際に死亡診断を行っていない場合でも、死亡診断加算のみを算定可能。

ア 当該患者に対して定期的・計画的な訪問診療を行っていたこと。

イ 正当な理由のために、医師が直接対面での死亡診断等を行うまでに12時間以上を要することが見込まれる状況であること。

ウ 特掲診療料の施設基準等の第四の四の三の三に規定する地域に居住している患者であって、連携する他の保険医療機関において区分番号「C005」在宅患者訪問看護・指導料の在宅ターミナルケア加算若しくは「C005-1-2」同一建物居住者訪問看護・指導料又は連携する訪問看護ステーションにおいて訪問看護ターミナルケア療養費を算定していること。



8. 不妊治療の保険適用

- (1) 不妊治療の保険適用の概要
- (2) 先進医療の検討状況
- (3) 不妊治療に必要な医薬品への対応状況
- (4) 移行期における助成金の取扱い

(1) 不妊治療の保険適用の概要

(参考) 令和4年度診療報酬改定について

1. 診療報酬 + 0.43%

※1 うち、※2～5を除く改定分 + 0.23%
各科改定率
医科 + 0.26%
歯科 + 0.29%
調剤 + 0.08%

※2 うち、看護の処遇改善のための特例的な対応 + 0.20%

※3 うち、リフィル処方箋（反復利用できる処方箋）の導入・活用促進による効率化 ▲0.10%
（症状が安定している患者について、医師の処方により、医療機関に行かずとも、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を反復利用できる、分割調剤とは異なる実効的な方策を導入することにより、再診の効率化につなげ、その効果について検証を行う）

※4 うち、不妊治療の保険適用のための特例的な対応 + 0.20%

※5 うち、小児の感染防止対策に係る加算措置（医科分）の期限到来 ▲0.10%
なお、歯科・調剤分については、感染防止等の必要な対応に充てるものとする。

(1) 不妊治療の保険適用の概要

(不妊治療の保険適用に係る政府方針)

少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）（抄）

（不妊治療等への支援）

○ 不妊治療に係る経済的負担の軽減等

- ・ 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる不妊治療（体外受精、顕微授精）に要する費用に対する助成を行うとともに、適応症と効果が明らかな治療には広く医療保険の適用を検討し、支援を拡充する。そのため、まずは2020年度に調査研究等を通じて不妊治療に関する実態把握を行うとともに、効果的な治療に対する医療保険の適用の在り方を含め、不妊治療の経済的負担の軽減を図る方策等についての検討のための調査研究を行う。あわせて、不妊治療における安全管理のための体制の確保が図られるようにする。

※ 全世代型社会保障検討会議 第2次中間報告（令和2年6月25日 全世代型社会保障検討会議決定）においても同様の記載あり

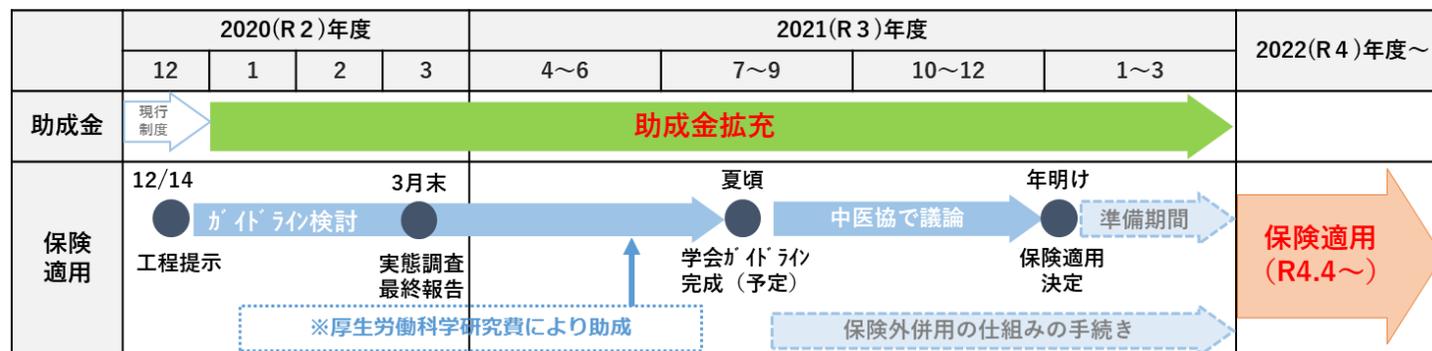
菅内閣の基本方針（令和2年9月16日閣議決定）（抄）

4. 少子化に対処し安心の社会保障を構築

喫緊の課題である少子化に対処し、誰もが安心できる社会保障制度を構築するため改革に取り組む。そのため、不妊治療への保険適用を実現し、保育サービスの拡充により、待機児童問題を終わらせて、安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。さらに、制度の不公平・非効率を是正し、次世代に制度を引き継いでいく。

全世代型社会保障改革の方針（令和2年12月15日閣議決定）（抄）

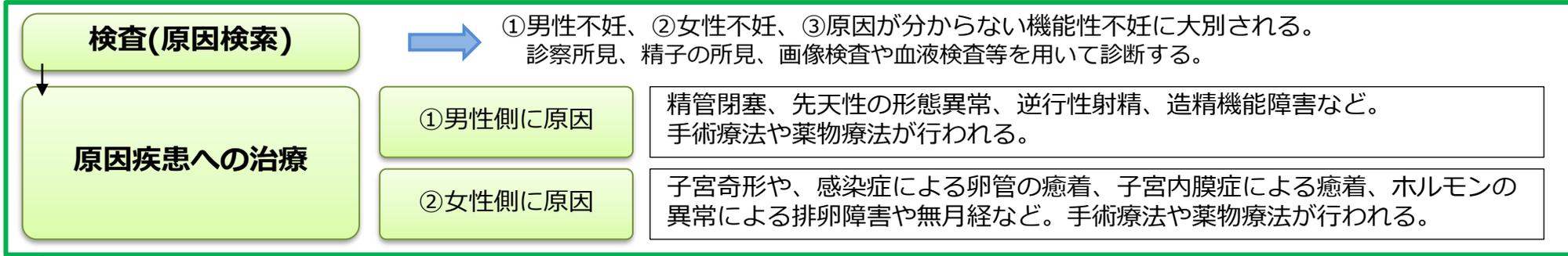
子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急を実現する。具体的には、令和3年度（2021年度）中に詳細を決定し、**令和4年度（2022年度）当初から保険適用を実施すること**とし、工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。保険適用までの間、現行の不妊治療の助成制度について、所得制限の撤廃や助成額の増額（1回30万円）等、対象拡大を前提に大幅な拡充を行い、経済的負担の軽減を図る。また、不育症の検査やがん治療に伴う不妊についても、新たな支援を行う。



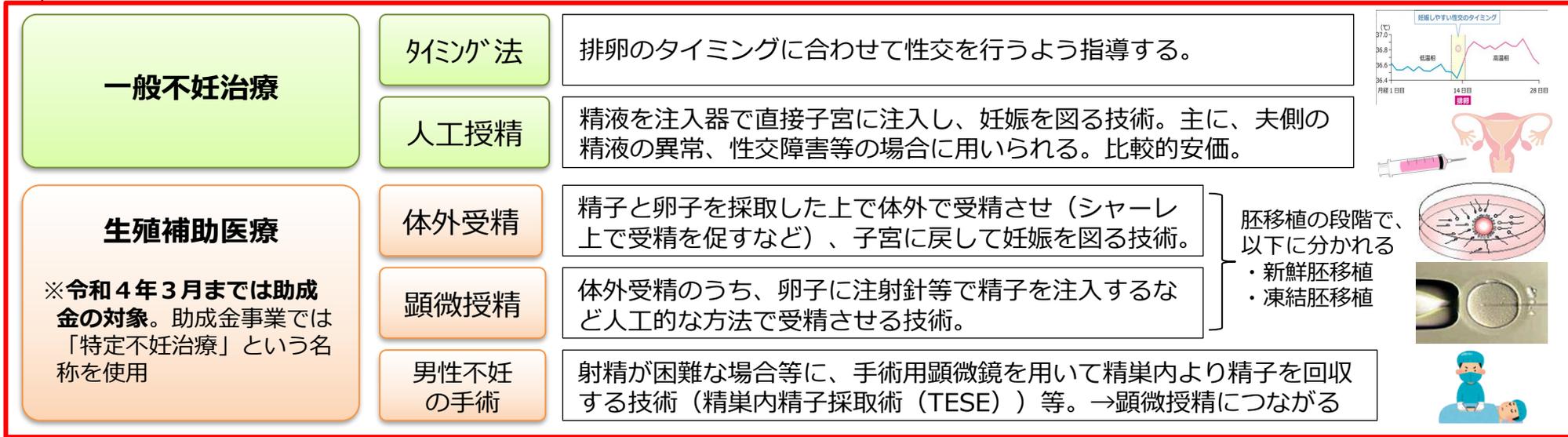
(1) 不妊治療の保険適用の概要

(不妊治療の全体像)

令和4年3月以前から保険適用



原因不明の不妊や治療が奏功しないもの **【令和4年4月から新たに保険適用】** ※令和4年3月までは保険適用外



「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する民法の特例に関する法律」（令和3年3月11日施行）の附則第3条に基づき、配偶子又は胚の提供及びあっせんに関する規制等の在り方等について国会において議論がなされているところであるため、**保険適用の対象外。**

(1) 不妊治療の保険適用の概要

- 子どもを持ちたいという方々に対して有効で安全な不妊治療を提供する観点から、以下のとおり、不妊治療に係る医療技術等の評価を新設する。

一般不妊治療に係る評価の新設

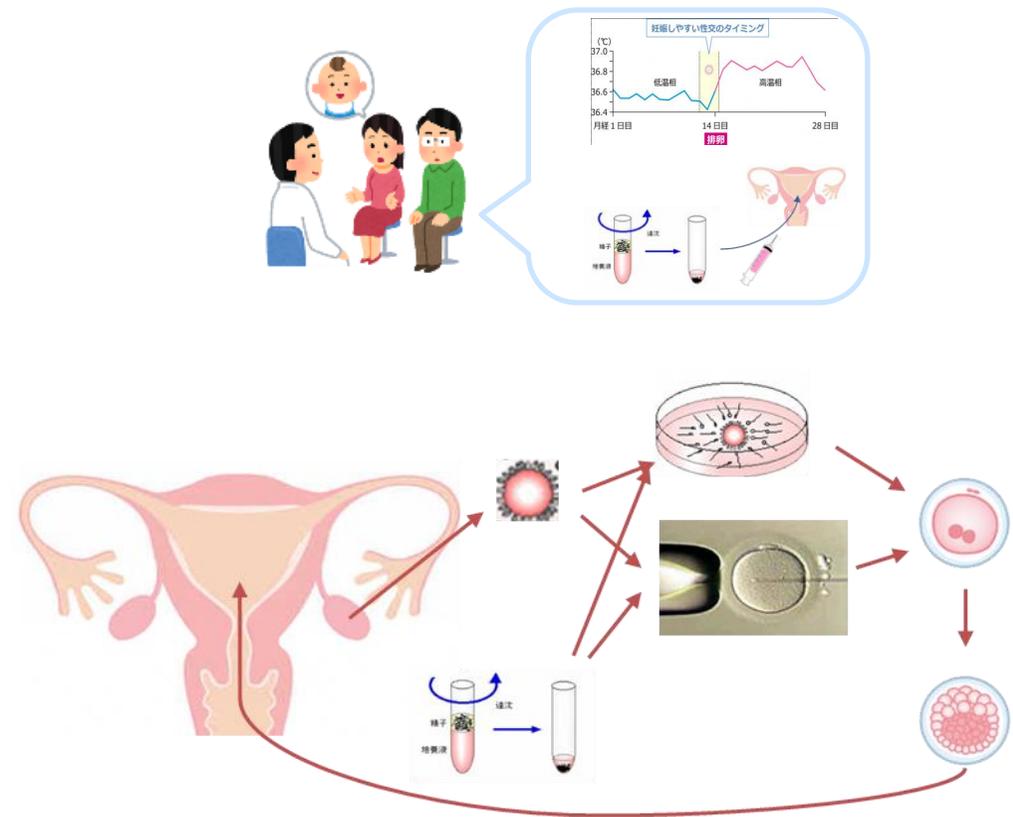
- 一般不妊治療管理料
- 人工授精

生殖補助医療に係る評価の新設

- 生殖補助医療管理料
- 抗ミュラー管ホルモン（AMH）
- 採卵術
- 体外受精・顕微授精管理料
 - 卵子調整加算、採取精子調整加算
- 受精卵・胚培養管理料
- 胚凍結保存管理料
- 胚移植術
 - アシステッドハッチング
 - 高濃度ヒアルロン酸含有培養液を用いた前処置

男性不妊治療に係る評価の新設

- Y染色体微小欠失検査
- 精巣内精子採取術



(1) 不妊治療の保険適用の概要

(不妊治療の診療の流れと保険適用の範囲 (令和4年4月以降))

一般不妊治療

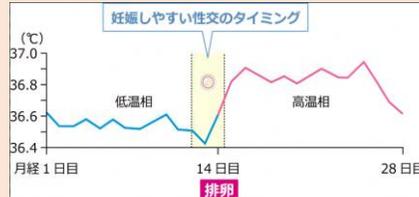
【新たに保険適用】

タイミング法

※管理料で
包括評価

人工授精

※評価を新設



＜「生殖補助医療」の補足＞

- 下記診療の流れは、生殖医療ガイドラインに記載されている医療技術等について整理したもの。
- 推奨度ごとの考え方は、以下のとおり。

推奨度 A : 実施を強く推奨
推奨度 B : 実施を推奨
推奨度 C : 実施を考慮

生殖補助医療

【新たに保険適用】

※年齢・回数制限、施設基準等は助成金と概ね同様

① 採卵

【いずれかを実施】

- 調整卵巣刺激法
- 低卵巣刺激法
- 自然周期

推奨度 A~B

② 採精

- 男性不妊の手術・精巣内精子採取術 (TESE)

推奨度 A~B

③ 体外受精

③ 顕微授精

【いずれかを実施】

- 体外受精
- 顕微授精
- Split insemination

※複数個採取できた卵子を分けて、体外受精と顕微授精をそれぞれ実施する手法

推奨度 A~B

④ 受精卵・胚培養

【いずれかを実施】

- 初期胚まで
- 胚盤胞まで

推奨度 A~B

⑤ 胚凍結保存

【いずれかの場合に実施】

- 複数の胚が作成できた場合
- 全胚凍結周期である場合

推奨度 A~B

⑥ 胚移植

【いずれかを実施】

- 新鮮胚移植
- 凍結胚移植

推奨度 A~B

追加的に実施される場合があるもの

下線部は保険適用
その他は先進医療とする方針

※ 先進医療は随時申請が可能

【③とセット】

- 卵子活性化 推奨度 B
- IMSI 推奨度 C
- PICSI 推奨度 C

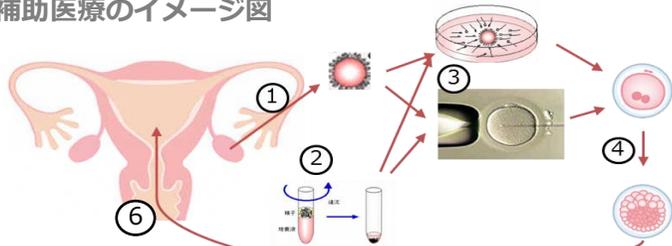
【⑥とセット】

- アシステッドハッチング 推奨度 B
- 高濃度ヒアルロン酸含有培養液 推奨度 B
- 子宮内膜受容能検査 推奨度 C
- 子宮内細菌叢検査 推奨度 C
- SEET法 推奨度 C
- 子宮内膜スクラッチ 推奨度 C
- PGT 推奨度 B
- 反復着床不全に対する投薬 推奨度 C

【④とセット】

- タイムラプス 推奨度 C

生殖補助医療のイメージ図



(1) 不妊治療の保険適用の概要

(不妊治療の診療の流れと診療報酬点数 (令和4年4月以降))

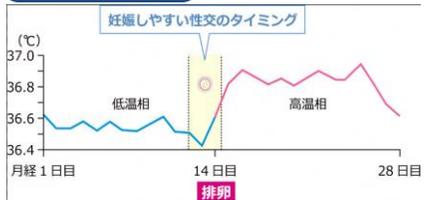
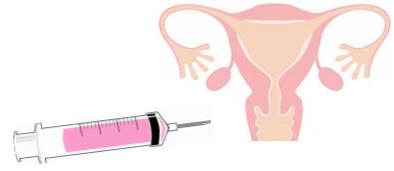
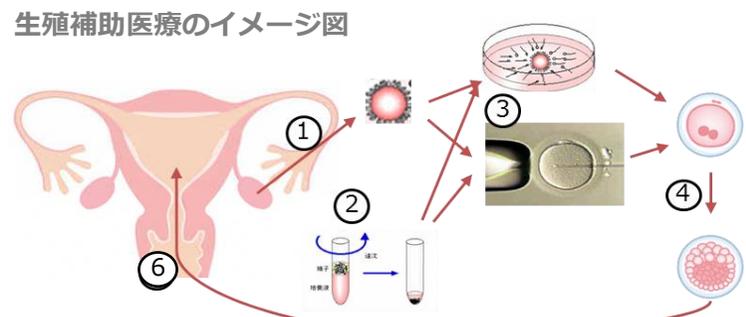
一般不妊治療

タイミング法

一般不妊治療管理料
○ 250点 (3月に1回)

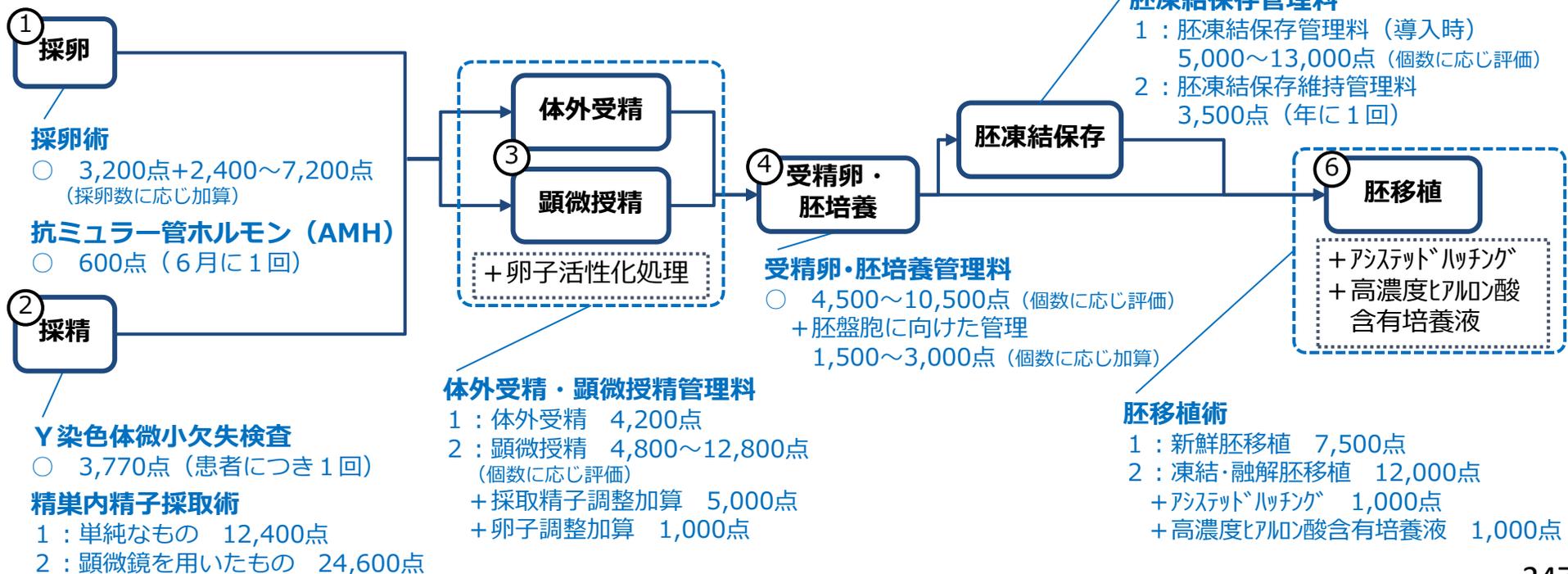
人工授精

人工授精
○ 1,820点

生殖補助医療管理料 (月に1回)

- 1 : 300点 (相談対応の専任者を配置)
- 2 : 250点 (上記以外)



生殖補助医療

(2) 先進医療の検討状況

(先進医療として告示されている不妊治療関連の技術 (令和4年3月4日時点))

先進医療の類型	先進医療技術名	適応症	申請技術名	技術の概要
先進医療A	ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	不妊症 (卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)	PICSI	ヒアルロン酸を含有する培地を用いて、成熟精子の選択を行う技術。
	タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養	不妊症 (卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものに限る。)	タイムラプス	培養器に内蔵されたカメラによって、胚培養中の胚を一定間隔で自動撮影し、培養器から取り出すことなく、正確な胚の評価が可能となる技術。
	子宮内細菌叢検査	慢性子宮内膜炎が疑われるもの	子宮内細菌叢検査 (EMMA/ALICE)	子宮内の細菌叢が、正常であるのか、異常であるのか、またその菌の種類組成を判断する検査。
	子宮内膜刺激術	不妊症 (卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものに限る。)	SEET法	胚培養液を胚移植数日前に子宮に注入し、受精卵の着床に適した環境を作り出す技術。
	子宮内膜受容能検査	不妊症 (卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)	子宮内膜受容能検査 (ERA)	子宮内膜を採取し、次世代シーケンサーを用いて遺伝子の発現を解析し、内膜組織が着床に適した状態であるのかを評価する検査。
	子宮内膜擦過術	不妊症 (卵管性不妊、男性不妊、機能性不妊又は一般不妊治療が無効であるものであって、これまで反復して着床又は妊娠に至っていない患者に係るものに限る。)	子宮内膜スクラッチ	胚移植を行う予定の前周期に子宮内膜のスクラッチ (局所内膜損傷を与える) を行い、翌周期に胚移植を行う技術。

(2) 先進医療の検討状況

(不妊治療関連の先進医療Aの施設基準①(主として実施する医師に係る基準))

【主として実施する医師に係る基準】

先進医療技術名	診療科	資格	当該技術の経験年数	当該技術の経験症例数
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	専ら産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科に従事し、当該診療科について 五年以上 の経験を有すること。	産婦人科専門医であり、かつ、 生殖医療専門医 であること。	当該療養について 二年以上 の経験を有すること。	当該療養について、当該療養を主として実施する医師として 十例以上 の症例を実施していること。
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養			-	
子宮内細菌叢検査				
子宮内膜刺激術				
子宮内膜受容能検査			当該療養について、当該療養を主として実施する医師として 五例以上 の症例を実施していること。	
子宮内膜擦過術				

(2) 先進医療の検討状況

(不妊治療関連の先進医療Aの施設基準②(保険医療機関に係る基準))

【保険医療機関に係る基準】

先進医療技術名	診療科	実施診療科の医師数	その他医療従事者の配置	他の医療機関との連携体制(患者容態急変時等)	医療機器の保守管理体制	倫理委員会による審査体制	医療安全管理委員会の設置	医療機関としての当該技術の実施症例数	その他
ヒアルロン酸を用いた生理学的精子選択術	産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜していること。	実施診療科において、常勤の産婦人科専門医が配置されていること。	配偶子及び胚の管理に係る責任者が配置されていること。	緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。	-	倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。	医療安全管理委員会が設置されていること。	当該療養について 十例以上 の症例を実施していること。	-
タイムラプス撮像法による受精卵・胚培養									-
子宮内細菌叢検査					※				
子宮内膜刺激術					-				
子宮内膜受容能検査					※				
子宮内膜擦過術					-				

※ **検査を委託して実施する場合**には、臨床検査技師等に関する法律(昭和三十三年法律第七十六号)第二十条の三第一項に規定する**衛生検査所**であって、**当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるもの**に委託すること。

(3) 不妊治療に必要な医薬品への対応状況 ①

表1：薬価収載予定・薬事承認済みの医薬品

販売名	一般名	関係する効能・効果
バイアグラ錠25mgほか	シルデナフィルクエン酸塩	勃起不全（満足な性行為を行うに十分な勃起とその維持が出来ない患者）※
シアリス錠5mgほか	タダラフィル	
レコベル皮下注12μgペンほか	ホリトロピン デルタ（遺伝子組換え）	生殖補助医療における調節卵巣刺激
ガニレスト皮下注0.25mgシリンジ	ガニレリクス酢酸塩	調節卵巣刺激下における早発排卵の防止
セトロタイド注射用0.25mg	セトロレリクス酢酸塩	
ルテウム錠100mg	プロゲステロン	生殖補助医療における黄体補充
ウトロゲスタン腔用カプセル200mg		
ルティナス錠100mg		
ワンクリノン腔用ゲル90mg		

※ 保険適用の対象として想定されるのは、勃起不全による男性不妊のみ

表2：薬価収載済み・薬事承認済みの医薬品

販売名	一般名	関係する効能・効果
ゴナールエフ皮下注ペン300ほか	ホリトロピン アルファ（遺伝子組換え）	生殖補助医療における調節卵巣刺激 視床下部－下垂体機能障害又は多嚢胞性卵巣症候群に伴う無排卵及び希発排卵における排卵誘発 低ゴナドトロピン性男子性腺機能低下症における精子形成の誘導
オビドレル皮下注シリンジ250μg	コリオゴナドトロピン アルファ（遺伝子組換え）	視床下部－下垂体機能障害に伴う無排卵又は希発排卵における排卵誘発及び黄体化 生殖補助医療における卵胞成熟及び黄体化

(3) 不妊治療に必要な医薬品への対応状況 ②

表3：薬価収載済み・薬事承認に係る手続き中の医薬品 ①

販売名	一般名	関係する効能・効果（予定）
ジュリナ錠0.5mg	エストラジオール	生殖補助医療における周期調整 凍結融解胚移植におけるホルモン調整周期
エストラーナテープ0.72mgほか		
ディビゲル1mg		
ル・エストロジェル0.06%		
デュファストン錠5mg	ジドロゲステロン	生殖補助医療における周期調整 生殖補助医療における黄体ホルモン併用調節卵巣刺激法 生殖補助医療における黄体補充
ヒスロン錠5	メドロキシプロゲステロン酢酸エステル	生殖補助医療における周期調整 生殖補助医療における黄体ホルモン併用調節卵巣刺激法
ルトラール錠2mg	クロルマジノン酢酸エステル	生殖補助医療における周期調整 生殖補助医療における黄体補充
ノアルテン錠（5mg）	ノルエチステロン	生殖補助医療における周期調整
プラノバル配合錠	ノルゲストレル・エチニルエストラジオール	
ジェミーナ配合錠	レボノルゲストレル・エチニルエストラジオール	
ルナベル配合錠LDほか	ノルエチステロン・エチニルエストラジオール	
ヤーズフレックス配合錠	ドロスピレノン・エチニルエストラジオール ベータデクス	
スプレキュア点鼻液0.15%	ブセレリン酢酸塩	生殖補助医療における早発排卵の防止 生殖補助医療における卵胞成熟及び黄体化
ナサニール点鼻液0.2%	ナファレリン酢酸塩水和物	生殖補助医療における早発排卵の防止

※ 表3は以下のHPで公開されている情報に基づき作成した（令和4年2月18日現在）。

「不妊治療に関する医薬品の承認審査について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topics/infertility_treatment.html

(3) 不妊治療に必要な医薬品への対応状況 ③

表3：薬価収載済み・薬事承認に係る手続き中の医薬品 ②

販売名	一般名	関係する効能・効果（予定）
HMG注射用75IU「フェリング」ほか	ヒト下垂体性性腺刺激ホルモン	生殖補助医療における調節卵巣刺激
HMG筋注用75単位「F」ほか		
HMG筋注用75単位「あすか」ほか		
フォリルモンP注75ほか	精製下垂体性性腺刺激ホルモン	
uFSH注用150単位「あすか」		
クロミッド錠50mg	クロミフェンクエン酸	生殖補助医療における調節卵巣刺激 男性不妊症に対する造精機能の改善
フェマーラ錠2.5mg	レトロゾール	多嚢胞性卵巣症候群における排卵誘発 原因不明不妊における排卵誘発 生殖補助医療における調節卵巣刺激
メトグルコ錠500mgほか	メトホルミン塩酸塩	多嚢胞性卵巣症候群における排卵誘発（ただし、肥満、耐糖能異常、又はインスリン抵抗性のいずれかを呈する患者に限る） 多嚢胞性卵巣症候群の生殖補助医療における調節卵巣刺激（ただし、肥満、耐糖能異常、又はインスリン抵抗性のいずれかを呈する患者に限る）
注射用HCG5,000単位「F」ほか	ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン	生殖補助医療における卵胞成熟及び黄体化 一般不妊治療（体内での受精を目的とした不妊治療）における排卵誘発及び黄体化 生殖補助医療における黄体補充
HCGモチダ筋注用 5千単位ほか		
ゴナトロピン注用5000単位		
カバサル錠0.25mg	カベルゴリン	生殖補助医療に伴う卵巣過剰刺激症候群の発症抑制

※ 表3は以下のHPで公開されている情報に基づき作成した（令和4年2月28日現在）。

「不妊治療に関する医薬品の承認審査について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/topics/infertility_treatment.html

(4) 移行期における助成金の取扱い (不妊治療の保険適用の円滑な移行に向けた支援)

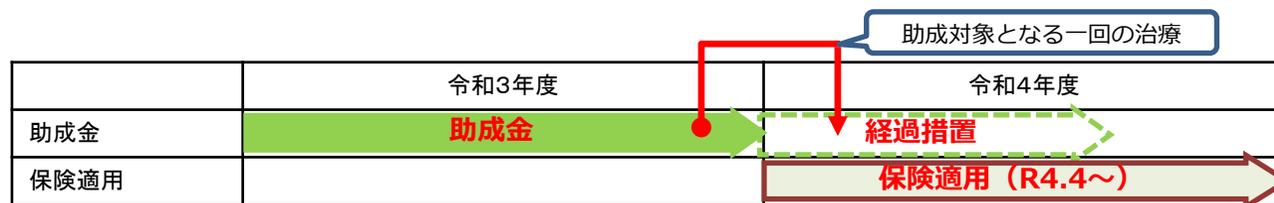
令和3年度補正予算：67億円

目的

令和4年度からの不妊治療の保険適用の円滑な実施に向け、移行期の治療計画に支障が生じないように、経過措置等を講じる。

円滑な移行に向けた支援

1. 移行期の治療計画に支障が生じないように、年度をまたぐ一回の治療について、経過措置として助成金の対象とする。



・ 実施主体：都道府県、指定都市、中核市（負担割合：国1/2、都道府県等1/2）

2. 現行の助成が円滑に行われるよう、予算額が不足する自治体に対しては、不足分を措置する。

参考（現在の事業概要）

- 要旨 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成
- 対象治療法 体外受精及び顕微授精（以下「特定不妊治療」という。）
- 対象者 特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦（治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦）
- 給付の内容
 - ① 1回30万円
 - ※凍結胚移植（採卵を伴わないもの）及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回10万円
 - 通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは通算6回まで、40歳以上43歳未満であるときは通算3回まで助成（1子ごと）
 - ② 男性不妊治療を行った場合は30万円 ※精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術
- 指定医療機関 事業実施主体において医療機関を指定
- 実施主体 都道府県、指定都市、中核市
- 補助率等 1/2（負担割合：国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2）、安心こども基金を活用

9. 小児医療・周産期医療

- (1) 小児医療かかりつけ診療料の見直し（再掲）
- (2) 小児運動器疾患指導管理料の見直し（再掲）
- (3) 小児慢性特定疾病やアレルギー疾患を有する児童等に関わる関係機関の連携（再掲）
- (4) 小児入院医療管理料の評価
- (5) 小児特定集中治療室管理料等の見直し
- (6) 成育連携支援加算の新設
- (7) ハイリスク妊産婦連携指導料の見直し
- (8) 地域連携分娩管理加算の新設（再掲）

(1) 小児かかりつけ診療料の見直し(再掲)

- 小児に対する継続的な診療を一層推進する観点から、小児かかりつけ診療料について、時間外対応に係る体制の在り方を考慮した評価体系に見直す。

現行

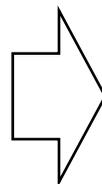
【小児かかりつけ診療料】

- 1 処方箋を交付する場合
 - イ 初診時 631点 □ 再診時 438点
- 2 処方箋を交付しない場合
 - イ 初診時 748点 □ 再診時 556点



[施設基準]

- 小児科外来診療料に係る届出を行っていること。
- 専ら小児科又は小児外科を担当する常勤の医師が、以下の項目のうち、3つ以上に該当すること。
 - ア 在宅当番医制等により、初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を月1回以上の頻度で行っていること
 - イ～エ (略)
 - オ 幼稚園の園医又は保育所の嘱託医に就任していること
- 時間外対応加算1又は2に係る届出を行っていること。



改定後

【小児かかりつけ診療料】

- (改)** 1 小児かかりつけ診療料 **1**
- イ 処方箋を交付する場合
 - (1) 初診時 **641点** (2) 再診時 **448点**
 - 処方箋を交付する場合
 - (1) 初診時 **758点** (2) 再診時 **566点**
- (改)** 2 小児かかりつけ診療料 **2**
- イ 処方箋を交付する場合
 - (1) 初診時 **630点** (2) 再診時 **437点**
 - 処方箋を交付する場合
 - (1) 初診時 **747点** (2) 再診時 **555点**

[施設基準]

(共通)

- **小児科を標榜**している医療機関であること。
- 専ら小児科又は小児外科を担当する常勤の医師が、以下の項目のうち、**2つ**以上に該当すること。

(削除)

- ア～ウ (略)
- エ 幼稚園の園医、保育所の嘱託医**又は小学校若しくは中学校の学校医**に就任していること

(小児かかりつけ診療料1) 時間外対応加算1又は2に係る届出を行っていること。

(小児かかりつけ診療料2) 次のいずれかを満たしていること。

- ア 時間外対応加算3に係る届出を行っていること。
- イ 在宅医当番医制等により、初期小児救急医療に参加し、休日又は夜間の診療を年6回以上の頻度で行っていること。

(2) 小児運動器疾患指導管理料の見直し (再掲)

算定要件の見直し

- ▶ 小児に対する継続的な診療を一層推進する観点から、小児運動器疾患指導管理料の対象患者の年齢を、12歳未満から20歳未満に拡大する。



小児運動器疾患指導管理料

250点

運動器疾患を有する**20歳未満**の患者に対して、小児の運動器疾患に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、療養上必要な指導を行った場合に算定する。

【対象患者 (概要)】

- 対象患者は、**以下のいずれかに該当する20歳未満の患者**とする。
 - ア 先天性股関節脱臼、斜頸、内反足、ペルテス病、脳性麻痺、脚長不等、四肢の先天奇形、良性骨軟部腫瘍による四肢変形、外傷後の四肢変形、二分脊椎、脊髄係留症候群又は側弯症を有する患者
 - イ 装具を使用する患者
 - ウ 医師が継続的なリハビリテーションが必要と判断する状態の患者
 - エ その他、手術適応の評価等、成長に応じた適切な治療法の選択のために、継続的な診療が必要な患者

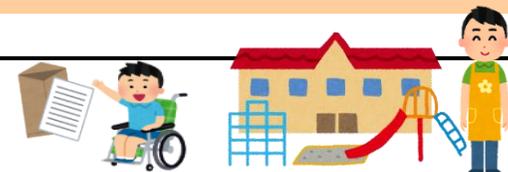
【算定要件 (抜粋)】

- **初回算定時に治療計画を作成し、患者の家族等に説明して同意を得るとともに、毎回の指導の要点を診療録に記載**する。
- 6月に1回に限り算定する (初回算定日の属する月から起算して6月以内は月に1回) に限り算定する。
- 小児科療養指導料を算定している患者については、算定できない。

(3) 小児慢性特定疾病やアレルギー疾患を有する児童等に関わる関係機関の連携 (再掲)

診療情報提供料 (I) の見直し

- 診療情報提供料 (I) 注2における情報提供先に、児童相談所を追加する。
- 診療情報提供料 (I) 注7における情報提供先に、保育所や高等学校等を追加する。
- 小児慢性特定疾病やアレルギー疾患を有する児童が安心して安全に学校等に通うことができるよう、診療情報提供料 (I) 注7における対象患者に、小児慢性特定疾病支援及びアレルギー疾患を有する患者を追加する。



現行

【診療情報提供料 (I)】

「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者をいう（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）。（以下、略）



改定後

【診療情報提供料 (I)】

「注2」に掲げる「市町村又は介護保険法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者、同法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者、児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者等」とは、当該患者の居住地を管轄する市町村（特別区を含む。以下同じ。）、保健所若しくは精神保健福祉センター、**児童相談所**、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者若しくは地域包括支援センター又は指定特定相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者をいう（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）。（以下、略）



【診療情報提供料 (I)】

注7 保険医療機関が、児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通学する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

【診療情報提供料 (I)】

注7 保険医療機関が、**児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者**、同法第56条の6第2項に規定する障害児である患者又は**アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者**について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が**通園**又は通学する**同法第39条第1項に規定する保育所**又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する**学校（大学を除く。）**等の学校医等に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

【情報提供先】

- ・小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の小学部、中学部

【対象患者】

- ・児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者

【情報提供先の追加】

- ・**保育所、認定こども園等、幼稚園**、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、**後期課程**※、**高等学校**※、特別支援学校の**幼稚部**、小学部、中学部、**高等部等**※、**高等専門学校**※、**専修学校**※（※18歳に達する日以後最初の3月31日以前の患者）

【対象患者の追加】

- ・児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者
- ・**児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者**
- ・**アナフィラキシーの既往歴のある患者若しくは食物アレルギー患者**※
※生活管理指導表のアナフィラキシーありに該当する患者若しくは**食物アレルギーあり（除去根拠のうち、食物経口負荷試験陽性又は明らかな症状の既往及びIgE抗体等検査陽性に該当する患者に限る）**に該当する患者

(4) 小児入院医療管理料の評価①

- 一部の医療機関では時間外の小児の緊急入院を多く受け入れている実態を踏まえ、充実した時間外受入体制を整備している場合について、新たな評価を行う。

小児入院医療管理料 1

(新) 時間外受入体制強化加算 1 300点 (入院初日)

小児入院医療管理料 2

(新) 時間外受入体制強化加算 2 180点 (入院初日)



[対象患者]

小児入院医療管理料 1 又は 2 を現に算定している患者。

[算定要件]

当該病棟に入院している患者について、入院初日に算定する。

[施設基準]

(1) 時間外受入体制強化加算 1 の施設基準

- ① 小児入院医療管理料 1 を算定する病棟であること。
- ② 当該保険医療機関において、15歳未満の時間外における緊急入院患者数が、**年間で1,000件以上**であること。
- ③ 次に掲げる夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する項目のうち、**3項目以上**を満たしていること。

ア 11時間以上の勤務間隔の確保	オ 夜勤帯のニーズに対応した柔軟な勤務体制の工夫
イ 正准看の交代周期の確保	カ 夜間を含めた各部署の業務量を把握・調整するシステムの構築
ウ 夜勤の連続回数が2連続(2回)まで	キ 夜間院内保育所の設置
エ 夜勤後の暦日の休日確保	ク ICT、IoT等の活用による業務負担軽減

(2) 時間外受入体制強化加算 1 の施設基準

- ① 小児入院医療管理料 1 を算定する病棟であること。
- ② 当該保険医療機関において、15歳未満の時間外における緊急入院患者数が、**年間で600件以上**であること。
- ③ (1)の③を満たしていること。

(4) 小児入院医療管理料の評価②

- 不適切な養育等が疑われる児童の早期発見や、福祉・保健・警察・司法・教育等の関係機関の適切な連携を推進する観点から、多職種で構成される専任のチームを設置して連携体制を整備している場合について、新たな評価を行う。

小児入院医療管理料 1～5

(新) 養育支援体制加算 300点 (入院初日)

[対象患者]

- ・ **小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している患者。**

[算定要件]

- ・ 当該病棟に入院している患者について、入院初日に限り加算する。

[施設基準の概要]

- (1) 以下から構成される虐待等不適切な養育が疑われる小児患者への支援を行う

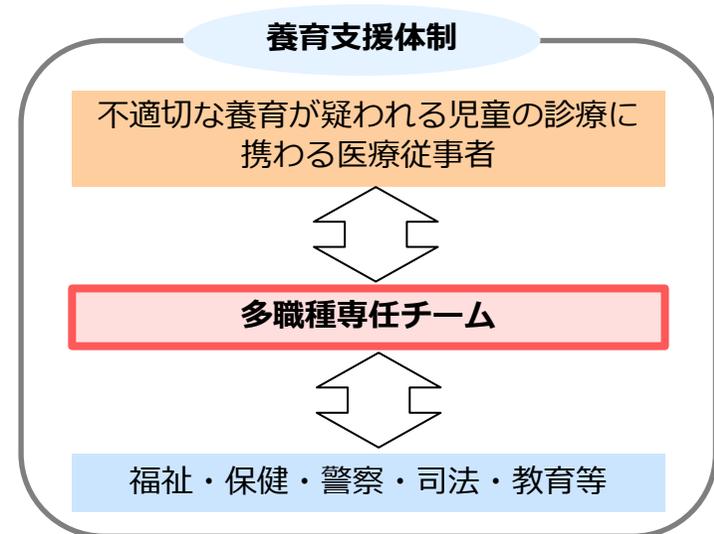
養育支援チームが設置されていること

- ア 小児医療に関する十分な経験を有する専任の常勤医師
- イ 小児患者の看護に従事する専任の常勤看護師
- ウ 小児患者の支援に係る経験を有する専任の常勤社会福祉士

- (2) 養育支援チームの業務

- ア 養育支援に関する**プロトコルの整備**及び定期的な**プロトコルの見直し**。
- イ 虐待等不適切な養育が疑われる小児患者が発見された場合に、**院内からの相談に対応**。
- ウ **主治医及び多職種と十分な連携をとって養育支援を行う**。
- エ 虐待等不適切な養育が疑われた**症例を把握・分析**し、養育支援の体制確保のために**必要な対策を推進**。
- オ 養育支援体制を確保するための**職員研修を企画・実施**すること。当該研修は養育支援の基本方針について職員に周知徹底を図ることを目的とするものであり、年2回程度実施されていること。

- (3) (2)のイ及びウの業務を実施する医師は、虐待等不適切な養育が疑われる小児患者の診療を担当する医師と重複がないよう配置を工夫すること。



(4) 小児入院医療管理料の評価③

- 小児慢性特定疾病の児童等又は医療的ケア児に対する専門的な薬学管理の必要性を踏まえ、医療機関と薬局の連携を更に推進する観点から、小児入院医療管理料を算定する病棟における退院時の当該患者等に対する服薬指導及び薬局に対する情報提供をした場合の評価を新設する。

小児入院医療管理料 1～5

(新) 退院時薬剤情報管理指導連携加算 150点 (退院時1回)



[対象患者]

- 小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している
 - 小児慢性特定疾病医療支援の対象である患者**
 - 医療的ケア児である患者**

[算定要件]

- 当該保険医療機関の**医師又は医師の指示に基づき薬剤師**が、小児慢性特定疾病の児童等又は医療的ケア児の**退院時**に、当該患者又はその家族等に対し退院後の薬剤の服用等に関する**必要な指導**を行い、当該患者又はその家族等の同意を得て、患者又はその家族等が選択する**保険薬局に対して当該患者の調剤に関して必要な情報等を文書により提供**した場合に、退院の日に1回に限り算定する。保険薬局への情報提供に当たっては、以下の事項を記載した情報提供文書を作成し、作成した文書の写しを診療録等に添付すること。
 - ア **患者の状態に応じた調剤方法**
 - イ **服用状況に合わせた剤形変更に関する情報**
 - ウ **服用上の工夫**
 - エ **入院前の処方薬の変更又は中止に関する情報**や変更又は中止後の**患者の状態等に関する情報**
- 情報文書の交付方法は、患者又はその家族等の選択する保険薬局に直接送付することに代えて、患者又はその家族等に交付し、患者又はその家族等が保険薬局に持参することでも差し支えない。
- 患者1人につき複数の保険薬局に対し情報提供を行った場合においても、1回のみ算定とする。また、死亡退院の場合は算定できない。

(4) 小児入院医療管理料の評価④

病棟薬剤業務実施加算の見直し

- ▶ 小児入院医療管理料において、病棟薬剤師による介入が医療の質の向上につながっている実態を踏まえ、小児入院医療管理料を算定する病棟における病棟について、病棟薬剤業務実施加算1を算定可能とする。

現行 (病棟薬剤業務実施加算1が算定可能な入院料)
急性期一般入院料 1～7
地域一般入院料 1～3
療養病棟入院料 1、2、注11
結核病棟入院基本料
精神病棟入院基本料
特定機能病院入院基本料 (一般病棟、結核病棟、精神病棟)
専門病院入院基本料



改定後 (病棟薬剤業務実施加算1が算定可能な入院料)
急性期一般入院料 1～ <u>6</u>
地域一般入院料 1～3
療養病棟入院料 1、2、注11
結核病棟入院基本料
精神病棟入院基本料
特定機能病院入院基本料 (一般病棟、結核病棟、精神病棟)
専門病院入院基本料
<u>(新) 小児入院医療管理料 1～5</u>



(4) 小児入院医療管理料の評価⑤

- ▶ 小児患者に係る造血幹細胞移植の実施において、特に嚴重な感染予防が必要となることを踏まえ、小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している造血幹細胞移植を実施する小児患者に対して、無菌治療室管理を行った場合の評価を新設する。

小児入院医療管理料 1～5

(新) 無菌治療管理加算 1 2,000点 (1日につき)

(新) 無菌治療管理加算 2 1,500点 (1日につき)

[対象患者]

- ・ 小児入院医療管理料を算定する病棟に入院している**造血幹細胞移植を実施する小児患者**。

[算定要件]

- ・ 造血幹細胞移植を実施する患者に対して、治療上の必要があつて**無菌治療室管理**を行った場合、一連の治療につき、**90日を限度**として加算する。

[施設基準]

(1) 無菌治療管理加算 1 に関する施設基準

- ア 当該保険医療機関において自家発電装置を有していること。
- イ 滅菌水の供給が常時可能であること。
- ウ 個室であること。
- エ 室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時 ISOクラス6以上であること。
- オ 当該治療室の空調設備が垂直層流方式、水平層流方式又はその双方を併用した方式であること。

(2) 無菌治療管理加算 2 に関する施設基準

- ア 室内の空気清浄度が、患者に対し無菌治療室管理を行っている際に、常時 ISOクラス7以上であること。
- イ (1)のア及びイを満たしていること。

(5) 小児特定集中治療室管理料の見直し

- ▶ 高度な周術期管理及び長期にわたる集中治療管理が必要となる実態を踏まえ、要件及び算定上限日数を見直す。

施設基準の見直し

- ▶ 小児特定集中治療室管理料の施設基準の実績要件について、先天性心疾患患者に対する周術期管理に係る実績を追加する。

改定後

【小児特定集中治療室管理料】

(8) 次の**いずれか**の基準を満たしていること。

ア 当該治療室に入院する患者のうち、転院日に他の医療機関において救命救急入院料、特定集中治療室管理料を算定していた患者を年間20名以上受け入れていること。

イ 当該治療室に入院する患者のうち、転院日に救急搬送診療料を算定した患者を年間50名以上(うち、入室24時間以内に人工呼吸を実施した患者が30名以上)受け入れていること。

ウ 当該治療室に入院する患者のうち、人工心肺を用いた先天性心疾患手術の周術期に必要な管理を実施した患者が直近1年間に80名以上であること。

算定上限日数の見直し

- ▶ 手術を必要とする先天性心疾患を有する新生児について、算定上限日数の見直しを行う。

改定後

15歳未満の小児	14日
15歳未満の小児のうち、急性血液浄化（腹膜透析は除く。）を必要とする状態、心臓手術ハイリスク群、左心低形成症候群、急性呼吸窮迫症候群、心筋炎、心筋症 のいずれかに該当する患者	21日
15歳未満の小児のうち、体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者	35日
手術を必要とする先天性心疾患を有する新生児	55日

※同一入院期間で新生児であった患者も含むものとする。

(5) 新生児特定集中治療室管理料等の見直し

算定上限日数の見直し

- 慢性肺疾患を伴う低出生体重児に対して、長期の入院による呼吸管理が必要となる実態を踏まえ、新生児特定集中治療室管理料等について算定上限日数を見直す。

新生児特定集中治療室管理料・総合周産期特定集中治療室管理料

改定後	
通常の新児	21日
出生時体重が1,500g以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児	35日
出生時体重が1,000g以上1,500g未満の新児	60日
出生時体重が1,000g未満の新児	90日
出生時体重が500g以上750g未満であって慢性肺疾患の新児	105日
500g未満であって慢性肺疾患の新児	110日

新生児治療回復室入院医療管理料

改定後	
通常の新児	30日
出生時体重が1,500g以上であって、別に厚生労働大臣が定める疾患を主病として入院している新生児	50日
出生時体重が1,000g以上1,500g未満の新児	90日
出生時体重が1,000g未満の新児	120日
出生時体重が500g以上750g未満であって慢性肺疾患の新児	135日
500g未満であって慢性肺疾患の新児	140日

(6) 成育連携支援加算の新設

(胎児が重篤な疾患を有すると診断された妊婦等への支援)

- 胎児が重篤な疾患を有すると診断された、又は疑われる妊婦に対して、出生前より十分な情報提供及び必要なケアを切れ目なく行い、当該妊婦及びその家族等が納得して治療の選択等ができるよう、多職種が共同して支援を実施した場合について、新たな評価を行う。

総合周産期特定集中治療室管理料

(新) 成育連携支援加算 1,200点 (入院中1回)

[対象患者]

総合周産期特定集中治療室管理料を算定する病室に入院する患者であって、**胎児が重篤な状態であると診断された、又は疑われる妊婦**。なお、ここでいう胎児が重篤な状態とは「先天奇形」「染色体異常」「出生体重1,500g未満」の状態である。

[算定要件]

- ・妊婦とその家族等に対し、**分娩方針や出生後利用可能な福祉サービス等について、十分な説明**を行うこと。
- ・説明内容は、成育連携チーム及び必要に応じ関係職種が**共同してカンファレンスを行った上で決定**する。
- ・妊婦とその家族等の求めがあった場合には、**懇切丁寧に対応**すること。

[施設基準の概要]

以下から構成される**成育連携チーム**が設置されていること。

ア 産科又は産婦人科の医師	エ 5年以上新生児の集中治療に係る業務の経験を有する専任の常勤看護師
イ 小児科の医師	オ 専任の常勤社会福祉士
ウ 助産師	カ 専任の常勤公認心理師



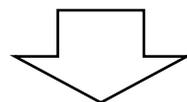
(7) ハイリスク妊産婦連携指導料の見直し

- 精神療法が実施されていない患者について、メンタルスクリーニング検査等により多職種による診療や療養上の指導が必要と認められる場合があることを踏まえ、ハイリスク妊産婦連携指導料の対象患者を見直す。

ハイリスク妊産婦連携指導料1 1,000点
(産科又は産婦人科) (月1回)

現行

[対象患者]
入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する妊婦又は出産後2月以内であるもの。



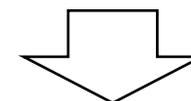
改定後

[対象患者]
入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして精神科若しくは心療内科を担当する医師への紹介が必要であると判断された妊婦又は出産後2月以内であるもの。

ハイリスク妊産婦連携指導料2 750点
(精神科又は心療内科) (月1回)

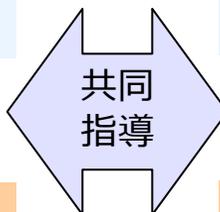
現行

[対象患者]
入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する妊婦又は出産後2月以内であるもの。



改定後

[対象患者]
入院中の患者以外の患者であって、精神疾患を有する又は精神疾患が疑われるものとして産科若しくは産婦人科を担当する医師から紹介された妊婦又は出産後6月以内であるもの。



(8) 地域連携分娩管理加算の新設 (再掲)

(専門機関との連携分娩管理の評価の新設)

地域連携分娩管理加算の新設

- ▶ 妊産婦に対するより安全な分娩管理を推進する観点から、有床診療所において、医療機関が地域周産期母子医療センター等と連携して適切な分娩管理を実施した場合について、新たな評価を行う。

ハイリスク分娩等管理加算 (1日につき) (8日まで)

1	ハイリスク分娩管理加算	3,200点
(新) 2	地域連携分娩管理加算	3,200点



[対象患者]

次に掲げる疾患等の妊産婦であって、保険医療機関の医師が地域連携分娩管理の必要性を認めたもの。

40歳以上の初産婦である患者	—
子宮内胎児発育遅延の患者	重度の子宮内胎児発育遅延の患者以外の患者であって、 地域周産期母子医療センター等から 当該保険医療機関に対して 診療情報が文書により提供されているもの に限る。
糖尿病の患者	2型糖尿病又は妊娠糖尿病の患者 (食事療法のみで血糖コントロールが可能なもの に限る。)であって、 専門医又は専門医療機関から 当該保険医療機関に対して 診療情報が文書により提出されているもの に限る。
精神疾患の患者	他の保険医療機関において精神療法を実施している者であって当該保険医療機関に対して診療情報が文書により提供されているものに限る。

[算定要件]

- 地域連携分娩管理加算の算定に当たっては、**分娩を伴う入院前に**、当該保険医療機関から、**連携を行っている地域周産期母子医療センター等に当該患者を紹介し、受診させなければならない。**
- 対象患者に該当する妊産婦であっても、**当該患者が複数の疾患等を有する場合**においては、**当該加算は算定できない。**

[施設基準の概要]

- 当該保険医療機関内に専ら産婦人科又は産科に従事する常勤医師が3名以上配置されていること。
- 当該保険医療機関内に常勤の助産師が3名以上配置されていること。なお、**そのうち1名以上が、医療関係団体から認証された助産師**であること。
- 一年間の分娩実施件数が120件以上であり、かつ、その実施件数等を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- 周産期医療に関する専門の保険医療機関との連携により、分娩管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。**
- 公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度標準補償約款と同一の産科医療補償約款に基づく補償を実施していること。

10. 質の高いがん医療の評価

- (1) がん患者指導管理料の見直し
- (2) 外来化学療法加算の見直し
- (3) 外来化学療法に係る栄養管理の充実
- (4) 放射線治療病室管理加算の見直し
- (5) がんゲノムプロファイリング検査等の見直し
- (6) 小児の在宅がん医療総合診療料の評価

(1) がん患者指導管理料の見直し

(がん患者の心理的不安を軽減するための体制の充実)

がん患者指導管理料の算定要件の見直し

- がん患者指導管理料イについて、末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該患者の診療方針等に関する意思決定支援を実施した場合にも算定可能とするとともに、医療機関が適切な意思決定支援に係る指針を作成していることを要件とする。

現行

【がん患者指導管理料】

〔算定要件〕

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合に（略）算定する。



改定後

【がん患者指導管理料】

〔算定要件〕

注1 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、がんと診断された患者であって継続して治療を行うものに対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合い、その内容を文書等により提供した場合 **又は入院中の患者以外の末期の悪性腫瘍の患者に対して、当該患者の同意を得て、当該保険医療機関の保険医が看護師と共同して、診療方針等について十分に話し合った上で、当該診療方針等に関する当該患者の意思決定に対する支援を行い、その内容を文書等により提供した場合**に（略）算定する。

がん患者指導管理料の職種要件の見直し

- がん患者の心理的苦痛の緩和を図る観点から、がん患者指導管理料における職種要件を見直す。

現行

【がん患者指導管理料】

イ（略）

□ 医師又は看護師が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

八～二（略）



改定後

【がん患者指導管理料】

イ（略）

□ 医師、看護師 **又は公認心理師**が心理的不安を軽減するための面接を行った場合 200点

八～二（略）

(2) 外来化学療法加算の見直し

(悪性腫瘍の治療における安心・安全な外来化学療法の評価の新設)

- 悪性腫瘍の患者に対する外来における安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、必要な診療体制を整備した上で外来化学療法を実施する場合の評価を新設する。

現行	
イ 外来化学療法加算1	
(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合	
① 15歳未満	820点
② 15歳以上	600点
ロ 外来化学療法加算2	
(1) 抗悪性腫瘍剤を注射した場合	
① 15歳未満	740点
② 15歳以上	470点



改定後	
(新) 1 外来腫瘍化学療法診療料1	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	700点
ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合	400点
(新) 2 外来腫瘍化学療法診療料2	
イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合	570点
ロ 抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合	270点
(新) 注 15歳未満の小児の場合	200点を加算

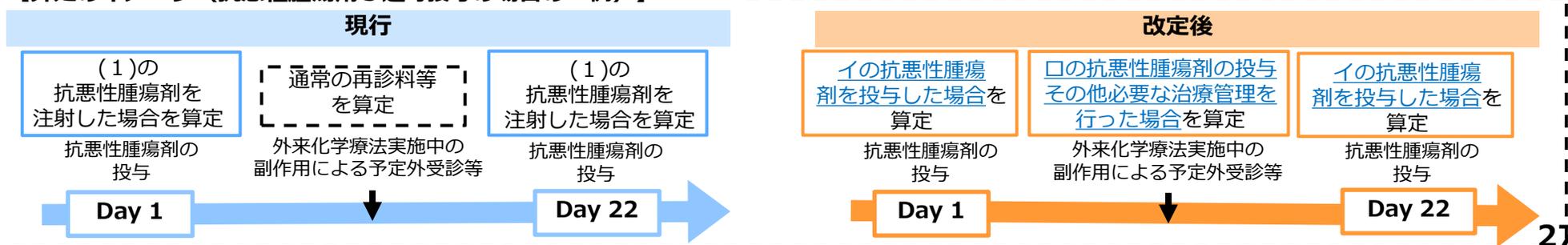
[算定要件]

- 悪性腫瘍を主病とする患者で、入院中の患者以外の患者に対して、**注射による化学療法の実施及び実施に伴うその他必要な治療管理（副作用等に係る診療等を含む）**を行った場合に、**イについては抗悪性腫瘍剤を投与した日に、月3回に限り、ロについては抗悪性腫瘍剤の投与その他の必要な治療管理を行った場合に週1回に限り**算定する。
- ロに規定する点数**は、注射による外来化学療法の実施その他必要な治療管理を実施中の期間に、**当該外来化学療法又は治療に伴う副作用等で来院した患者に対し、診察（身体診察を含む）の上、必要に応じて速やかに検査、投薬等を行う体制を評価したものである。**
- 患者の心理状態に十分配慮された環境で、**抗悪性腫瘍剤の効能・効果、投与計画、副作用の種類とその対策等について文書により説明**を行う。

[施設基準]

- 専任の医師又は看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者からの副作用等に係る問い合わせ・相談に24時間対応できる連絡体制が整備**されていること。 ・ 急変時等に当該患者が入院できる体制が確保されていること。
- 外来化学療法を実施するための治療室を有していること。 ・ 化学療法の経験を有する専任の医師、看護師、薬剤師が勤務していること。
- (外来腫瘍化学療法診療料1のみ) 化学療法のレジメンの妥当性を評価・承認する委員会を開催していること。

【算定のイメージ（抗悪性腫瘍剤3週毎投与の場合の一例）】

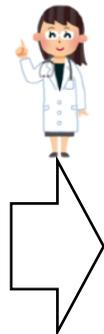


(3) 外来化学療法に係る栄養管理の充実

外来栄養食事指導料の要件の見直し

- ▶ 外来化学療法を実施するがん患者の治療において、専門的な知識を有する管理栄養士が患者の状態に応じた質の高い指導を実施した場合について、新たな評価を行う。

現行	改定後
<p>【外来栄養食事指導料】 イ 外来栄養食事指導料 1</p> <p>【算定要件】 (新設)</p> <p>【施設基準】 (新設)</p>	<p>【外来栄養食事指導料】 【算定要件】</p> <p>注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者に対して、医師の指示に基づき当該保険医療機関の専門的な知識を有する管理栄養士が具体的な献立等によって指導を行った場合に限り、月1回に限り260点を算定する。</p> <p>【留意事項】 専門的な知識を有した管理栄養士が医師の指示に基づき、外来化学療法を実施している悪性腫瘍の患者ごとにその生活条件、し好を勘案した食事計画案等を必要に応じて交付し、療養のため必要な指導を行った場合に算定する。</p> <p>【施設基準】</p> <p>(1) 悪性腫瘍の栄養管理に関する研修を修了し、かつ、栄養管理(悪性腫瘍患者に対するものを含む。)に係る3年以上の経験を有する専任の常勤の管理栄養士が配置されていること。</p> <p>(2) (1)に掲げる悪性腫瘍の栄養管理に関する研修とは、次の事項に該当する研修のことをいう。 ア 医療関係団体等が実施する300時間以上の研修であること。 イ 悪性腫瘍の栄養管理のための専門的な知識・技術を有する管理栄養士の養成を目的とした研修であること。</p>



算定の例

※：患者の状態に合わせた指導のために必要な時間・回数を個別に設定することでよい



(4) 放射線治療病室管理加算の見直し

- 放射線治療病室管理加算について、治療用放射性同位元素又は密封小線源による治療が行われた患者に対する放射線治療病室管理をそれぞれ評価するとともに、放射線治療病室に係る施設基準を設ける。

現行

【放射線治療病室管理加算】

放射線治療病室管理加算（1日につき） 2,500点

[施設基準]
(新設)



改定後

【放射線治療病室管理加算】

(改) 放射線治療病室管理加算（1日につき）

1 治療用放射性同位元素による治療の場合	6,370点
2 密封小線源による治療の場合	2,200点

[施設基準]

1 治療用放射性同位元素による治療の場合の施設基準

- 以下のいずれも満たしていること。
 - ア 医療法施行規則第30条の12に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。
 なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。
 - イ 当該病室内又は病室付近に必要な放射線測定器（放射性同位元素による汚染の検査に係るもの）、器材（放射性同位元素による汚染の除去に係るもの）及び洗浄設備並びに更衣設備を設置していること。ただし、当該病室が特別措置病室である場合には、更衣設備の設置に代えて、作業衣を備えることをもって、当該基準を満たしているものとして差し支えない。
 - ウ 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

2 密封小線源による治療の場合の施設基準

- 以下のいずれも満たしていること。
 - ア 医療法施行規則第30条の12に規定する放射線治療病室又は特別措置病室であること。
 なお、当該病室の画壁等の外側における実効線量が一週間につき一ミリシーベルト以下になるように画壁等その他必要な遮蔽物を設けること。ただし、当該病室の画壁等の外側が、人が通行又は滞在することのない場所である場合は、この限りでない。
 - イ 当該病室が放射線治療病室又は特別措置病室である旨を掲示していること。

放射線治療病室の一例（京都大学附属病院）



出典：QST量子医科学研究所東達也先生提供資料

(5) がんゲノムプロファイリング検査等の見直し

がんゲノムプロファイリング検査の見直し

- ▶ がんゲノムプロファイリング検査を適切に推進する観点から、当該検査の実態に即して評価の在り方を見直し、検査結果の解釈・説明等の評価としてがんゲノムプロファイリング評価提供料を新設する。

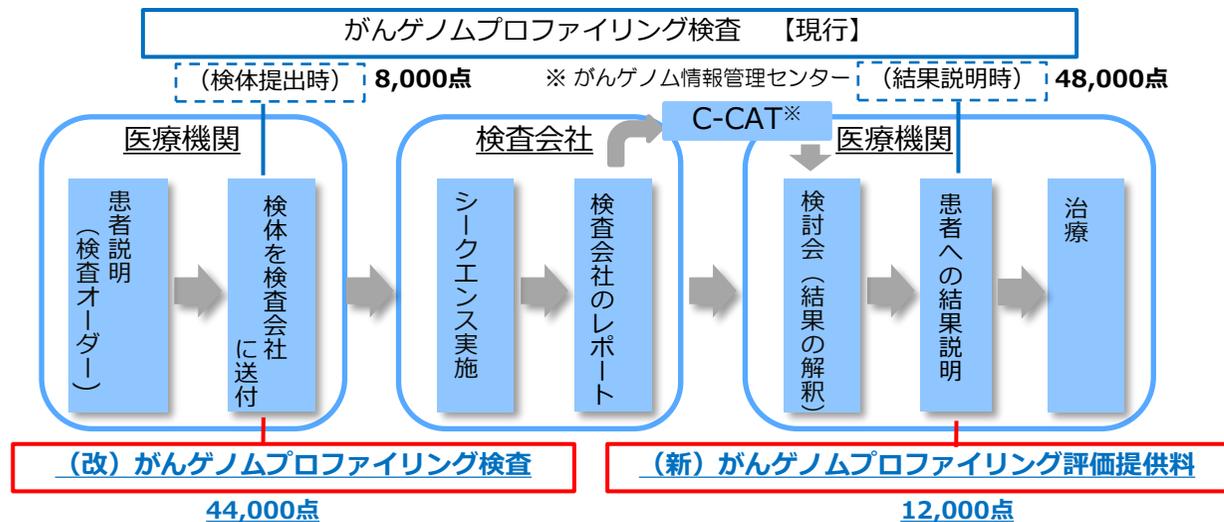
(新) がんゲノムプロファイリング評価提供料 12,000点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、**区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査により得られた包括的なゲノムプロファイルの結果について**、当該検査結果を医学的に解釈するためのがん薬物療法又は遺伝医学に関する専門的な知識及び技能を有する医師、遺伝カウンセリング技術を有する者等による**検討会での検討を経た上で患者に提供し、かつ、治療方針等について文書を用いて当該患者に説明した場合**に、患者1人につき1回に限り算定する。

[施設基準]

当該検査で得られた包括的なゲノムプロファイルの結果について、**患者が予期せず死亡した場合その他やむを得ない場合を除き、エキスパートパネルでの検討を経た上で、全ての対象患者に提供し、治療方針等について文書を用いて説明**していること。



現行	
がんゲノムプロファイリング検査	
1 検体提出時	8,000点
2 結果説明時	48,000点



改定後	
(改) がんゲノムプロファイリング検査	44,000点
(新) がんゲノムプロファイリング評価提供料	12,000点

無菌製剤処理料の対象施設の見直し

- ▶ 質の高い無菌製剤処理の適切な評価を推進する観点から、無菌製剤処理料の対象となる施設に診療所を追加する

(6) 小児の在宅がん医療総合診療料の評価 (再掲)

在宅がん医療総合診療料 (1日につき)

1	機能強化型の在支診・在支病	
	イ 病床を有する場合	
	(1) 処方箋を交付する場合	1,800点
	(2) 処方箋を交付しない場合	2,000点
	イ 病床を有しない場合	
	(1) 処方箋を交付する場合	1,650点
	(2) 処方箋を交付しない場合	1,850点
2	機能強化型以外の在支診・在支病	
	イ 処方箋を交付する場合	1,495点
	ロ 処方箋を交付しない場合	1,685点



小児加算
1,000点(週に1回)

[算定要件] (抜粋)

- **在宅での療養を行っている末期の悪性腫瘍の患者**であって通院が困難なものについて算定する。
- 計画的な医学管理の下に、次に掲げる基準のいずれにも該当する総合的な医療を提供した場合に、1週間を単位として当該基準を全て満たした日に算定する。
 - ア 当該患者に対し、**訪問診療又は訪問看護を行う日が合わせて週4日以上**であること。
 - イ 訪問診療の回数が週1回以上であること。
 - ウ 訪問看護の回数が週1回以上であること。

[施設基準] (抜粋)

- 居宅において療養を行っている末期の悪性腫瘍患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供できること。
- 患者に対し、定期的に訪問診療及び訪問看護を実施できる体制があること。
- 患者の症状急変等により、患者等から求めがあった場合に、常時対応ができる体制があること。

※小児加算は15歳未満の小児（児童福祉法第6条の2第3項に規定する小児慢性特定疾病医療支援の対象である場合は、20歳未満の者）について算定。

11. 難病患者に対する適切な医療の評価

- (1) 指定難病の診断に必要な遺伝学的検査の評価
- (2) 遠隔連携遺伝カウンセリングの新設
- (3) 生体移植時における適切な検査の実施
- (4) 知的障害を有するてんかん患者の診療に係る遠隔連携診療料の見直し
- (5) 難病患者又はてんかん患者の診療における医療機関間の情報共有・連携の推進

(1) 指定難病の診断に必要な遺伝学的検査の評価

- 難病患者に対する診断のための検査を充実させる観点から、診断に当たり遺伝学的検査の実施が必須とされる指定難病であって、分析的妥当性が関係学会等により確認されたものについて、遺伝学的検査の対象疾患に追加する（53疾患）。

	エ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において検査が行われる場合に算定できるもの	オ 臨床症状や他の検査等では診断がつかない場合に、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出た保険医療機関において検査が行われる場合に算定できるもの
1 処理が容易なもの (3,880点)	ライソゾーム病（ムコ多糖症Ⅰ型、ムコ多糖症Ⅱ型、ゴーシェ病、ファブリ病及びポンペ病を含む。）、脆弱X症候群	TNF受容体関連周期性症候群、中條-西村症候群、家族性地中海熱、 ベスレムミオパチー 、 過剰自己貪食を伴うX連鎖性ミオパチー 、 非ジストロフィー性ミオトニー症候群 、 遺伝性周期性四肢麻痺 、 禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症 、 結節性硬化症 、 肥厚性皮膚骨膜炎
2 処理が複雑なもの (5,000点)	プリオン病、クリオピリン関連周期熱症候群（中略）、DYT11ジストニア/MDS、DYT12/RDP/AHC/CAPOS、パントテン酸キナーゼ関連神経変性症/NBIA1、 根性点状軟骨異形成症1型 、 家族性部分性脂肪萎縮症	ソトス症候群、CPT2欠損症（中略）、先天性プロテインC欠乏症、先天性プロテインS欠乏症、先天性アンチトロンビン欠乏症、 筋萎縮性側索硬化症 、 家族性特発性基底核石灰化症 、 縁取り空砲を伴う遠位型ミオパチー 、 シュワルツ・ヤンペル症候群 、 肥大型心筋症 、 家族性高コレステロール血症 、 先天性ミオパチー 、 皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症 、 神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症 、 先天性無痛無汗症 、 家族性良性慢性天疱瘡 、 那須・ハコラ病 、 カーニー複合 、 ペルオキシソーム形成異常症 、 ペルオキシソームβ酸化系酵素欠損症 、 プラスマローゲン合成酵素欠損症 、 アカタラセミア 、 原発性高シュウ酸尿症Ⅰ型 、 レフサム病 、 先天性葉酸吸収不全症 、 異型ポルフィリン症 、 先天性骨髄性ポルフィリン症 、 急性間欠性ポルフィリン症 、 赤芽球性プロトポルフィリン症 、 X連鎖優性プロトポルフィリン症 、 遺伝性コプロポルフィリン症 、 晩発性皮膚ポルフィリン症 、 肝性骨髄性ポルフィリン症 、 原発性高カイロミクロン血症 、 無βリポタンパク血症 、 タナトフォリック骨異形成症 、 遺伝性睪炎 、 嚢胞性線維症 、 アッシャー症候群（タイプ1、タイプ2、タイプ3） 、 カナパン病 、 先天性グリコシルホスファチジルイノシトール欠損症 、 大理石骨病 、 脳クレアチン欠乏症候群 、 ネフロン癆 、 家族性低βリポタンパク血症1（ホモ接合体） 、 進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
3 処理が極めて複雑なもの (8,000点)	神経有棘赤血球症、先天性筋無力症候群（中略）、血管型エーラスダンロス症候群（血管型）、遺伝性自己炎症疾患、エプスタイン症候群	ドラベ症候群、コフィン・シリス症候群、歌舞伎症候群、肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）、ヌーナン症候群、骨形成不全症、脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く）、古典型エーラス・ダンロス症候群、非典型溶血性尿毒症症候群、アルポート症候群、ファンコニ貧血、遺伝性鉄芽球性貧血、アラジール症候群、ルビンシュタイン・テイビ症候群、 ミトコンドリア病

(2) 遠隔連携遺伝カウンセリングの新設

遠隔連携遺伝カウンセリングの新設

- 難病領域において、個別の疾患の診断・治療に関する知識等を有する医師が必ずしも十分には存在しないことを踏まえ、遺伝カウンセリング加算について、患者に対面診療を行う医師と当該疾患に関する十分な知識等を有する医師が連携し、情報通信機器を用いて遺伝カウンセリングを実施した場合も算定可能とする。

【検体検査判断料】 遺伝カウンセリング加算 1,000点

注6 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、難病に関する検査（区分番号D006-4に掲げる遺伝学的検査及び区分番号D006-20に掲げる角膜ジストロフィー遺伝子検査をいう。以下同じ。）又は遺伝性腫瘍に関する検査（区分番号D006-19に掲げるがんゲノムプロファイリング検査を除く。）を実施し、その結果について患者又はその家族等に対し遺伝カウンセリングを行った場合には、遺伝カウンセリング加算として、患者1人につき月1回に限り、1,000点を所定点数に加算する。ただし、遠隔連携遺伝カウンセリング（情報通信機器を用いて、他の保険医療機関と連携して行う遺伝カウンセリング（難病に関する検査に係るものに限る。）をいう。）を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において行う場合に限り算定する。

【算定要件】（概要・一部抜粋）

- 患者に対面診療を行っている保険医療機関の医師は、他の保険医療機関の医師に診療情報の提供を行い、連携して診療を行うことについて、あらかじめ患者に説明し同意を得ること。
- 当該他の保険医療機関の医師は、厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿って診療を行うこと。また、個人の遺伝情報を適切に扱う観点から、当該他の保険医療機関内において診療を行うこと。
- 当該他の保険医療機関は本区分の「注6」遺伝カウンセリング加算の施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関であること。

保険医療機関A

保険医療機関B

遺伝カウンセリング加算に係る施設基準の届出を行っている医療機関

遺伝カウンセリング加算に係る施設基準の届出を行っている医療機関

主治医
●●症候群疑いと判断し、検査を実施。



遠隔連携
遺伝カウンセリング



●●症候群の専門家

(3) 生体移植時における適切な検査の実施

算定要件の見直し

- HTLV-1陽性患者の生体移植後において、指定難病であるHTLV-1関連脊髄症の発症リスクが高いとの報告を踏まえ、HTLV-1核酸検出の要件及び生体移植時における臓器等提供者に係る感染症検査の取扱いを見直す。

現行

【微生物核酸同定・定量検査】

[算定要件]

(18) HTLV-1核酸検出

「14」のHTLV-1核酸検出は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「50」のHTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）によって判定保留となった妊婦を対象として測定した場合にのみ算定する。（中略）

【第10部 手術】

[算定要件]

<通則>

20 臓器等移植における組織適合性試験及び臓器等提供者に係る感染症検査の取扱い

(1) (略)

(2) 臓器等提供者に係る感染症検査

ア 臓器等提供者に係る感染症検査とは、HBs抗原、HBc抗体半定量・定量、HCV抗体定性・定量、HIV-1抗体、HIV-2抗体定性・定量、HTLV-I抗体、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量又はサイトメガロウイルス抗体（同一検査で定性及び定量測定がある場合は、いずれか1つの検査に限る。）の全部又は一部をいう。
イ～エ (略)



改定後

【微生物核酸同定・定量検査】

[算定要件]

(18) HTLV-1核酸検出

「14」のHTLV-1核酸検出は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「50」のHTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）によって判定保留となった妊婦、移植者（生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植又は生体部分小腸移植の場合に限る。）又は臓器等提供者（生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植又は生体部分小腸移植の場合に限る。）を対象として測定した場合にのみ算定する。（中略）

【第10部 手術】

[算定要件]

<通則>

20 臓器等移植における組織適合性試験及び臓器等提供者に係る感染症検査の取扱い

(1) (略)

(2) 臓器等提供者に係る感染症検査

ア 臓器等提供者に係る感染症検査とは、HBs抗原、HBc抗体半定量・定量、HCV抗体定性・定量、HIV-1抗体、HIV-2抗体定性・定量、HTLV-I抗体定性、HTLV-I抗体半定量、HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）、HTLV-1核酸検出、梅毒トレポネーマ抗体半定量、梅毒トレポネーマ抗体定量又はサイトメガロウイルス抗体の全部又は一部をいう（同一検査で定性及び定量測定がある場合は、いずれか1つの検査に限り、HTLV-I抗体定性、HTLV-I抗体半定量及びHTLV-I抗体については、このうちいずれか1つの検査に限る。）。ただし、HTLV-I抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）及びHTLV-1核酸検出については、生体部分肺移植、生体部分肝移植、生体腎移植又は生体部分小腸移植の場合であって、HTLV-1感染の診断指針に基づき実施された場合に限る。

イ～エ (略)

(4) 知的障害を有するてんかん患者の診療に係る遠隔連携診療料の見直し

遠隔連携診療料の評価等の見直し

- 遠隔連携診療料の対象患者に、知的障害を有するてんかん患者が含まれることを明確化し、知的障害を有するてんかん患者について、かかりつけ医とてんかん診療拠点病院等の医師が連携して当該患者に対する診療を継続する場合の評価を新設する。

現行

【遠隔連携診療料】

500点

[算定要件]

注1 略
(新設)

[施設基準]

(2) 遠隔連携診療料の対象患者

- イ (略)
- てんかん(外傷性のてんかんを含む。)の疑いがある患者

改定後

【遠隔連携診療料】

(改) 1 診断を目的とする場合 **750点**

(改) 2 その他の場合 **500点**

[算定要件]

注1 略

- 2 2については、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、**てんかん(知的障害を有する者に係るものに限る。)の治療を行うことを目的**として、患者の同意を得て、てんかんに関する専門的な診療を行っている他の保険医療機関の医師に事前に診療情報提供を行った上で、当該患者の来院時に、情報通信機器を用いて、当該他の保険医療機関の医師と連携して診療を行った場合に、当該診療料を最初に算定した日から起算して1年を限度として、3月に1回に限り算定する。



[施設基準]

(2) 遠隔連携診療料の対象患者

- イ (略)
- てんかん(外傷性のてんかん及び**知的障害を有する者に係るもの**を含む。)の疑いがある患者

(5) 難病患者又はてんかん患者の診療における医療機関間の情報共有・連携の推進

- 地域の診療所等が、指定難病患者又はてんかん患者（当該疾病が疑われる患者を含む。）を専門の医療機関に紹介し、紹介先の医療機関においても継続的に当該患者に対する診療を行う場合であって、紹介元の診療所等からの求めに応じて、診療情報を提供した場合の評価を新設する。

(新) 連携強化診療情報提供料 150点

[算定要件]

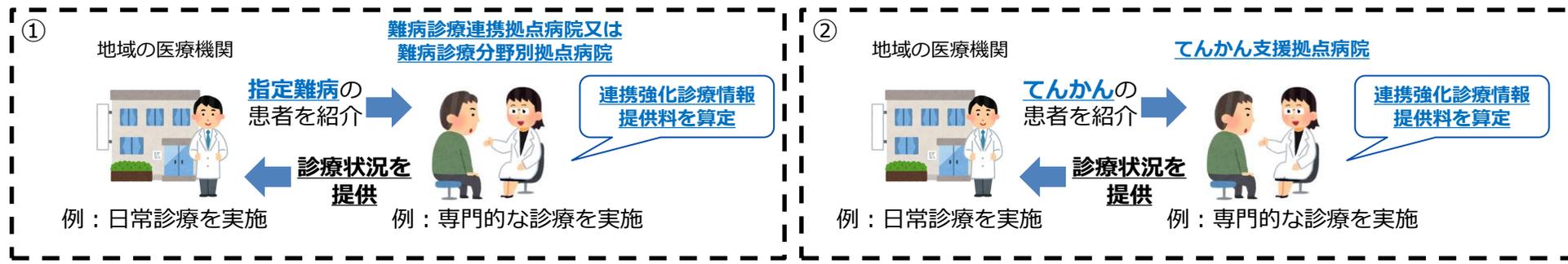
他の保険医療機関から紹介された患者について、他の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診療状況を示す文書を提供した場合に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につき**月1回に限り算定**する。

[対象患者]

- 他の保険医療機関から紹介された**指定難病の患者**又は**てんかんの患者**（当該疾病が疑われる患者を含む。）

[施設基準]

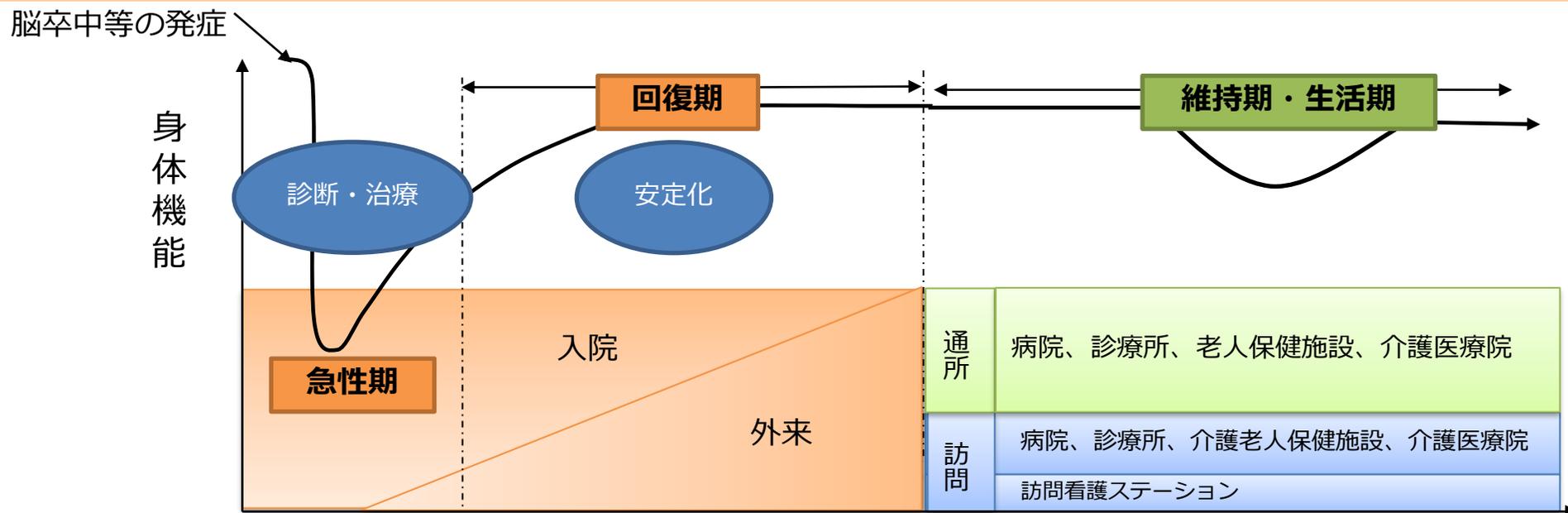
- 当該保険医療機関の敷地内において喫煙が禁止されていること。
- 次のいずれかの指定を受けている保険医療機関であること。
 - ① **難病診療連携拠点病院又は難病診療分野別拠点病院**（指定難病の患者に係る場合に限る。）
 - ② **てんかん支援拠点病院**（てんかんの患者に係る場合に限る。）



12. リハビリテーション

- (1) 疾患別リハビリテーション料の見直し
- (2) 運動器リハビリテーション料の見直し
- (3) リハビリテーションデータ提出加算の新設

リハビリテーションの役割分担（イメージ）



	急性期	回復期	維持期・生活期
心身機能	改善	改善	維持・改善
ADL	向上	向上	維持・向上
活動・参加	再建	再建	再建・維持・向上
QOL	-	-	維持・向上
内容	早期離床・早期リハによる 廃用症候群の 予防	集中的リハによる機能回復・ADL向上	リハ専門職のみならず、多職種によって構成される チームアプローチによる生活機能の維持・向上、自立生活の推進、介護負担の軽減、QOLの向上

疾患別リハビリテーション料の概要①

- H000心大血管疾患リハビリテーション料、H001脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2廃用症候群リハビリテーション料、H002運動器リハビリテーション料、H003呼吸器リハビリテーション料をまとめて、「疾患別リハビリテーション料」という。

項目名	点数	実施時間	標準的算定日数	対象疾患（抜粋）
心大血管疾患 リハビリテーション料	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ） 205点 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅱ） 125点	1単位 20分	150日	○ 急性心筋梗塞、狭心症、開心術後、大血管疾患、慢性心不全で左室駆出率40%以下等
脳血管疾患等 リハビリテーション料	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 245点 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ） 200点 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅲ） 100点	1単位 20分	180日	○ 脳梗塞、脳腫瘍、脊髄損傷、パーキンソン病、高次脳機能障害等
廃用症候群 リハビリテーション料	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ） 180点 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ） 146点 廃用症候群リハビリテーション料（Ⅲ） 77点	1単位 20分	120日	○ 急性疾患等に伴う安静による廃用症候群
運動器 リハビリテーション料	運動器リハビリテーション料（Ⅰ） 185点 運動器リハビリテーション料（Ⅱ） 170点 運動器リハビリテーション料（Ⅲ） 85点	1単位 20分	150日	○ 上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺、運動器の悪性腫瘍等
呼吸器 リハビリテーション料	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） 175点 呼吸器リハビリテーション料（Ⅱ） 85点	1単位 20分	90日	○ 肺炎・無気肺、肺腫瘍、肺塞栓、慢性閉塞性肺疾患であって重症度分類Ⅱ以上の状態等

疾患別リハビリテーション料の概要②

▶ 疾患別リハビリテーション料に係る主な施設基準は、以下のとおり。

項目名	医師※1	療法士全体	理学療法士 (PT※2)	作業療法士 (OT※2)	言語聴覚士 (ST※2、※3)	専有面積 (内法による)	器械・器具具備
心大血管疾患 リハビリテーション料	(I)	循環器科又は心臓血管外科の医師が実施時間帯に常時勤務 専任常勤1名以上	-	専従常勤PT及び専従常勤看護師合わせて2名以上等	必要に応じて配置	病院 30m ² 以上 診療所 20m ² 以上	要
	(II)	実施時間帯に上記の医師及び経験を有する医師(いずれも非常勤を含む)1名以上勤務	-	専従のPT又は看護師いずれか1名以上			
脳血管疾患等 リハビリテーション料	(I)	専任常勤2名以上※4	専従従事者合計10名以上※4	専従常勤PT5名以上※4	専従常勤OT3名以上※4	160m ² 以上※4	要
	(II)	専任常勤1名以上	専従従事者合計4名以上※4	専従常勤PT1名以上	専従常勤OT1名以上	病院 100m ² 以上 診療所 45m ² 以上	
	(III)	専任常勤1名以上	専従の常勤PT、常勤OT又は常勤STのいずれか1名以上			病院 100m ² 以上 診療所 45m ² 以上	
廃用症候群 リハビリテーション料	(I)~(III)	脳血管疾患等リハビリテーション料に準じる					
運動器 リハビリテーション料	(I)	専任常勤1名以上	専従常勤PT又は専従常勤OT合わせて4名以上		-	病院 100m ² 以上 診療所 45m ² 以上	要
	(II)		専従常勤PT2名又は専従常勤OT2名以上あるいは専従常勤PT及び専従常勤OT合わせて2名以上				
	(III)		専従常勤PT又は専従常勤OT1名以上				
呼吸器 リハビリテーション料	(I)	専任常勤1名以上	専従常勤PT1名を含む常勤PT、常勤OT又は常勤ST合わせて2名以上		-	病院 100m ² 以上 診療所 45m ² 以上	要
	(II)		専従常勤PT、専従常勤OT又は上記ST1名以上				

※1 常勤医師は、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている複数の非常勤医師を組み合わせた常勤換算でも配置可能
 ※2 常勤PT・常勤OT・常勤STは、週3日以上かつ週22時間以上の勤務を行っている複数の非常勤職員を組み合わせた常勤換算でも配置可能(ただし、2名以上の常勤職員が要件のものについて、常勤職員が配置されていることとみなすことができるのは、一定の人数まで)
 ※3 言語聴覚士については、各項目で兼任可能
 ※4 脳血管疾患等リハビリテーション料(I)において、言語聴覚療法のみを実施する場合は、上記規定によらず、以下を満たす場合に算定可能
 ○ 医師：専任常勤1名以上 ○ 専従常勤ST3名以上(※2の適用あり) ○ 専用室及び器械・器具の具備あり
 また、脳血管疾患等リハビリテーション料(II)について、言語聴覚療法のみを実施する場合は、以下を満たす場合に算定可能
 ○ 医師：専任常勤1名以上 ○ 専従常勤ST2名以上(※2の適用あり) ○ 専用室及び器械・器具の具備あり

(1) 疾患別リハビリテーション料の見直し

(質の高いリハビリテーションの推進)

疾患別リハビリテーション料の算定要件の見直し

- 質の高いリハビリテーションを更に推進する観点から、標準的算定日数を超えてリハビリテーションを行う場合に、月に1回以上機能的自立度評価法（FIM）を測定していることを要件化する。

改定後

【リハビリテーション】

【算定要件】（概要）

- ・ 1か月に1回以上、FIM（機能的自立度評価法）の測定により当該患者のリハビリテーションの必要性を判断する
- ・ リハビリテーション実施計画書を作成し、患者又はその家族等に説明の上交付するとともに、その写しを診療録に添付
- ・ 「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の「別添2」の様式に基づき、1年間に当該疾患別リハビリテーション料を算定した患者の人数、FIM等について報告を行うこととする
(ただし、FIMの測定については、令和4年9月30日までの間にあってはこの限りではない。)

★疾患別リハビリテーション料の点数について（イメージ）
（脳血管リハビリテーション料（I）の場合）

赤枠の部分（標準的算定日数を超えた場合であって、医学的にリハビリテーションを継続して行うことが必要であると認められた場合）について、月に1回以上機能的自立度評価法（FIM）を測定していることを要件化する。

		発症した日等 ～180日まで	181日以降
標準的算定日数の上限	除外	<ul style="list-style-type: none"> ■以下で、治療継続により状態の改善が期待できると医学的に判断される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・失語症、失認及び失行症の患者 ・高次脳機能障害の患者 ・回復期リハ病棟入院料を算定する患者 ・その他疾患別リハビリテーションの対象患者であって、リハビリテーションを継続して行うことが必要であると医学的に認められる場合等 ■以下で、治療上有効と医学的に判断される場合 <ul style="list-style-type: none"> ・先天性又は進行性の神経・筋疾患の場合 	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">245点</div>
	対象	要介護・要支援被保険者 以外 の者	245点 (月13単位まで)
	対象	要介護・要支援被保険者 (入院中)	147点 (月13単位まで)
	対象	要介護・要支援被保険者 (入院中以外)	286

標準的算定日数を超えた場合の点数

(1) 疾患別リハビリテーション料の見直し (質の高いリハビリテーションの推進)

疾患別リハビリテーション料の算定要件の見直し

- 医学的な理由により頻回のリハビリテーション計画書等の作成が必要な場合において、質の高いリハビリテーションを推進しつつ事務手続の簡素化を図る観点から、疾患別リハビリテーション料におけるリハビリテーション実施計画書に係る要件を以下のとおり見直す。

【リハビリテーション】 【算定要件】 (概要)

- リハビリテーション実施計画書及びリハビリテーション実施総合計画書については、**計画書に患者自ら署名することが困難**であり、かつ、**遠方に居住している等の理由により患者の家族が署名することが困難**である場合には、疾患別リハビリテーションを当該患者に対して初めて実施する場合（新たな疾患が発症し、新たに他の疾患別リハビリテーションを要する状態となった場合であって、新たな疾患の発症日等をもって他の疾患別リハビリテーションの起算日として当該他の疾患別リハビリテーションを実施する場合を含む。）を除き、**家族等に情報通信機器等を用いて計画書の内容等を説明した上で、説明内容及びリハビリテーションの継続について同意を得た旨を診療録に記載することにより、患者又はその家族等の署名を求めなくても差し支えない**。ただし、その場合であっても、患者又はその家族等への計画書の交付が必要であること等に留意すること。

The image shows a detailed form for a rehabilitation plan. At the bottom of the form, there is a section for the patient's name and signature. A red rectangular box highlights this area, indicating where the signature is required.



- 計画書に、**署名欄**が設けられており、**患者又はその家族から、署名又は記名・押印が必要**である。
- **やむを得ない理由がある場合に限り**、計画書の内容等を説明した上で、**説明内容及びリハビリテーションの継続について同意を得た旨を診療録に記載することにより、患者又はその家族等の署名を求めなくても差し支えない**こととする。

説明を受けた人: 本人、家族() 説明日: 年 月 日

署名

(2) 運動器リハビリテーション料の見直し



運動器リハビリテーション料の算定要件の見直し

- 運動器リハビリテーション料について、対象となる疾患に「糖尿病足病変」が含まれることを明確化する。

現行

【運動器リハビリテーション料】

【算定要件】

- (2) 運動器リハビリテーション料の対象となる患者は、特掲診療料の施設基準等別表第九の六に掲げる患者であって、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に運動器リハビリテーションが必要であると認めるものである。

ア 急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者とは、上・下肢の複合損傷（骨、筋・腱・靭帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（1肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等のものをいう。

イ 慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者とは、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不安定症等のものをいう。



改定後

【運動器リハビリテーション料】

【算定要件】

- (2) 運動器リハビリテーション料の対象となる患者は、特掲診療料の施設基準等別表第九の六に掲げる患者であって、以下のいずれかに該当するものをいい、医師が個別に運動器リハビリテーションが必要であると認めるものである。

ア 急性発症した運動器疾患又はその手術後の患者とは、上・下肢の複合損傷（骨、筋・腱・靭帯、神経、血管のうち3種類以上の複合損傷）、脊椎損傷による四肢麻痺（1肢以上）、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断（義肢）、運動器の悪性腫瘍等のものをいう。

イ 慢性の運動器疾患により、一定程度以上の運動機能及び日常生活能力の低下を来している患者とは、関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不安定症、**糖尿病足病変**等のものをいう。

(3) リハビリテーションデータ提出加算の新設

(外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設(再掲))

- ▶ 外来医療、在宅医療及びリハビリテーション医療について、データに基づく適切な評価を推進する観点から、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、疾患別リハビリテーション料等において、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合の評価を新設する。

生活習慣病管理料

(新) 外来データ提出加算 50点(月1回)

[算定要件]

- 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における**診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合**は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。

[施設基準]

- 外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出**するために必要な体制が整備されていること。
- データ提出加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅がん医療総合診療料

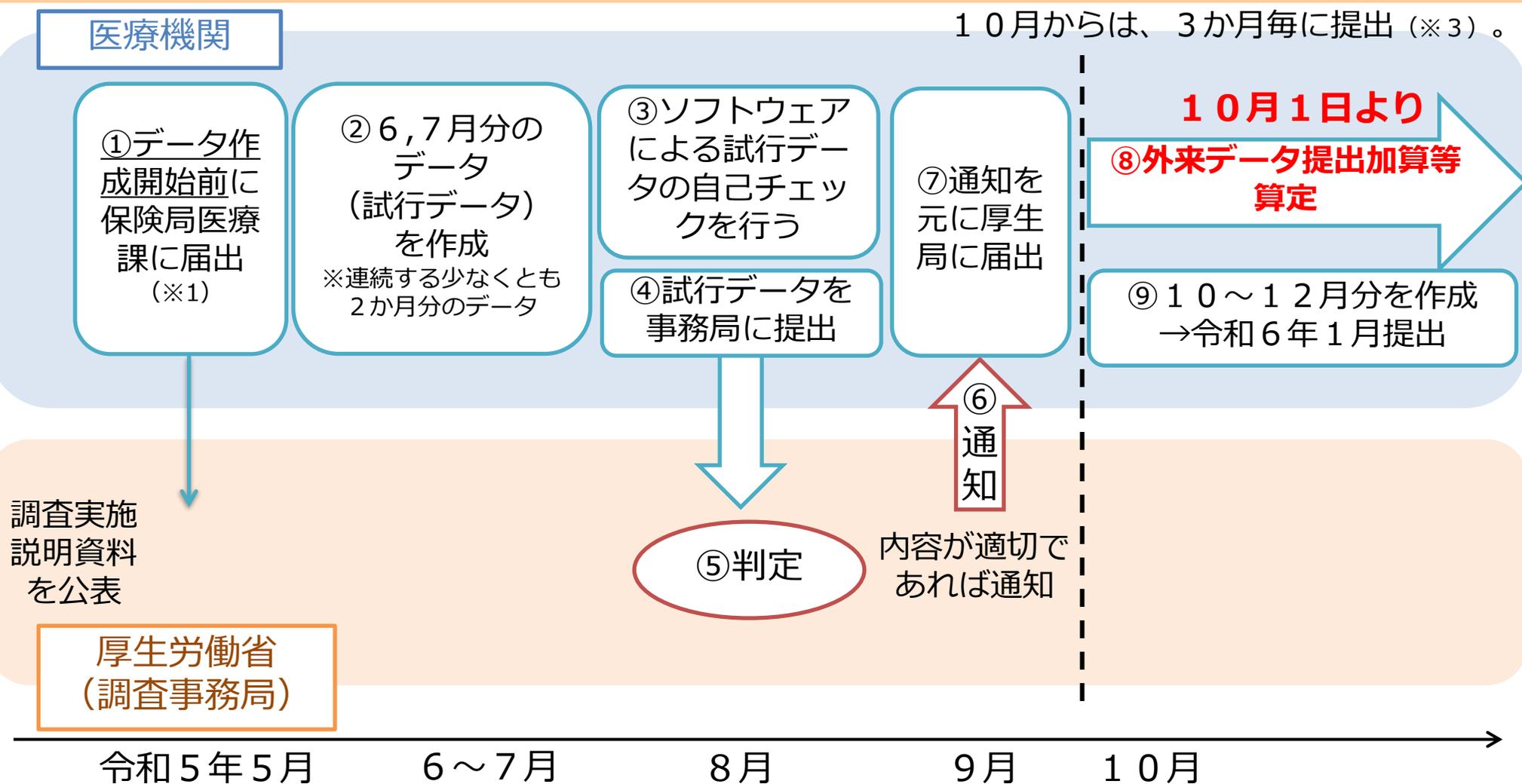
(新) 在宅データ提出加算 50点(月1回)

疾患別リハビリテーション料

(新) リハビリテーションデータ提出加算 50点(月1回)

※ 在宅データ提出加算とリハビリテーションデータ提出加算の算定要件・施設基準は外来データ提出加算と同様。

外来医療等のデータ提出を始める医療機関のスケジュール（イメージ）（再掲）



※1 5/20までに厚生局を経由して届出（施設の状況により若干時期が異なる）

※2 自己チェック用のソフトは厚生労働省が追って作成・配付。医療機関側で提出前にチェックを実施（必須）。

※3 提出データについては、より詳細な点検を厚生労働省（調査事務局）にて実施し、データの追加提出を求める場合がある。

13. 精神医療

- (1) 療養・就労両立支援指導料の見直し（再掲）
- (2) こころの連携指導料の新設（再掲）
- (3) 依存症患者に対する医療の充実
- (4) 摂食障害治療の体制及び対象患者の見直し
- (5) 通院・在宅精神療法の見直し
- (6) 精神科在宅患者支援管理料の見直し
- (7) 精神科救急医療体制の整備の推進
- (8) 自殺企図者等への治療等の評価の見直し
- (9) 認知症専門診断管理料の見直し

(1) 療養・就労両立支援指導料の見直し(再掲)

療養・就労両立支援指導料における対象患者及び連携先の拡大

- 治療と仕事の両立を推進する観点から、療養・就労両立支援指導料について対象疾患及び主治医の診療情報提供先を見直す。
 - ・対象となる疾患に**心疾患、糖尿病及び若年性認知症**を追加
 - ・対象となる企業側の連携先に、患者が勤務する事業場において、選任されている**衛生推進者**を追加

療養・就労両立支援指導料における職種要件の見直し

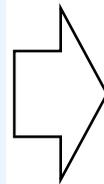


- 治療と仕事の両立支援における心理的不安等に対するサポートや、両立支援の関係者間の連携を推進する観点から、相談支援加算の対象職種に、精神保健福祉士及び公認心理師を追加する。

現行

【療養・就労両立支援指導料】
[算定要件]

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師又は社会福祉士が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。



改定後

【療養・就労両立支援指導料】
[算定要件]

注3 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該患者に対して、看護師、社会福祉士、**精神保健福祉士又は公認心理師**が相談支援を行った場合に、相談支援加算として、50点を所定点数に加算する。

(2) こころの連携指導料の新設（再掲）

（かかりつけ医等及び精神科医等が連携した精神疾患を有する者等の診療に係る評価の新設）

- 孤独・孤立による影響等により精神障害又はその増悪に至る可能性が認められる患者に対して、かかりつけ医等及び精神科又は心療内科の医師等が、自治体と連携しながら多職種で当該患者をサポートする体制を整備している場合について、新たな評価を行う。



	<u>(新) こころの連携指導料 (I)</u> <u>350点 (月1回)</u>	<u>(新) こころの連携指導料 (II)</u> <u>500点 (月1回)</u>
対象患者	<u>地域社会からの孤立の状況等により、精神疾患が増悪するおそれがあると認められるもの</u> 又は <u>精神科若しくは心療内科を担当する医師による療養上の指導が必要であると判断されたもの</u>	区分番号B005-12に掲げる <u>こころの連携指導料 (I)</u> を算定し、 <u>当該保険医療機関に紹介されたもの</u>
算定要件	診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合	診療及び療養上必要な指導を行い、当該患者の同意を得て、当該患者を紹介した医師に対して当該患者に係る診療情報の文書による提供等を行った場合
	診療及び療養上必要な指導においては、患者の心身の不調に配慮するとともに、当該患者の生活上の課題等について聴取し、その要点を診療録に記載	連携体制を構築しているかかりつけ医等からの診療情報等を活用し、 <u>患者の心身の不調に対し早期に専門的に対応</u>
施設基準	—	<u>精神科又は心療内科</u>
	<u>精神科又は心療内科を標榜する保険医療機関との連携体制</u> を構築	当該保険医療機関内に <u>精神保健福祉士が1名以上</u> 配置されていること
	当該診療及び療養上必要な指導を行う医師は、自殺対策等に関する適切な研修を受講していること。	—

(3) 依存症患者に対する医療の充実

依存症入院医療の充実

- ▶ 重度アルコール依存症入院医療管理加算について、入院治療が必要な薬物依存症の患者を対象患者に追加するとともに、名称を依存症入院医療管理加算に変更する。

現行

【重度アルコール依存症入院医療管理加算（1日につき）】

- | | | |
|---|------------|------|
| 1 | 30日以内 | 200点 |
| 2 | 31日以上60日以内 | 100点 |

[対象患者]

入院治療が必要なアルコール依存症の患者

改定後

（改）【依存症入院医療管理加算（1日につき）】

- | | | |
|---|------------|------|
| 1 | 30日以内 | 200点 |
| 2 | 31日以上60日以内 | 100点 |

[対象患者]

入院治療が必要なアルコール依存症の患者 又は薬物依存症の患者

依存症外来医療の充実

- ▶ 依存症集団療法について、アルコール依存症の患者に対する集団療法の実施に係る評価を新設する。

現行

【依存症集団療法（1回につき）】

[対象疾患]

- | | | |
|---|-------------|------|
| 1 | 薬物依存症の場合 | 340点 |
| 2 | ギャンブル依存症の場合 | 300点 |

(新設)

[算定要件]

(新設)

改定後

【依存症集団療法（1回につき）】

[対象疾患]

- | | |
|---|-----|
| 1 | (略) |
| 2 | (略) |

（新）3 アルコール依存症の場合 300点

[算定要件]

アルコール依存症の患者であって、入院中の患者以外のものに対して、集団療法を実施した場合に、週1回かつ計10回に限り算定する。

(4) 摂食障害治療の体制及び対象患者の見直し

(摂食障害入院医療管理加算及び精神科身体合併症管理加算の見直し)

- 摂食障害の治療における体制整備に係る適切な評価を推進するため、摂食障害入院医療管理加算の要件及び精神科身体合併症管理加算の対象患者を見直す。

摂食障害入院医療管理加算の実績要件の見直し

- 摂食障害入院医療管理加算の実績要件における摂食障害の年間新規入院患者数について緩和する。

現行

【摂食障害入院医療管理加算】

[施設基準]

(1) 摂食障害の年間新規入院患者数（入院期間が通算される再入院の場合を除く。）が10人以上であること。



改定後

【摂食障害入院医療管理加算】

[施設基準]

(1) 摂食障害の年間新規入院患者数（入院期間が通算される再入院の場合を除く。）が**1人**以上であること。

精神科身体合併症管理加算の対象患者の見直し

- 精神科身体合併症管理加算の対象患者のうち、重篤な栄養障害の患者の範囲について緩和する。

現行

【精神科身体合併症管理加算】

[施設基準]

別表第七の二 精神科身体合併症管理加算の対象患者
重篤な栄養障害（Body Mass Index 13未満の摂食障害）の患者



改定後

【精神科身体合併症管理加算】

[施設基準]

別表第七の二 精神科身体合併症管理加算の対象患者
重篤な栄養障害（Body Mass Index **15**未満の摂食障害）の患者

(5) 通院・在宅精神療法の見直し (精神保健指定医の評価等)

- 通院精神療法及び在宅精神療法について、精神保健指定医が行った場合とそれ以外の場合に区分し、それぞれの評価を設ける。

現行

【通院精神療法】

診療時間	点数
60分以上（初診のみ）	540点
30分以上	400点
30分未満	330点



改定後

【通院精神療法】（在宅精神療法についても同様）

診療時間	実施者	点数
60分以上（初診のみ）	<u>指定医</u>	<u>560点</u>
	<u>それ以外</u>	540点
30分以上	<u>指定医</u>	<u>410点</u>
	<u>それ以外</u>	<u>390点</u>
30分未満	<u>指定医</u>	330点
	<u>それ以外</u>	<u>315点</u>

(5) 通院・在宅精神療法の見直し

(精神疾患を有する者の地域定着に向けた多職種による支援の評価)

- 精神疾患患者の地域定着を推進する観点から、精神科外来への通院及び重点的な支援を要する患者に対して、多職種による包括的支援マネジメントに基づいた相談・支援等を実施した場合について、新たな評価を行う。

(新) 療養生活継続支援加算 350点 (月1回) ※ 1年を限度



[算定要件]

- (1) 通院・在宅精神療法の1を算定する患者で、重点的な支援を要する患者について、精神科を担当する医師の指示の下、**専門の研修を受けた看護師又は精神保健福祉士**が、当該患者又はその家族等に対し、医療機関等における対面による**20分以上の面接を含む支援**を行うとともに、当該月内に保健所、市町村、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他の関係機関と連絡調整を行った場合に、**1年を限度**として、**月1回**に限り算定できる。
- (2) 実施に当たっては、以下の要件をいずれも満たすこと。
 - ア 対象となる「**重点的な支援を要する患者**」は、平成28～30年度厚生労働行政調査推進補助金障害者対策総合研究事業において研究班が作成した、「包括的支援マネジメント 実践ガイド」における「**包括的支援マネジメント 導入基準**」を**1つ以上満たす者**であること。
 - イ 当該患者を担当する専門の研修を受けた看護師又は精神保健福祉士が、患者の状況を把握した上で、初回の支援から2週間以内に、**多職種と共同して「療養生活環境の整備に関する支援計画書」(支援計画書)を作成**する。支援計画書の作成に当たっては、平成28～30年度厚生労働行政推進調査事業の研究班が作成した、「**包括的支援マネジメント実践ガイド**」を参考にすること。
 - ウ 当該患者を担当する専門の研修を受けた看護師又は精神保健福祉士は、患者等に対し、イにおいて作成した支援計画書の内容を説明し、かつ、当該支援計画書の写しを交付した上で、療養生活継続のための支援を行う。また、市町村、指定特定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たっては、関係機関からの求めがあった場合又はその他必要な場合に、患者又はその家族の同意を得て、支援計画に係る情報提供を行うこと。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関内に、当該指導に**専任の精神保健福祉士が1名以上勤務**していること。
- (2) 当該看護師又は精神保健福祉士が同時に担当する療養生活継続支援の対象患者の数は**1人につき80人以下**であること。また、それぞれの看護師又は精神保健福祉士が担当する患者の一覧を作成していること。
- (3) (略)



(5) 通院・在宅精神療法の見直し

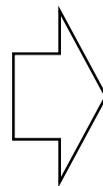
(児童思春期精神科専門管理加算の見直し)

- 児童・思春期精神医療の外来診療について、2年以上診療が継続している場合についても算定できるよう見直す。

現行

【児童思春期精神科専門管理加算（通院・在宅精神療法）】

- イ 16歳未満の患者に通院・在宅精神療法を行った場合
 (1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合 500点



改定後

【児童思春期精神科専門管理加算（通院・在宅精神療法）】

- イ 16歳未満の患者に通院・在宅精神療法を行った場合
 (1) 当該保険医療機関の精神科を最初に受診した日から2年以内の期間に行った場合 500点
(新) (2) (1)以外の場合 300点

(6) 精神科在宅患者支援管理料の見直し

(継続的な精神医療の提供を要する者に対する訪問支援の充実)

精神科在宅患者支援管理料の見直し

- 在宅において継続的な精神医療の提供が必要な者に対して適切な医療を提供する観点から、精神科在宅患者支援管理料について、ひきこもり状態にある患者や精神疾患の未治療者、医療中断者等を対象患者に追加する。

現行

【精神科在宅患者支援管理料】

「1」「2」の対象患者

イ 集中的な支援を必要とする重症患者等	○以下の全てに該当する患者（初回の算定日から6月以内に限る） ア 1年以上の入院歴を有する者、措置入院又は緊急措置入院を経て退院した患者で都道府県等が作成する退院後支援計画に基づく支援機関にある患者又は入退院を繰り返す者 イ 統合失調症、統合失調症型障害若しくは妄想性障害、気分（感情）障害又は重度認知症の状態、退院時又は算定時のGAF尺度が40以下の者
□ 重症患者等	○上記のア又はイに該当する患者（初回の算定日から6月以内に限る）



改定後

【精神科在宅患者支援管理料】

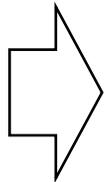
「1」「2」の対象患者

イ 集中的な支援を必要とする重症患者等	(略) ○以下の全てに該当する患者（初回の算定日から6月以内に限る） ア ひきこもり状態又は精神科の未受診若しくは受診中断等を理由とする行政機関等の保健師その他の職員による家庭訪問の対象者 イ 行政機関等の要請を受け、精神科を標榜する保険医療機関の精神科医が訪問し診療を行った結果、計画的な医学管理が必要と判断された者 ウ 当該管理料を算定する日においてGAF尺度による判定が40以下の者
□ 重症患者等	○ (略)

(7) 精神科救急医療体制の整備の推進

精神科救急医療に係る入院についての評価の見直し

- 精神科救急入院料を精神科救急急性期医療入院料とし、手厚い救急急性期医療体制、緊急の患者に対応する体制及び医師の配置等をそれぞれ評価する。
- 精神科救急・急性期医療における役割に応じた評価体系とする。
- 精神科救急急性期に係る入院料の評価を、入院期間に応じた3区分に見直す。

現行	改定後		
精神科救急入院料1 イ 30日以内 3,579点 □ 31日以上 3,145点 精神科救急入院料2 イ 30日以内 3,372点 □ 31日以上 2,938点	< (1) 手厚い救急急性期医療体制 >		
	<u>(改) 精神科救急急性期医療入院料</u>	30日以内 2,400点	<ul style="list-style-type: none"> ・病院常勤の指定医が4名以上 ・常時精神科救急外来診療が可能 ・全ての入院形式の患者受入れが可能 ・時間外、休日・深夜の入院件数が年間30件以上又は人口1万人当たり0.37件以上であり、うち6件以上又は2割以上は、精神科救急情報センター等からの依頼 ・データ提出加算に係る届出を行っている保険医療機関
		31日以上 60日以内 2,100点	
		61日以上90日以内 1,900点	
< (2) 緊急の患者に対応する体制 >			
	<u>(新) 精神科救急医療体制加算</u>	1 身体合併症対応 600点	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科救急急性期医療入院料を算定 ・精神科救急体制整備事業による指定 ・病院常勤の指定医が5名以上 ・時間外、休日・深夜の入院件数が年間40件以上又は人口1万人当たり0.5件以上であり、うち8件以上又は2割以上は、精神科救急情報センター等からの依頼
		2 常時対応型 590点	
		3 病院群輪番型 500点	
< (3) 医師の配置とクロザピン使用体制 >			
	<u>(改) 精神科急性期医師配置加算</u>	1 600点	<ul style="list-style-type: none"> ・クロザピン導入6件/年以上 ・病棟常勤指定医2名以上
		3 400点	

(7) 精神科救急医療体制の整備の推進

入院期間に応じた区分の見直し

- ▶ 合併症や急性期に係る入院料の評価を、入院期間に応じた3区分に見直す。

現行		
(1日につき)	30日以内	31日以上
精神科急性期治療病棟入院料1	1,997点	1,665点
精神科急性期治療病棟入院料2	1,883点	1,554点
精神科救急・合併症入院料	3,579点	3,145点

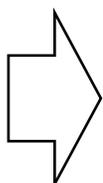


改定後			
(1日につき)	30日以内	31日以上 60日以内	61日以上 90日以内
精神科急性期治療病棟入院料1	2,000点	1,700点	1,500点
精神科急性期治療病棟入院料2	1,885点	1,600点	1,450点
精神科救急・合併症入院料	3,600点	3,300点	3,100点

病床数上限の見直し

- ▶ 精神科救急や急性期医療に係る病棟の病床数について、上限を見直す。

現行
<p>[施設基準]</p> <p>【精神科救急入院料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該保険医療機関の精神病床数が300床以下の場合には60床以下 当該保険医療機関の精神病床数が300床を超える場合にはその2割以下 <p>ただし、平成30年3月31日時点で、現に当該基準を超えて病床を有する保険医療機関にあっては、令和4年3月31日までの間、当該時点で現に届け出ている病床数を維持することができる。</p> <p>【精神科急性期治療病棟入院料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該保険医療機関の精神病床数が300床以下の場合には60床以下 当該保険医療機関の精神病床数が300床を超える場合にはその2割以下



改定後
<p>[施設基準]</p> <p>(改) 【精神科救急急性期医療入院料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該保険医療機関における精神科救急急性期医療入院料又は精神科急性期治療病棟入院料を算定する病床数の合計が300床以下 <p>【精神科急性期治療病棟入院料】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当該病棟の病床数は、130床以下 <p>(新) 【精神科救急医療体制加算】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神科救急急性期医療入院料を算定している病棟 病棟の病床単位で届出、120床以下 旧精神科救急入院料の届出を行っている病棟について、地域における医療提供体制や医療計画上の必要性等が確認できる場合は、120床を超えて届出を行うことができ、60/100に相当する点数を算定できる。 <p>[経過措置]</p> <p>旧精神科救急入院料に係る届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、当該病棟における病床数が120床以下であることに該当するものとみなす。</p>

(7) 精神科救急医療体制の整備の推進

精神科救急・合併症入院料の見直し

- 精神科身体合併症管理加算や心大血管疾患リハビリテーション料等を包括評価の範囲から除外する。

現行

【精神科救急・合併症入院料】

○精神科救急・合併症入院料に包括されない診療

第2節に規定する臨床研修病院入院診療加算、妊産婦緊急搬送入院加算、医師事務作業補助体制加算、地域加算、離島加算、精神科措置入院診療加算、精神科措置入院退院支援加算、精神科応急入院施設管理加算、医療安全対策加算、感染防止対策加算、患者サポート体制充実加算、褥瘡ハイリスク患者ケア加算、精神科救急搬送患者地域連携紹介加算、データ提出加算、薬剤総合評価調整加算、排尿自立支援加算及び地域医療体制確保加算、第2章第1部医学管理等の区分番号B015に掲げる精神科退院時共同指導料2、第8部精神科専門療法、第10部手術、第11部麻酔及び第12部放射線治療並びに除外薬剤・注射薬に係る費用



改定後

【精神科救急・合併症入院料】

○精神科救急・合併症入院料に包括されない診療

現行の項目（左記）に加え、以下の項目

精神科身体合併症管理加算、依存症入院医療管理加算、摂食障害入院医療管理加算、第7部リハビリテーションの区分番号H000に掲げる心大血管疾患リハビリテーション料、H001に掲げる脳血管疾患等リハビリテーション料、H001-2に掲げる廃用症候群リハビリテーション料、H002に掲げる運動器リハビリテーション料、H003に掲げる呼吸器リハビリテーション料、区分番号H004に掲げる摂食機能療法、区分番号H007に掲げる障害児（者）リハビリテーション料及び区分番号H007-2に掲げるがん患者リハビリテーション料、第9部処置の区分番号J038に掲げる人工腎臓、区分番号J042に掲げる腹膜灌流、区分番号J400に掲げる特定保険医療材料（区分番号J038に掲げる人工腎臓又は区分番号J042に掲げる腹膜灌流に係るものに限る。）

- 指定医の配置、時間外、休日・深夜における外来診療件数、地域の入院需要に対する要件を見直す。

現行

【精神科救急・合併症入院料】

【施設基準】

- ・病棟に常勤の指定医が3名以上配置されていること。
- ・常時精神科救急外来診療が可能であり、精神疾患に係る時間外、休日又は深夜における診療（電話等再診を除く。）件数の実績が年間200件以上、又は次の地域における人口1万人当たり2.5件以上であること。
- ・以下の地域における直近1年間における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者のうち、原則として4分の1以上又は20件以上の患者を当該病棟において受け入れていること。



改定後

【精神科救急・合併症入院料】

【施設基準】

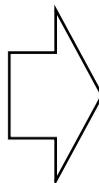
- ・病棟に常勤の指定医が**2名**以上配置されていること。
- ・常時精神科救急外来診療が可能であること。
- （削除）
- ・以下の地域における直近1年間における措置入院、緊急措置入院及び応急入院に係る新規入院患者のうち、原則として4分の1以上又は**5件以上**の患者を当該病棟において受け入れていること。

(7) 精神科救急医療体制の整備の推進

精神科急性期医師配置加算の施設基準の見直し

- 加算の対象となる病棟として、精神科救急急性期医療入院料を加える。

現行		
精神科急性期医師配置加算		
1	精神科急性期治療病棟 1	600点
2のイ	精神病棟入院基本料等	500点
2のロ	精神科急性期治療病棟 1	500点
3	精神科急性期治療病棟 1	450点
・当該病棟の常勤医師配置が16:1以上		



改定後		
精神科急性期医師配置加算		
1	精神科救急急性期医療入院料 又は精神科急性期治療病棟入院料 1	600点
2のイ	精神病棟入院基本料等	500点
2のロ	精神科急性期治療病棟 1	450点
3	精神科救急急性期医療入院料 又は精神科急性期治療病棟入院料 1	400点
・当該病棟の常勤医師配置が16:1以上		・ 加算1：病棟常勤指定医2名以上

[経過措置]

令和四年三月三十一日において旧医科点数表の精神科救急入院料に係る届出を行っている病棟及び精神科急性期医師配置加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和五年三月三十一日までの間に限り、病棟常勤指定医2名以上の要件に該当するものとみなす。

令和4年3月31日時点で精神科救急入院料の届出を行っている病棟であって、同日後に精神科救急急性期医療入院料を算定するものについては、令和6年3月31日までの間に限り、クロザピン導入に関する基準を満たしているものとする。

(参考) 精神科急性期医師配置加算の施設基準における要件一覧

	加算1	加算2のロ	加算3	加算2のイ
新規入院患者の 自宅等への3か月以内の移行率	6割以上	6割以上	4割以上	<ul style="list-style-type: none"> 内科、外科、耳鼻科、眼科、整形外科及び精神科を標榜 入院を要する(第二次)救急医療体制、救命救急センター、高度救命救急センター又は総合周産期母子医療センターを設置 精神科リエゾンチーム加算を届出している 直近3か月間の新規入院患者の5%以上が入院時に精神科身体合併症管理加算の対象となる患者 精神科医が救急車で搬送された患者であって、身体疾患又は負傷とともに精神疾患又はせん妄・抑うつを有する者を12時間以内に毎月5人以上診察
クロザピン新規導入患者数	6件/年以上	—	3件/年以上	
時間外 外来診療	20件/年以上	20件/年以上	20件/年以上	
時間外 入院	6件/年以上	6件/年以上	6件/年以上	

(7) 精神科救急医療体制の整備の推進

(精神科急性期病棟等におけるクロザピンの普及推進)

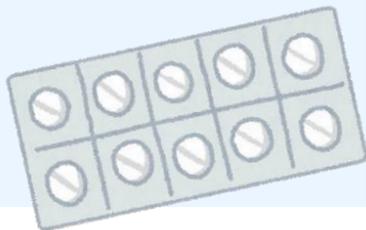
- クロザピンの普及推進のため、クロザピンの新規導入患者について、当該保険医療機関の他の病院から転院する場合であっても、精神科救急急性期医療入院料、精神科急性期治療病棟入院料及び精神科救急・合併症入院料を算定できるよう見直す。

現行

【精神科救急入院料】

【算定要件】

- ア 3月以内に精神病棟に入院したことがない患者
- イ 他病棟入院患者の急性増悪例
- ウ クロザピンを新規に導入することを目的として転棟する患者（※1）



改定後

【精神科救急急性期医療入院料】

(精神科急性期治療病棟入院料、精神科救急・合併症入院料についても同様)

【算定要件】

- ア 3月以内に精神病棟に入院したことがない患者
- イ 他病棟入院患者の急性増悪例
- ウ クロザピンを新規に導入することを目的として転棟又は転院する患者（※1）

※1 クロザピンの投与を開始した日から起算して3月を限度として算定する。

(8) 自殺企図者等への治療等の評価の見直し

(救命救急医療における自殺企図患者等に対する治療等に係る評価の見直し)

精神疾患診断治療初回加算等の新設

- 救命救急入院料を算定する自殺企図等の重篤な精神疾患患者に対して、当該患者の指導に係る一定の要件を満たした上で届出を行った保険医療機関が治療等を行った場合の評価を新設するとともに、当該患者に対し、生活上の課題等の確認及び退院に向けたアセスメント等を行った場合の更なる評価を設ける。

現行

【救命救急入院料（1日につき）】

【算定要件】

注2 自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、3,000点を所定点数に加算。なお、精神疾患診療体制加算は同時に算定不可。

(新設)

【施設基準】

(新設)

改定後

【救命救急入院料（1日につき）】

【算定要件】

注2 自殺企図等による重篤な患者であって精神疾患を有するもの又はその家族等からの情報等に基づいて、当該保険医療機関の精神保健指定医又は精神科の医師が、当該患者の精神疾患にかかわる診断治療等を行った場合、精神疾患診断治療初回加算として、当該精神保健指定医等による最初の診療時に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算。この場合において、区分番号A248に掲げる精神疾患診療体制加算は別に算定不可。

イ 施設基準に適合している場合

7,000点

□ イ以外の場合

3,000点

10 注2のイに該当する場合であって、当該患者に対し、生活上の課題又は精神疾患の治療継続上の課題を確認し、助言又は指導を行った場合は、当該患者の退院時に1回に限り、2,500点を更に所定点数に加算する。

【施設基準】

二 救命救急入院料の施設基準等

(4) 救命救急入院料の注2のイに規定する厚生労働大臣が定める施設基準 適切な研修を受けた専任の常勤医師1名及び専任の常勤精神保健福祉士等1名が適切に配置されていること。

(8) 自殺企図者等への治療等の評価の見直し (救急患者精神科継続支援料の見直し)

救急患者精神科継続支援料の要件及び評価の見直し

- 救急患者精神科継続支援料について、より充実した人員配置を求める観点から、精神保健福祉士の配置を必須化するとともに、更なる評価を行う。

現行

【救急患者精神科継続支援料】

- | | |
|------------|------|
| 1 入院中の患者 | 435点 |
| 2 入院中の患者以外 | 135点 |

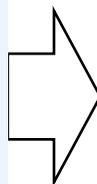
【算定要件】

注2 入院中の患者については、入院した日から起算して6月以内の期間に月1回に限り算定する。

- 3 入院中の患者以外の患者については、退院後、電話等で継続的な指導等を行った場合に、退院後6月を限度として、計6回に限り算定する。

【施設基準】

- 1 救急患者精神科継続支援料に関する施設基準
- (3) 自殺企図等で入院した患者へ生活上の課題等について指導等を行うための適切な研修を修了した専任の常勤看護師、専任の常勤作業療法士、専任の常勤精神保健福祉士、専任の常勤公認心理師又は専任の常勤社会福祉士が、1名以上配置。
- 2 届出に関する事項
専任の常勤医師及び専任の常勤看護師等については、研修修了を証明する書類を添付。



改定後

【救急患者精神科継続支援料】

- | | |
|------------|-------------|
| 1 入院中の患者 | 900点 |
| 2 入院中の患者以外 | 300点 |

【算定要件】

注2 入院中の患者については、入院した日から起算して6月以内の期間に週1回に限り算定する。

- 3 入院中の患者以外の患者については、退院後、電話等で継続的な指導等を行った場合に、退院後24週を限度として、週1回に限り算定する。

【施設基準】

- 1 救急患者精神科継続支援料に関する施設基準
- (3) 自殺企図等で入院した患者へ生活上の課題等について指導等を行うための適切な研修を修了した**専任の常勤精神保健福祉士及び**専任の常勤看護師、専任の常勤作業療法士、専任の常勤公認心理師又は専任の常勤社会福祉士が、1名以上配置。
- 2 届出に関する事項
- (1) 専任の常勤医師、**専任の常勤精神保健福祉士**及び専任の常勤看護師等については、研修修了を証明する書類を添付**(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一覧でも可)**。
- (2) 令和4年3月31日時点で救急患者精神科継続支援料の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、1の(3)の基準を満たしているもの。

(9) 認知症専門診断管理料の見直し

- 認知症専門診断管理料2の対象となる医療機関に、連携型の認知症疾患医療センターを追加する。

現行

【認知症専門診断管理料】

- 1 (略)
- 2 認知症専門診断管理料2 300点

[施設基準]

- 1 認知症専門診断管理料1に関する施設基準
「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について」
(平成26年7月9日老発0709第3号)の別添2 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱における認知症疾患医療センターであること。
- 2 認知症専門診断管理料2に関する施設基準
1の認知症疾患医療センターのうち、基幹型又は地域型であること。
- 3 (略)



改定後

【認知症専門診断管理料】

- 1 (略)
- 2 認知症専門診断管理料2
 - 基幹型又は地域型の場合 300点
 - 連携型の場合 280点**

[施設基準]

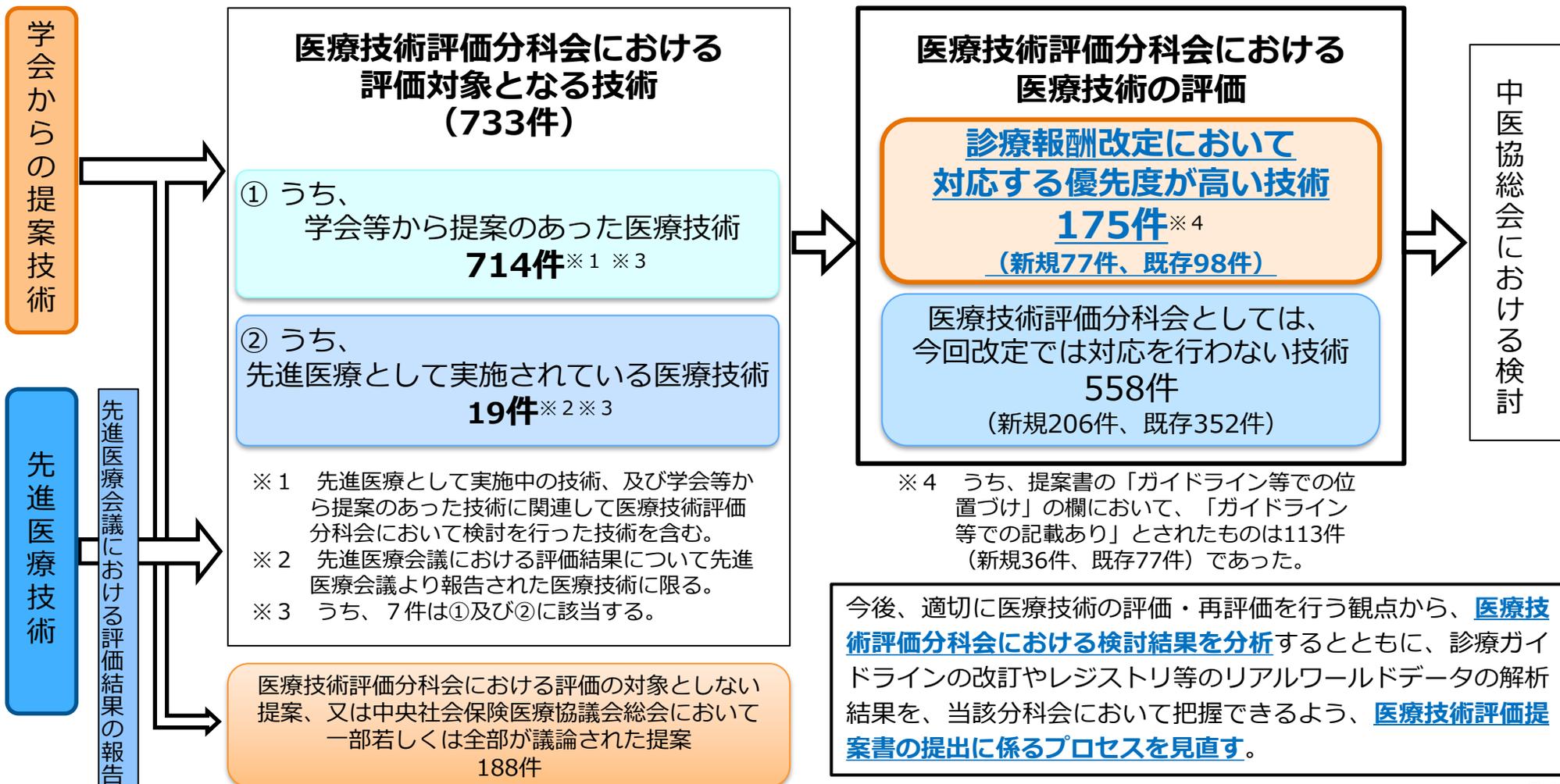
- 1 認知症専門診断管理料に関する施設基準
「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱について」
(平成26年7月9日老発0709第3号)の別添2 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱における認知症疾患医療センターであること。
- (削除)
- 2 (略)

14. 医療技術の評価

- (1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応
- (2) 手術等の医療技術の適切な評価
- (3) 質の高い臨床検査の適切な評価
- (4) プログラム医療機器に係る評価の新設
- (5) 実勢価格等を踏まえた検体検査等の評価の適正化
- (6) 透析医療

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

- 学会から提案のあった医療技術について、医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、優先的に保険導入すべきとされた新規技術（先進医療として実施されている技術を含む。）について新たな評価を行うとともに、既存技術の評価の見直し等を行う。



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- 現在保険収載されていない手術や検査等のうち、医療技術評価分科会での評価を踏まえ、有効性及び安全性等が確立しているものについて項目の新設等を行う。

[新たに保険収載される手術の例]

(新) 脛骨近位骨切り術	28,300点
(新) 不整脈手術 4 左心耳閉鎖術 □ 胸腔鏡下によるもの	37,800点
(新) 再建胃管悪性腫瘍手術 1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの	112,190点
(新) ハンナ型間質性膀胱炎手術 (経尿道)	9,930点
(新) 内視鏡下脳腫瘍摘出術	100,000点

[新たに保険収載される検査の例]

(新) 関節液検査	50点
(新) ビデオヘッドインパルス検査	300点
(新) 超音波減衰法検査	200点

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される検査①》

区分番号	項目名	点数
D004	穿刺液・採取液検査 2 関節液検査	50点
D006-5	染色体検査(全ての費用を含む。) 1 FISH法を用いた場合 2 その他の場合	2,553点 2,553点
D215-4	超音波減衰法検査	200点
D250	平衡機能検査 6 ビデオヘッドインパルス検査	300点
D310	小腸内視鏡検査 注2 内視鏡的留置術加算	260点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される検査②》

区分番号	項目名	点数
D313	大腸内視鏡検査 注3 バルーン内視鏡加算 注4 内視鏡的留置術加算	450点 260点
D413	前立腺針生検法 1 MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの	8,210点
D415-4	経気管肺生検法(仮想気管支鏡を用いた場合) 注 ガイドーシス加算	500点



《新規に保険収載される画像診断》

区分番号	項目名	点数
E202	磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)(一連につき) 注10 肝エラストグラフィ加算	600点

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《前回改定後に準用され、今回改定で新設された検査①》

区分番号	項目名	点数
D001	尿中特殊物質定性定量検査 10 トリプシノーゲン2(尿)	105点
D006	血液形態・機能検査 7 DNA含有赤血球計数検査	40点
D006-3	BCR-ABL1	2,520点
	2 minor BCR-ABL mRNA イ 診断の補助に用いるもの □ モニタリングに用いるもの	2,520点
D006-22	RAS遺伝子検査(血漿)	7,500点
D006-23	遺伝子相同組換え修復欠損検査	32,200点
D006-24	肺癌関連遺伝子多項目同時検査	10,000点
D006-25	CYP2C9遺伝子多型	2,037点
D006-26	染色体構造変異解析	8,000点
D006-27	悪性腫瘍遺伝子検査(血液・血漿)	
	1 ROS1融合遺伝子検査	2,500点
	2 ALK融合遺伝子検査	2,500点
	3 METex14遺伝子検査	5,000点
	4 NTRK融合遺伝子検査	5,000点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《前回改定後に準用され、今回改定で新設された検査②》

区分番号	項目名	点数
D007	血液化学検査	
	57 ロイシンリッチ α_2 グリコプロテイン 63 血管内皮増殖因子(VEGF)	276点 460点
D008	内分泌学的検査 53 レプチン	1,000点
D009	腫瘍マーカー 27 プロステートヘルスインデックス(phi)	281点
D012	感染症免疫学的検査	
	46 百日咳菌抗原定性	217点
	47 赤痢アメーバ抗原定性	223点
	49 白癬菌抗原定性	233点
	58 HIV-1特異抗体・HIV-2特異抗体	660点
	60 鳥特異的IgG抗体	873点
61 抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体	12,850点	
D014	自己抗体検査	
	28 抗カルジオリピンIgG抗体、抗カルジオリピンIgM抗体、 抗 β 2グリコプロテイン I IgG抗体、抗 β 2グリコプロテイン I IgM抗体	226点
	45 抗P/Q型電位依存性カルシウムチャンネル抗体(抗P/Q型VGCC抗体)	1,000点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《前回改定後に準用され、今回改定で新設された検査③》

区分番号	項目名	点数
D015	血漿蛋白免疫学的検査	
	17 インターロイキン6(IL-6)	170点
	26 SCCA2	300点
	28 インターフェロン-λ3(IFN-λ3)、sFlt-1/P1GF比	340点
D023	微生物核酸同定・定量検査	
	12 肺炎クラミジア核酸検出	360点
	18 サイトメガロウイルス核酸定量	450点
D206	心臓カテーテル法による諸検査(一連の検査について) 注5 冠動脈血流予備能測定検査加算(循環動態解析装置)	7,200点
D217	骨塩定量検査	
	2 REMS法(腰椎)	140点
	注 大腿骨同時検査加算	55点
D310	小腸内視鏡検査 2 スパイラル内視鏡によるもの	6,800点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される処置》

区分番号	項目名	点数
通則	7 耳鼻咽喉科乳幼児処置加算(1日につき) 8 耳鼻咽喉科小児抗菌薬適正使用支援加算(月1回)	60点 80点
J000-2	下肢創傷処置 1 足部(踵を除く。)の浅い潰瘍 2 足趾の深い潰瘍又は踵部の浅い潰瘍 3 足部(踵を除く。)の深い潰瘍又は踵部の深い潰瘍	135点 147点 270点
J003	局所陰圧閉鎖処置(入院)(1日につき) 注3 新生児局所陰圧閉鎖加算／乳幼児局所陰圧閉鎖加算 ／幼児局所陰圧閉鎖加算	所定点数の 300/100 100/100 50/100
J045	人工呼吸 3 5時間を超えた場合(1日につき) イ 14日目まで ロ 15日目以降 注3 覚醒試験加算(14日を限度) 注4 離脱試験加算	950点 815点 100点 60点
J068-2	陰唇癒合剥離	290点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される手術①》

区分番号	項目名	点数
K002	デブリードマン 注5 超音波式デブリードマン加算	2,500点
K019-2	自家脂肪注入 1 50mL未満 2 50mL以上100mL未満 3 100mL以上	22,900点 30,530点 38,160点
K046	骨折観血的手術 注 緊急整復固定加算	4,000点
K054-2	脛骨近位骨切り術	28,300点
K080-4	関節鏡下肩腱板断裂手術 2 簡単なもの(上腕二頭筋腱の固定を伴うもの)	37,490点
K080-7	上腕二頭筋腱固定術 1 観血的に行うもの 2 関節鏡下で行うもの	18,080点 23,370点
K081	人工骨頭挿入術 注 緊急挿入加算	4,000点
K142-8	顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術	24,560点
K145-2	皮下髄液貯溜槽留置術	5,290点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される手術②》

区分番号	項目名	点数
K169-2	内視鏡下脳腫瘍生検術	80,000点
K169-3	内視鏡下脳腫瘍摘出術	100,000点
K174	水頭症手術 3 シャント再建術 イ 頭側のもの ロ 腹側のもの ハ 頭側及び腹側のもの	15,850点 6,600点 19,150点
K176	脳動脈瘤流入血管クリッピング(開頭して行うもの) 注1 ローフローバイパス術併用加算 注2 ハイフローバイパス術併用加算	16,060点 30,000点
K188-3	癒着性脊髄くも膜炎手術(脊髄くも膜剥離操作を行うもの)	38,790点
K217	眼瞼内反症手術 3 眼瞼下制筋前転法	4,230点
K225-4	角結膜悪性腫瘍切除術	6,290点
K242	斜視手術 6 調節糸法	12,060点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される手術③》

区分番号	項目名	点数
K268	緑内障手術 2 流出路再建術 イ 眼内法 □ その他のもの 7 濾過胞再建術(needle法)	14,490点 19,020点 3,440点
K319-2	経外耳道的内視鏡下鼓室形成術 1 上鼓室開放を伴わないもの 2 上鼓室・乳突洞開放を伴うもの	40,630点 52,990点
K343-2	経鼻内視鏡下鼻副鼻腔悪性腫瘍手術(頭蓋底郭清、再建を伴うもの)	110,950点
K388-3	内喉頭筋内注入術(ボツリヌス毒素によるもの)	1,500点
K494-2	胸腔鏡下胸腔内(胸膜内)血腫除去術	13,500点
K514-2	胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術 4 気管支形成を伴う肺切除	81,420点
K529-4	再建胃管悪性腫瘍手術 1 頸部、胸部、腹部の操作によるもの 2 頸部、腹部の操作によるもの	112,190点 101,670点
K533-3	内視鏡的胃静脈瘤組織接着剤注入術	8,990点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される手術④》

区分番号	項目名	点数
K601-2	体外式膜型人工肺(1日につき) 1 初日 2 2日目以降	30,150点 3,000点
K617	下肢静脈瘤手術 4 静脈瘤切除術	1,820点
K627-2	腹腔鏡下リンパ節群郭清術 4 側方	41,090点
K653-6	内視鏡的逆流防止粘膜切除術	12,000点
K657	胃全摘術 3 悪性腫瘍手術(空腸嚢作製術を伴うもの)	79,670点
K657-2	腹腔鏡下胃全摘術 3 悪性腫瘍手術(空腸嚢作製術を伴うもの)	94,780点
K675-2	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術(胆嚢床切除を伴うもの)	70,220点
K677	胆管悪性腫瘍手術 3 肝外胆道切除術によるもの	50,000点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される手術⑤》

区分番号	項目名	点数
K697-4	移植用部分肝採取術(生体) 1 腹腔鏡によるもの 2 その他のもの	105,000点 82,800点
K721	内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 注1 消化管ポリポーシス加算 注2 バルーン内視鏡加算	5,000点 450点
K721-3	内視鏡的結腸異物摘出術 注 バルーン内視鏡加算	450点
K721-4	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術 注 バルーン内視鏡加算	450点
K721-5	内視鏡的小腸ポリープ切除術	11,800点
K740	直腸切除・切断術 注2 片側側方リンパ節郭清加算 両側側方リンパ節郭清加算	4,250点 6,380点
K740-2	腹腔鏡下直腸切除・切断術 3 超低位前方切除術 4 経肛門吻合を伴う切除術 注2 片側側方リンパ節郭清加算 両側側方リンパ節郭清加算	91,470点 100,470点 4,250点 6,380点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新規に保険収載される手術⑥》

区分番号	項目名	点数
K800-4	ハンナ型間質性膀胱炎手術(経尿道)	9,930点
K823-7	膀胱頸部形成術(膀胱頸部吊上術以外)	37,690点
K828-3	埋没陰茎手術	7,760点
K841-2	経尿道的レーザー前立腺切除・蒸散術 2 ツリウムレーザーを用いるもの	18,190点
K860-3	腹腔鏡下膈断端挙上術	43,870点
K882-3	腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術	32,290点
K910-6	臍帯穿刺	3,800点
K916	体外式膜型人工肺管理料(1日につき) 1 7日目まで 2 8日目以降14日目まで 3 15日目以降 注 導入時加算	4,500点 4,000点 3,000点 5,000点
K921-3	末梢血単核球採取(一連につき) 1 採取のみを行う場合 2 採取、細胞調製及び凍結保存を行う場合	14,480点 19,410点
K922-3	自己骨髄由来間葉系幹細胞投与(一連につき)	22,280点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《新たに保険収載される麻酔》

区分番号	項目名	点
L009	麻酔管理料(Ⅰ) 注5 周術期薬剤管理加算	75点
L010	麻酔管理料(Ⅱ) 注2 周術期薬剤管理加算	75点



《新たに保険収載される放射線治療》

区分番号	項目名	点
M000-2	放射性同位元素内用療法管理料 6 神経内分泌腫瘍に対するもの 7 褐色細胞腫に対するもの	2,660点 1,820点

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《前回改定後に準用され、今回改定で新設された手術等①》

区分番号	項目名	点数
K169	頭蓋内腫瘍摘出術 注3 術中MRI撮影加算	3,990点
K171-2	内視鏡下経鼻的腫瘍摘出術 注 術中MRI撮影加算	3,990点
K190-8	舌下神経電気刺激装置植込術	28,030点
K259-2	自家培養上皮移植術	52,600点
K305-2	植込型骨導補聴器(直接振動型)植込術	24,490点
K308-3	耳管用補綴材挿入術	18,100点
K470-2	頭頸部悪性腫瘍光線力学療法	22,100点
K555-2	経カテーテル弁置換術 3 経皮的肺動脈弁置換術	39,060点
K594	不整脈手術 4 左心耳閉鎖術 □ 胸腔鏡下によるもの	37,800点
K616-7	ステントグラフト内挿術(シャント)	12,000点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

《前回改定後に準用され、今回改定で新設された手術等②》

区分番号	項目名	点数
K616-8	吸着式潰瘍治療法(1日につき)	1,680点
K722	小腸結腸内視鏡的止血術 注2 スパイラル内視鏡加算	3,500点
K735-2	小腸・結腸狭窄部拡張術(内視鏡によるもの) 注2 スパイラル内視鏡加算	3,500点
K746-3	痔瘻手術(注入療法)	1,660点
K755-3	副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法(一連として)	
	1 1センチメートル未満 2 1センチメートル以上	16,000点 22,960点
K841-6	経尿道的前立腺吊上術	12,300点
K939-9	切開創局所陰圧閉鎖処置機器加算	5,190点
M001-5	ホウ素中性子捕捉療法(一連につき)	187,500点
	注2 ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算	40,000点
	注3 ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算	10,000点
	注4 体外照射用固定器具加算	1,000点



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- 直腸癌の手術において、側方リンパ節郭清を併せて行った場合の加算を新設する。

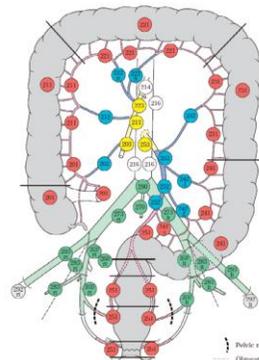
(新) 片側側方リンパ節郭清加算 4,250点

(新) 両側側方リンパ節郭清加算 6,380点

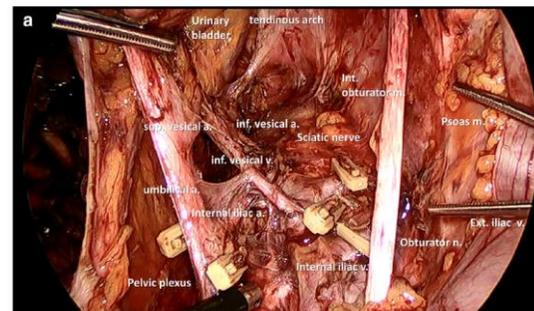
【対象となる手術】

直腸切除・切断術

腹腔鏡下直腸切除・切断術



緑：側方リンパ節（郭清部位）



術中所見（右側方リンパ節）

日本臨床外科学会提出資料より引用

新規技術の保険導入

- 帝王切開創子宮癒痕部の修復に係る腹腔鏡手術を新設する。

(新) 腹腔鏡下子宮癒痕部修復術 32,290点

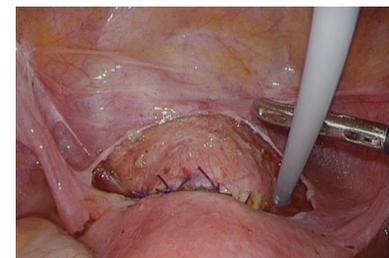
〔算定要件〕

帝王切開創子宮癒痕部を原因とする以下の疾患に対して実施した場合に限り算定する。

- (1) 続発性不妊症
- (2) 過長月経
- (3) 器質性月経困難症

〔施設基準〕

- (1) 産科又は産婦人科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 産科又は産婦人科について5年以上の経験をする常勤の医師が1名以上配置されていること。
- (3) 当該保険医療機関において腹腔鏡手術が年間20例以上実施されていること。
- (4) 腹腔鏡を用いる手術について十分な経験を有する医師が配置されていること。
- (5) 実施診療科において常勤の医師が2名以上配置されていること。
- (6) 麻酔科標榜医が配置されていること。



日本産科婦人科内視鏡学会提出資料より引用

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- ▶ 有効性及び安全性が確認されたロボット支援下内視鏡手術について、術式を追加する。

【新たに、内視鏡手術用支援機器を用いて行った場合においても算定できる術式】

- ・鏡視下咽頭悪性腫瘍手術（軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。）
- ・鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- ・腹腔鏡下総胆管拡張症手術
- ・腹腔鏡下肝切除術
- ・腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術
- ・腹腔鏡下副腎摘出術
- ・腹腔鏡下副腎髄質腫瘍摘出術（褐色細胞腫）
- ・腹腔鏡下腎（尿管）悪性腫瘍手術

[内視鏡手術用支援機器を用いて行う場合の施設基準の概要]

- ・ 当該手術及び関連する手術に関する実績を有すること。
- ・ 当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。



新規技術の保険導入

- ▶ 家族性大腸腺腫症の適切な治療の提供に係る評価を推進する観点から、内視鏡手術を行った場合について新たな評価を行う。

(新) 消化管ポリポージス加算 5,000点

[算定要件]

- ・ 以下のいずれも満たす家族性大腸腺腫症患者に対して内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術を行った場合、年1回に限り算定できる。
 - ア 16歳以上であること。
 - イ 大腸に腺腫が100個以上あること。なお、手術又は内視鏡により摘除された大腸の腺腫の数を合算しても差し支えない。
 - ウ 大腸切除の手術が実施された場合においては、大腸が10cm以上残存していること。
 - エ 大腸の三分の一以上が密生型ではないこと。なお、密生型とは、大腸内視鏡所見において、十分に進展させた大腸粘膜を観察し、正常粘膜よりも腺腫の占拠面積が大きい場合をいう。
- ・ 長径1cmを超える大腸のポリープを基本的に全て摘除すること。

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- ▶ 脂肪性肝疾患の患者であって慢性肝炎又は肝硬変の疑いがある患者に対し、適切な診断と治療を行う観点から、超音波減衰法による肝脂肪化定量に係る評価を新設する。

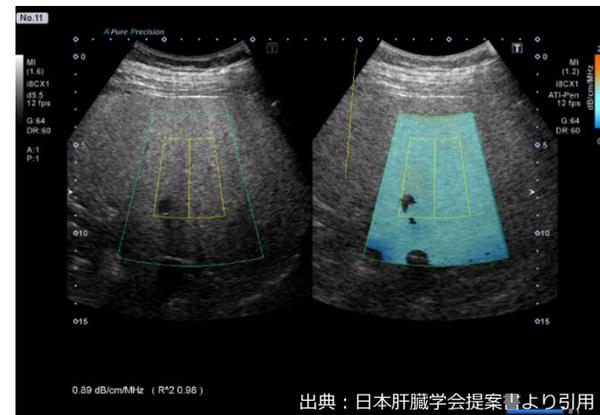
(新) 超音波減衰法検査 200点

[技術の概要]

- 肝脂肪化診断の標準法は肝生検とされているが、超音波減衰法検査は肝脂肪量が多い程肝組織内での超音波減衰が大きくなることを用いて、肝脂肪量を非侵襲的に評価することができる。

[算定要件]

- 脂肪性肝疾患の患者であって慢性肝炎又は肝硬変の疑いがある者に対し、肝臓の脂肪量を評価した場合に、3月に1回に限り算定する。



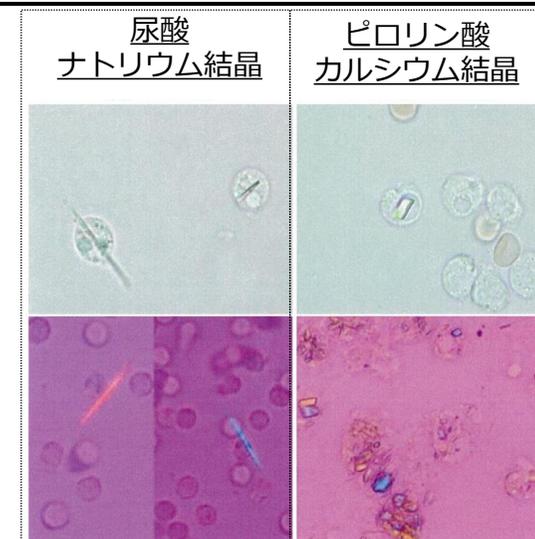
新規技術の保険導入

- ▶ 結晶性関節炎の疑いがある患者に対して、適切な診断と治療を行う観点から、偏光顕微鏡を用いた関節液の検査に係る評価を新設する。

(新) 関節液検査 50点

[算定要件]

- (1) 関節水腫を有する患者であって、結晶性関節炎が疑われる者に対して実施した場合、一連につき1回に限り算定する。
- (2) 当該検査と区分番号「D017」排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- 下肢潰瘍の状態に応じた適切な処置及びその管理を推進する観点から、下肢の潰瘍の処置及びその管理に係る評価を新設する。

(新) 下肢創傷処置

1 足部（踵を除く。）の浅い潰瘍	135点
2 足趾の深い潰瘍又は踵の浅い潰瘍	147点
3 足部（踵を除く。）の深い潰瘍又は踵の深い潰瘍	270点

[算定要件]

- 下肢創傷処置の対象となる部位は、足部、足趾又は踵であって、浅い潰瘍とは潰瘍の深さが腱、筋、骨又は関節のいずれにも至らないものをいい、深い潰瘍とは潰瘍の深さが腱、筋、骨又は関節のいずれかに至るものをいう。
- 下肢創傷処置を算定する場合は、創傷処置、爪甲除去（麻酔を要しないもの）及び穿刺排膿後薬液注入は併せて算定できない。
- 複数の下肢創傷がある場合は主たるもののみ算定する。

(新) 下肢創傷処置管理料 500点（月1回に限り）

[算定要件]

- 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者で、下肢の潰瘍を有するものに対して、下肢創傷処置に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、区分番号J000-2に掲げる下肢創傷処置を算定した日の属する月において、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料は、別に算定できない。
- 初回算定時に治療計画を作成し、患者及び家族等に説明して同意を得るとともに、毎回の指導の要点を診療録に記載すること。
- 学会によるガイドライン等を参考にすること。

[施設基準]

- 整形外科、形成外科、皮膚科、外科、心臓血管外科又は循環器内科の診療に従事した経験を5年以上有し、下肢創傷処置に関する適切な研修を修了している常勤の医師が1名以上勤務していること。

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- 高齢者の大腿骨近位部骨折に対する適切な治療を評価する観点から、骨折観血的手術（大腿）に対する緊急整復固定加算及び人工骨頭挿入術（股）に対する緊急挿入加算を新設する。

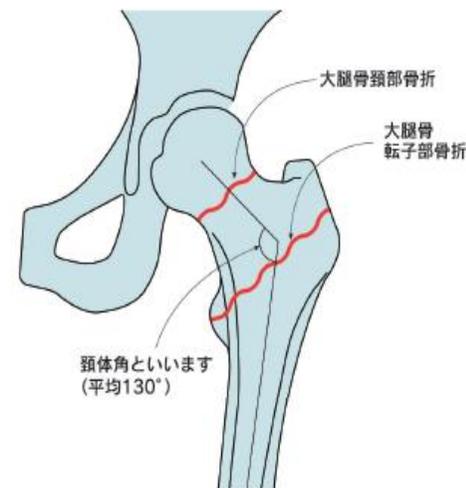
(新)	緊急整復固定加算	4,000点
(新)	緊急挿入加算	4,000点

[算定要件]

- (1) **75歳以上の大腿骨近位部骨折患者**に対し、**適切な周術期の管理**を行い、**骨折後48時間以内に骨折部位の整復固定**を行った場合に、所定点数に加算する。
- (2) **一連の入院期間**において区分番号「B001」の「34」の「イ」**二次性骨折予防継続管理料1**を算定する場合に1回に限り算定する。
- (3) 当該手術後は、**早期離床**に努めるとともに、関係学会が示しているガイドラインを踏まえて**適切な二次性骨折の予防**を行うこと。
- (4) **診療報酬明細書の摘要欄に骨折した日時及び手術を開始した日時を記載**すること。

[施設基準]

- (1) 整形外科、内科及び麻酔科を標榜している病院であること。
- (2) **整形外科について5年以上の経験を有する常勤の医師が2名以上配置**されていること。
- (3) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (4) 常勤の内科の医師が1名以上配置されていること。
- (5) 緊急手術が可能な体制を有していること。
- (6) **大腿骨近位部骨折患者に対する、前年の区分番号「K046 骨折観血的手術」及び「K081 人工骨頭挿入術」の算定回数の合計が60回以上**であること。
- (7) 当該施設における**大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した前年の実績について、院内掲示**すること。
- (8) **関係学会等と連携**の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。
- (9) **多職種連携を目的とした、大腿骨近位部骨折患者に対する院内ガイドライン及びマニュアル**を作成すること。
- (10) **速やかな術前評価を目的とした院内の内科受診基準**を作成すること。
- (11) **運動器リハビリテーション料(I)又は運動器リハビリテーション料(II)**の施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出ていること。
- (12) **二次性骨折予防継続管理料1**の施設基準に適合しているものとして地方厚生（支）局長に届け出ていること。
- (13) 関係学会から示されているガイドライン等に基づき、当該手術が適切に実施されていること。



出典：日本整形外科学会ホームページより引用

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- 変形性膝関節症に対する適切な手術加療を評価する観点から、脛骨近位骨切り術を新設する。

(新) 脛骨近位骨切り術 28,300点

[算定要件]

変形性膝関節症患者又は膝関節骨壊死患者の膝関節に対して、関節外側又は内側への負荷の移行を目的として、脛骨近位部の骨切りを実施した場合に算定する。

手術前
O脚



手術後
僅かなX脚



出典：日本関節鏡・膝・スポーツ整形外科学会提案書より引用

新規技術の保険導入

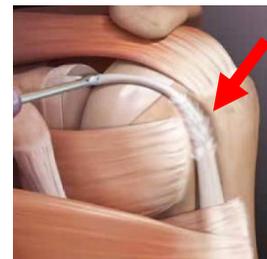
- 上腕二頭筋長頭腱損傷に対する適切な手術加療を評価する観点から、上腕二頭筋腱固定術を新設する。

(新) 上腕二頭筋腱固定術

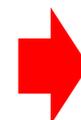
- | | |
|-------------|---------|
| 1 観血的に行うもの | 18,080点 |
| 2 関節鏡下に行うもの | 23,370点 |

[算定要件]

上腕二頭筋腱固定術は、上腕二頭筋長頭腱損傷（保存的治療が奏功しないものに限る。）に対し、インターファレンススクリューを用いて固定を行った場合に算定する。



手術前



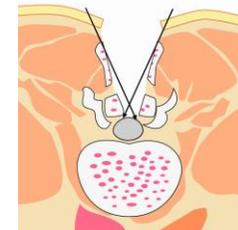
手術後

出典：日本肩関節学会提案書より引用

新規技術の保険導入

- 腰部脊柱管狭窄症等に対する適切な手術加療を評価する観点から、顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術を新設する。

(新) 顕微鏡下腰部脊柱管拡大減圧術 24,560点



出典：日本脊髄外科学会提案書より引用

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- 神経内分泌腫瘍及び褐色細胞腫に対する放射性同位元素内用療法に係る管理料を新設する。

放射性同位元素内用療法管理料

(新) 神経内分泌腫瘍に対するもの **2,660点**

(新) 褐色細胞腫に対するもの **1,820点**

[算定留意事項]

- ・「神経内分泌腫瘍に対するもの」は、ソマトスタチン受容体陽性の切除不能又は遠隔転移を有する神経内分泌腫瘍の患者に対して行った場合に算定する。
- ・「褐色細胞腫に対するもの」は、MIBGが集積する悪性褐色細胞腫・パラガングリオーマの患者に対して行った場合に算定する。

新規技術の保険導入

- 膀胱頸部形成不全に対して、人工物を使用せず膀胱頸部を形成・再建する術式を新設する。

(新) 膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外） **37,690点**

- 埋没陰茎に対する手術を新設する。

(新) 埋没陰茎手術 **7,760点**

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

既存技術の見直し

- 胃癌に係る内視鏡手術用支援機器を用いて行った手術について、既存の腹腔鏡下手術に比べ優越性が示されたことから、評価を見直す。

現行

【腹腔鏡下胃切除術】 2 悪性腫瘍手術	64,120点
【腹腔鏡下噴門側胃切除術】 2 悪性腫瘍切除術	75,730点
【腹腔鏡下胃全摘術】 2 悪性腫瘍手術	83,090点



改定後

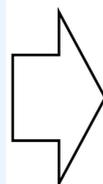
【腹腔鏡下胃切除術】 2 悪性腫瘍手術	64,120点
<u>3 悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)</u>	<u>73,590点</u>
【腹腔鏡下噴門側胃切除術】 2 悪性腫瘍切除術	75,730点
<u>3 悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)</u>	<u>80,000点</u>
【腹腔鏡下胃全摘術】 2 悪性腫瘍手術	83,090点
3 (略)	
<u>4 悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いるもの)</u>	<u>98,850点</u>

既存技術の見直し

- 食道癌、胃癌及び直腸癌に係る内視鏡手術用支援機器を用いて行った手術の施設基準について、術者の経験症例数と術後合併症の発生に有意な違いが示されなかったというレジストリの解析結果に基づき見直す。

現行

【胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術の場合】 【施設基準】 (1) (略) (2) 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術 (内視鏡手術用支援機器を用いる場合) を術者として5例以上実施した経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。 (3)~(9) (略)



改定後

【施設基準】 (1) (略) <u>(削除)</u> (2)~(8) (略)



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

既存技術の見直し

- ▶ ロービジョン検査判断料について、施設基準を見直す。

現行

【ロービジョン検査判断料】
[施設基準]

厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研修会（眼鏡等適合判定医師研修会）を修了した眼科を担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。



改定後

【ロービジョン検査判断料】
[施設基準]

厚生労働省主催視覚障害者用補装具適合判定医師研修会（眼鏡等適合判定医師研修会）（以下「視覚障害者用補装具適合判定医師研修会」という。）を修了した眼科を担当する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤医師（視覚障害者用補装具適合判定医師研修会を修了した医師に限る。）を2名以上組み合わせることにより、常勤医師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤医師が配置されている場合には、当該基準を満たしていることとみなすことができる。

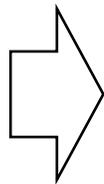
既存技術の見直し

- ▶ ダーモスコピーについて、対象疾患を追加する。

現行

【ダーモスコピー】
[算定要件]

ダーモスコピーは、悪性黒色腫、基底細胞癌、ボーエン病、色素性母斑、老人性色素斑、脂漏性角化症、エクリン汗孔腫、血管腫等の色素性皮膚病変の診断又は経過観察の目的で行った場合に、検査の回数又は部位数にかかわらず4月に1回に限り算定する。



改定後

【ダーモスコピー】
[算定要件]

ダーモスコピーは、悪性黒色腫、基底細胞癌、ボーエン病、色素性母斑、老人性色素斑、脂漏性角化症、エクリン汗孔腫、血管腫等の色素性皮膚病変、円形脱毛症若しくは日光角化症の診断又は経過観察の目的で行った場合に、検査の回数又は部位数にかかわらず4月に1回に限り算定する。



(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

既存技術の見直し

- 小児食物アレルギー負荷検査について、対象患者及び算定回数の見直しを行う。

現行

【小児食物アレルギー負荷検査】

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。
- 2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。



改定後

【小児食物アレルギー負荷検査】

- 注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、**16歳未満**の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、**年3回**に限り算定する。
- 2 小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。

既存技術の見直し

- 腹腔鏡下直腸切除・切断術に超低位前方切除術及び経肛門吻合を伴う切除術を追加する。

現行

【腹腔鏡下直腸切除・切断術】

- | | | |
|---|---------|---------|
| 1 | 切除術 | 75,460点 |
| 2 | 低位前方切除術 | 83,930点 |
| 3 | 切断術 | 83,930点 |



改定後

【腹腔鏡下直腸切除・切断術】

- | | | |
|----------|--------------------|-----------------|
| 1 | 切除術 | 75,460点 |
| 2 | 低位前方切除術 | 83,930点 |
| 3 | 超低位前方切除術 | 91,470点 |
| 4 | 経肛門吻合を伴う切除術 | 100,470点 |
| 5 | 切断術 | 83,930点 |

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

既存技術の見直し

- 画像診断管理加算3の施設基準において、人工知能技術を用いた画像診断補助ソフトウェアの管理に係る要件を追加し、評価を見直す。

現行

【画像診断管理加算3】

画像診断管理加算3 300点

[施設基準の概要]

- 放射線科を標榜している特定機能病院
- 画像診断を専ら担当する常勤の医師が6名以上配置
- 核医学診断、CT撮影及びMRI撮影に係る画像情報の管理の実施
- 核医学診断及びコンピューター断層診断のうち、少なくとも8割以上の読影結果が、翌診療日までに当該患者の診療を担当する医師へ報告
- 夜間及び休日に読影を行う体制の整備
- 核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、夜間及び休日を除く検査前の画像診断管理の実施
- 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していない。
- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境の確保
- 関係学会の定める指針を遵守し、MRI装置の適切な安全管理の実施
- 関係学会の定める指針に基づく適切な被ばく線量管理の実施

(新設)

改定後

【画像診断管理加算3】

画像診断管理加算3 340点

[施設基準の概要]

- 放射線科を標榜している特定機能病院
- 画像診断を専ら担当する常勤の医師が6名以上配置
- 核医学診断、CT撮影及びMRI撮影に係る画像情報の管理の実施
- 核医学診断及びコンピューター断層診断のうち、少なくとも8割以上の読影結果が、翌診療日までに当該患者の診療を担当する医師へ報告
- 夜間及び休日に読影を行う体制の整備
- 核医学診断、CT撮影及びMRI撮影について、夜間及び休日を除く検査前の画像診断管理の実施
- 当該保険医療機関以外の施設に読影又は診断を委託していない。
- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守し、安全な通信環境の確保
- 関係学会の定める指針を遵守し、MRI装置の適切な安全管理の実施
- 関係学会の定める指針に基づく適切な被ばく線量管理の実施
- 関連学会の定める指針に基づく人工知能技術を用いた画像診断補助ソフトウェアに係る管理の実施**
- 人工知能技術を用いた画像診断補助ソフトウェアに係る管理にあたり、画像診断を専ら担当する医師を管理者として配置**

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

施設基準の見直し

- 血流予備量比コンピューター断層撮影について、使用実態等を踏まえ施設基準を見直す。

現行

【血流予備量比コンピューター断層撮影】

[施設基準の概要]

- (1) 64列以上のマルチスライス型のCTを有すること。
- (2) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 次のいずれにも該当すること。
 - ・ 許可病床数が200床以上の病院
 - ・ 循環器内科、心臓血管外科及び放射線科を標榜している保険医療機関
 - ・ 5年以上の循環器内科の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されており、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
 - ・ 5年以上の心血管インターベンション治療の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
 - ・ 経皮的冠動脈形成術を年間100例以上実施していること。
 - ・ 画像診断を専ら担当する常勤の医師が3名以上配置されていること。
 - ・ 放射線治療に専従の常勤の医師が1名以上配置されていること。



(新設)

- ・ 日本循環器学会の研修施設、日本心血管インターベンション治療学会の研修施設及び日本医学放射線学会の総合修練機関のいずれにも該当すること。

改定後

【血流予備量比コンピューター断層撮影】

[施設基準の概要]

- (1) 64列以上のマルチスライス型のCTを有すること。
- (2) 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと。
- (3) 次のいずれにも該当すること。
 - ・ 許可病床数が200床以上の病院
 - ・ 循環器内科、心臓血管外科及び放射線科を標榜している保険医療機関
 - ・ 5年以上の循環器内科の経験を有する常勤の医師が2名以上配置されており、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
 - ・ 5年以上の心血管インターベンション治療の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
 - ・ 経皮的冠動脈形成術を年間100例以上実施していること。

(削除)

(削除)

- ・ 血流予備量比コンピューター断層撮影により**冠動脈狭窄が認められたにもかかわらず、経皮的冠動脈形成術又は冠動脈バイパス手術のいずれも行わなかった症例が前年に10例以上ある**こと。
- ・ **日本循環器学会及び日本心血管インターベンション治療学会の研修施設**に該当すること。

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

施設基準の見直し

- 超急性期脳卒中加算について、医療資源の少ない地域においては、脳卒中診療における遠隔医療の体制を構築することを要件に、施設基準を見直す。

現行

【超急性期脳卒中加算】
[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関において、専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師（専ら脳卒中の診断及び治療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が1名以上配置されており、日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞 t-P A 適正使用に係る講習会を受講していること。(2) 脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること。



改定後

【超急性期脳卒中加算】
[施設基準]

- (1) 次のいずれかを満たしていること。
- ア 略
 - イ 次のいずれも満たしていること。
 - (イ) 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関であって、超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている他の保険医療機関との連携体制が構築されていること。
 - (ロ) 日本脳卒中学会が定める「脳卒中診療における遠隔医療 (Telestroke) ガイドライン」に沿った情報通信機器を用いた診療を行う体制が整備されていること。
 - (ハ) 日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞 t-P A 適正使用に係る講習会を受講している常勤の医師が1名以上配置されていること。

施設基準の見直し

- 遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する乳房切除術について、施設基準を見直す。

現行

【遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する手術】

[施設基準] (抜粋)
乳房切除術を行う施設においては乳房MRI加算の施設基準に係る届出を行っていること。



改定後

【遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する手術】

[施設基準] (抜粋)
乳房切除術を行う施設においては乳房MRI加算の施設基準に係る届出を行っていること。ただし、次の項目をいずれも満たす場合においては、当該施設基準を満たすものとして差し支えない。

- ア 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと。
- イ 関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設であること。
- ウ 遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者の診療に当たり、1.5 テスラ以上のMRI装置を有する他の保険医療機関と連携し、当該患者に対してMRI撮影ができる等、乳房MRI撮影加算の施設基準を満たす保険医療機関と同等の診療ができること。なお、当該連携について文書による契約が締結されており、届出の際に当該文書を提出すること。

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

施設基準の見直し

- 超急性期脳卒中加算について、医療資源の少ない地域においては、脳卒中診療における遠隔医療の体制を構築することを要件に、施設基準を見直す。

現行

【超急性期脳卒中加算】
[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関において、専ら脳卒中の診断及び治療を担当する常勤の医師（専ら脳卒中の診断及び治療を担当した経験を10年以上有するものに限る。）が1名以上配置されており、日本脳卒中学会等の関係学会が行う脳梗塞 t-P A 適正使用に係る講習会を受講していること。(2) 脳外科的処置が迅速に行える体制が整備されていること。



改定後

【超急性期脳卒中加算】
[施設基準]

- (1) 次のいずれかを満たしていること。
ア 略
イ 次のいずれも満たしていること。
(イ) 「**基本診療料の施設基準等**」別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関であって、**超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている他の保険医療機関との連携体制が構築**されていること。
(ロ) 日本脳卒中学会が定める「**脳卒中診療における遠隔医療 (Telestroke) ガイドライン**」に沿った**情報通信機器を用いた診療を行う体制が整備**されていること。
(ハ) 日本脳卒中学会等の関係学会が行う**脳梗塞 t-P A 適正使用に係る講習会を受講している常勤の医師が1名以上配置**されていること。

施設基準の見直し

- 遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する乳房切除術について、施設基準を見直す。

現行

【遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する手術】

[施設基準] (抜粋)
乳房切除術を行う施設においては乳房MRI加算の施設基準に係る届出を行っていること。



改定後

【遺伝性乳癌卵巣癌症候群に対する手術】

[施設基準] (抜粋)
乳房切除術を行う施設においては乳房MRI加算の施設基準に係る届出を行っていること。**ただし、次の項目をいずれも満たす場合においては、当該施設基準を満たすものとして差し支えない。**
ア 画像診断管理加算2又は3に関する施設基準を満たすこと。
イ 関係学会より乳癌の専門的な診療が可能として認定された施設であること。
ウ 遺伝性乳癌卵巣癌症候群の患者の診療に当たり、1.5 テスラ以上のMRI装置を有する他の保険医療機関と連携し、当該患者に対してMRI撮影ができる等、乳房MRI撮影加算の施設基準を満たす保険医療機関と同等の診療ができること。なお、当該連携について文書による契約が締結されており、届出の際に当該文書を提出すること。

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

既存技術の見直し

- 乳癌の放射線治療に係る一回線量増加加算の評価を見直すとともに、前立腺癌の放射線治療について、寡分割照射を行った場合の評価を見直す。

現行

【体外照射】

高エネルギー放射線治療

注2 1回の線量が2.5Gy以上の全乳房照射を行った場合は、
1回線量増加加算として、460点を所定点数に加算する。

強度変調放射線治療（IMRT）

注2 1回の線量が2.5Gy以上の前立腺照射を行った場合は、
1回線量増加加算として、1,000点を所定点数に加算する。

改定後

【体外照射】

高エネルギー放射線治療

注2 1回の線量が2.5Gy以上の全乳房照射を行った場合は、一回線量増加加算として、**690点**を所定点数に加算する。

強度変調放射線治療（IMRT）

注2 1回の線量が**3Gy**以上の前立腺照射を行った場合は、**一回線量増加加算として、1,400点を所定点数に加算**する。

既存技術の見直し

- 歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1日につき）について、評価を見直す。

現行

【歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1日につき）】

歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1日につき） 900点

改定後

【歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1日につき）】

歩行運動処置（ロボットスーツによるもの）（1日につき） **1,100点**

既存技術の見直し

- 病理診断料及び病理判断料について、評価を見直す。

現行

【病理診断料】

1 組織診断料 450点

【病理判断料】

病理判断料 150点

改定後

【病理診断料】

1 組織診断料 **520点**

【病理判断料】

病理判断料 **130点**

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

既存技術の見直し（医師の基礎的な技術の再評価①）（再掲）

医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、基礎的な技術等の評価の見直しを行う

現行

D237 終夜睡眠ポリグラフィ

〔対象患者〕

合併症を有する睡眠関連呼吸障害の患者、睡眠障害の患者、13歳未満の小児の患者

D282-4 ダーモスコピー

〔対象疾患〕

悪性黒色腫、基底細胞癌、ボーエン病、色素性母斑、老人性色素斑、脂漏性角化症、エクリン汗孔腫、血管腫等の色素性皮膚病変

D291-2 小児食物アレルギー負荷検査：1,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、9歳未満の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。

D400 血液採取(1日につき)

1 静脈：35点

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、25点を所定点数に加算する。

D419 その他の検体採取

3 動脈血採取(1日につき)：50点

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、15点を所定点数に加算する。

6 鼻腔・咽頭拭い液採取：5点

改定

D237 終夜睡眠ポリグラフィ

〔対象患者〕

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料を算定している患者であって、治療の効果を判定するため、安全精度管理下にCPAPを用いて当該検査を実施する医学的必要性が認められる患者を追加

D282-4 ダーモスコピー

〔対象疾患〕

円形脱毛、日光角化症を追加

D291-2 小児食物アレルギー負荷検査：1,000点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、**16歳未満**の患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年**3回**に限り算定する。

D400 血液採取(1日につき)

1 静脈：**37点**

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、**30点**を所定点数に加算する。

D419 その他の検体採取

3 動脈血採取(1日につき)：**55点**

注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、**30点**を所定点数に加算する。

6 鼻腔・咽頭拭い液採取：**25点**

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

既存技術の見直し（医師の基礎的な技術の再評価②）（再掲）

医療技術評価分科会における検討結果等を踏まえ、基礎的な技術等の評価の見直しを行う

現 行

G000 皮内、皮下及び筋肉注射(1回につき):20点

G001 静脈内注射(1回につき):32点
注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、45点を所定点数に加算する。G004 点滴注射(1日につき)
1 6歳未満の乳幼児に対するもの(1日分の注射量が100mL以上の場合):99点
2 1に掲げる者以外の者に対するもの(1日分の注射量が500mL以上の場合):98点
3 その他の場合(入院中の患者以外の患者に限る.):49点
注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、45点を所定点数に加算する。H002 運動器リハビリテーション料
〔対象疾患〕
上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺、体幹・上・下肢の外傷・骨折、切断・離断(義肢)、運動器の悪性腫瘍等
関節の変性疾患、関節の炎症性疾患、熱傷瘢痕による関節拘縮、運動器不安定症等

J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む.):25点

J097 鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。):14点

J098 口腔、咽頭処置:14点

改 定

G000 皮内、皮下及び筋肉注射(1回につき):**22点**G001 静脈内注射(1回につき):**34点**
注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、**48点**を所定点数に加算する。G004 点滴注射(1日につき)
1 6歳未満の乳幼児に対するもの(1日分の注射量が100mL以上の場合):**101点**
2 1に掲げる者以外の者に対するもの(1日分の注射量が500mL以上の場合):**99点**
3 その他の場合(入院中の患者以外の患者に限る.):**50点**
注2 6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、乳幼児加算として、**46点**を所定点数に加算する。H002 運動器リハビリテーション料
〔対象疾患〕
糖尿病足病変を追加J095 耳処置(耳浴及び耳洗浄を含む.):**27点**J097 鼻処置(鼻吸引、単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。):**16点**J098 口腔、咽頭処置:**16点**

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

先進医療として実施された技術の保険導入

- ▶ 粒子線治療の対象疾患に、既存のX線治療等と比較して生存率等の改善が確認された以下の疾患を追加する。

【粒子線治療（一連につき）】

[算定要件]（概要）

1 希少な疾病に対して実施した場合 187,500点

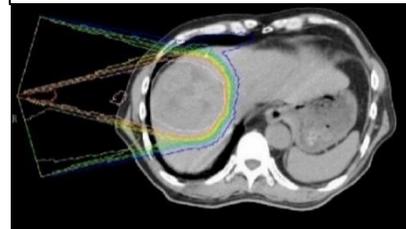
- 陽子線治療：（改）肝細胞癌※（長径4センチメートル以上のものに限る。）、肝内胆管癌※、局所進行性膵癌※、局所大腸癌※（手術後に再発したものに限る。）
 小児腫瘍（限局性の固形悪性腫瘍に限る。）、
 限局性の骨軟部腫瘍※、
 頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮癌を除く。）
- 重粒子線治療：（改）肝細胞癌※（長径4センチメートル以上のものに限る。）、肝内胆管癌※、局所進行性膵癌※、局所進行性子宮頸部線癌※、
 限局性の骨軟部腫瘍※、
 頭頸部悪性腫瘍（口腔・咽喉頭の扁平上皮癌を除く。）

※ 手術による根治的な治療法が困難であるものに限る。

2 希少な疾病以外の特定の疾病に対して実施した場合 110,000点

- 陽子線治療：限局性及び局所進行性前立腺癌（転移を有するものを除く。）
- 重粒子線治療：限局性及び局所進行性前立腺癌（転移を有するものを除く。）

例：肝細胞癌に対する陽子線治療



[加算]

- ① 粒子線治療適応判定加算 40,000点
 （カンサーボードによる適応判定に関する体制整備を評価）
- ② 粒子線治療医学管理加算 10,000点
 （照射計画を三次元的に確認するなどの医学的管理を評価）

(1) 医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

先進医療として実施された技術の保険導入

- ▶ 染色体検査の対象疾患に、流産検体を用いた染色体検査を追加する。

【染色体検査（全ての費用を含む。）】

- | | | |
|---|-------------|--------|
| 1 | FISH法を用いた場合 | 2,553点 |
| 2 | その他の場合 | 2,553点 |

注1 分染法を行った場合は、分染法加算として、397点を所定点数に加算する。

(改) 2 2については、流産検体を用いた絨毛染色体検査を行う場合は、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行う場合に限り算定する。

- ▶ 血漿交換療法の対象疾患に、難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法を追加する。

【血漿交換療法（1日につき）】

血漿交換療法（1日につき） 4,200点

注1 血漿交換療法を夜間に開始し、午前0時以降に終了した場合は、1日として算定する。

(改) 2 難治性高コレステロール血症に伴う重度尿蛋白を呈する糖尿病性腎症に対するLDLアフェレシス療法については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。

- ▶ 前立腺生検法において、MRI撮影及び超音波検査融合画像による場合を追加する。

【前立腺針生検法】

(新) 1 MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの 8,210点

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

新規技術の保険導入

- 眼瞼内反症に係る手術について術式を追加する。

(新) 眼瞼内反症手術 眼瞼下制筋前転法 4,230点

- 角結膜悪性腫瘍に対する手術を新設する。

(新) 角結膜悪性腫瘍切除術 6,290点

- 斜視に係る手術について術式を追加する。

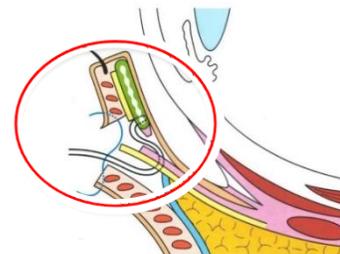
(新) 斜視手術 (調節糸法) 12,060点

- 緑内障に対する手術について術式を追加する。

(新) 緑内障手術 流出路再建術 (眼内法) 14,490点

(新) 緑内障手術 濾過胞再建術 (needle法) 3,440点

【眼瞼内反症手術 眼瞼下制筋前転法】



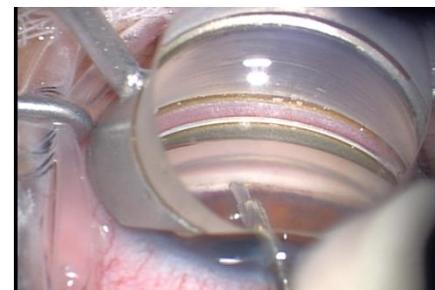
日本眼科学会提出資料から引用

【角結膜悪性腫瘍切除術】



日本眼科学会提出資料から引用

【緑内障手術 流出路再建術 (眼内法)】



日本緑内障学会提出資料から引用

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

- C2区分として保険収載され、現在準用点数で行われている特定保険医療材料等に係る技術について、新たに技術料を新設する。

新規保険医療材料等に係る技術料の新設

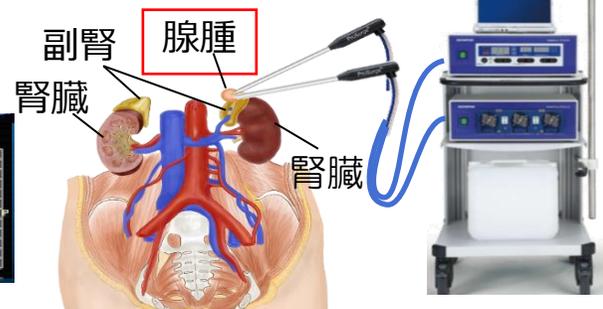
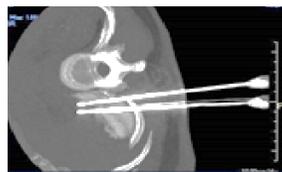
(新) 副腎腫瘍ラジオ波焼灼療法 (一連として)

1	1センチメートル未満	16,000点
2	1センチメートル以上	22,960点

[技術の概要]

- 片側性アルドステロン過剰分泌による原発性アルドステロン症の患者の副腎腫瘍に対して、ラジオ波帯の高周波電流を流し、組織を凝固する。
- 深鎮静の下、CTガイド下にて副腎腫瘍を穿刺し、治療を行う。

<CT画像>



出典：企業提出資料

新規保険医療材料等に係る技術料の新設

【経カテーテル弁置換術】

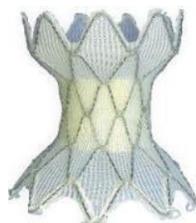
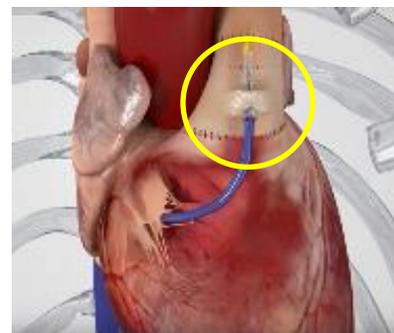
(新) 経皮的肺動脈弁置換術 39,060点

[技術の概要]

- 先天性心疾患手術後の肺動脈弁機能不全の患者に対して、経皮的に人工弁を留置する。

[関連する特定保険医療材料]

182	経カテーテル人工生体弁セット	
(1)	バルーン拡張型人工生体弁セット	4,510,000円
215	経カテーテル人工生体弁セット (ステントグラフト付き)	5,270,000円



出典：企業提出資料

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

新規保険医療材料等に係る技術料の新設

(新) 自家培養上皮移植術 52,600点

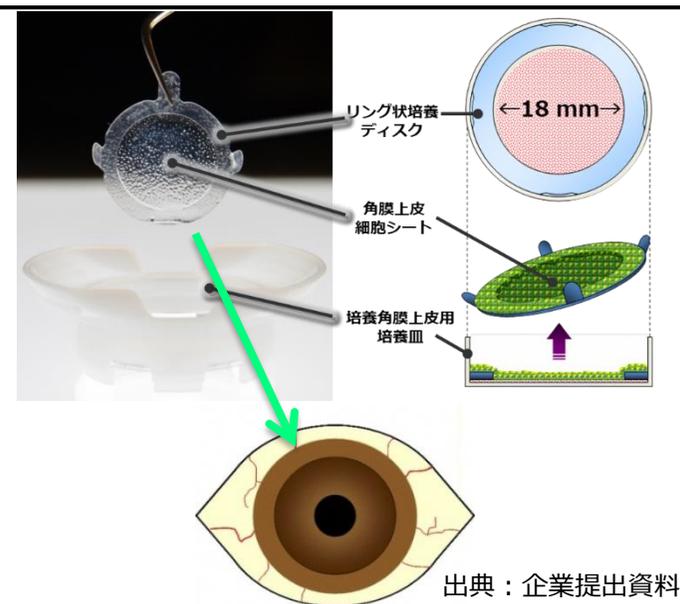
[技術の概要]

- 角膜上皮幹細胞疲弊症患者に対して、患者自身より採取した角膜輪部組織又は口腔粘膜組織から分離した角膜上皮細胞又は口腔粘膜上皮細胞をシート状に培養し、患者の眼表面に移植する。

[関連する特定保険医療材料]

150 ヒト自家移植組織

(3) 自家培養角膜上皮	① 採取・培養キット	4,280,000円
	② 調製・移植キット	5,470,000円
(4) 自家培養口腔粘膜上皮	① 採取・培養キット	4,280,000円
	② 調製・移植キット	5,470,000円



新規保険医療材料等に係る技術料の新設

(新) 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法 22,100点

[技術の概要]

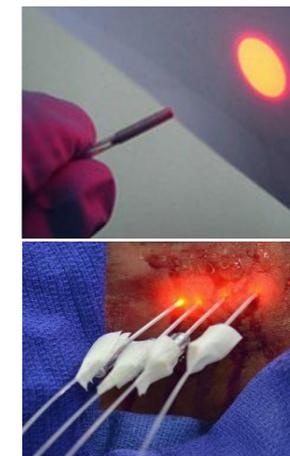
- 切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌患者に対して、光感受性物質が結合した抗体であるセツキシマブサロタロカンナトリウムを投与し、腫瘍細胞にレーザー光を照射する局所療法。
- レーザー光により腫瘍細胞に結合した光感受性物質が励起され、腫瘍細胞が傷害される。

[関連する特定保険医療材料]

187 半導体レーザー用プローブ	229,000円
216 レーザー光照射用ニードルカテーテル	1,990円



セツキシマブ
サロタロカンナトリウム



出典：企業提出資料

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

新規保険医療材料等に係る技術料の新設

出典：企業提出資料

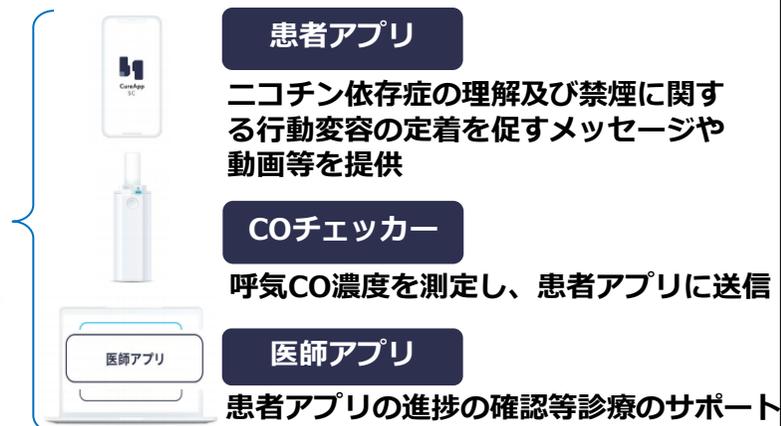
(新) 禁煙治療補助システム指導管理加算 140点
(新) 禁煙治療補助システム加算 2,400点

[技術の概要]

- バレニクリンを使用して禁煙治療を行うニコチン依存症患者に対して、アプリや呼気一酸化炭素濃度測定器を併用の上、標準禁煙治療プログラムを実施する。

[算定要件] (概要)

- 区分番号B001-3-2に掲げるニコチン依存症管理料の1のイ又は2を算定する患者に対して、禁煙治療補助システムに係る指導管理を行った場合に、当該管理料を算定した日に1回に限り加算する。
- 禁煙治療補助システムを使用した場合は、禁煙治療補助システム加算として、2,400点を更に所定点数に加算する。



新規保険医療材料等に係る技術料の新設

【小腸内視鏡検査】

(新) スパイラル内視鏡によるもの 6,800点

【小腸結腸内視鏡的止血術】

【小腸・結腸狭窄部拡張術】

(新) スパイラル内視鏡加算 3,500点

[技術の概要]

- 電動回転可能なスパイラル形状のオーバーチューブと組み合わせ、フィンを電動で回転させることにより、小腸を手繰り寄せながら挿入する小腸内視鏡検査。
- 区分番号「K722」小腸結腸内視鏡的止血術又は区分番号「K735-2」小腸・結腸狭窄部拡張術について、スパイラル内視鏡を用いて実施した場合は、スパイラル内視鏡加算を加算する。



出典：企業提出資料

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

新規保険医療材料等に係る技術料の新設

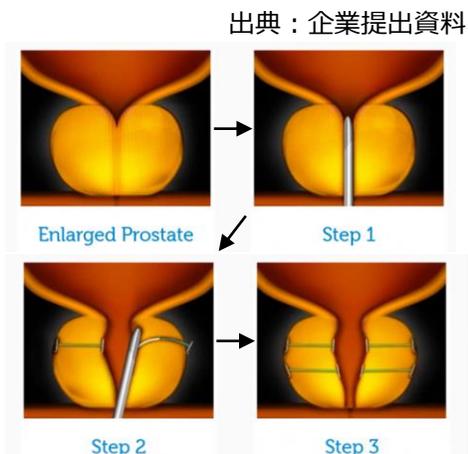
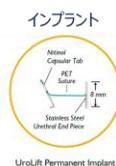
(新) 経尿道的前立腺吊上術 12,300点

[技術の概要]

- 前立腺肥大症に伴う排尿障害の患者に対して、経尿道的に前立腺の内側（尿道側）組織と外側（被膜側）組織を貫通してインプラントを留置することで、内側組織と外側組織を近づけて保持し、尿道開口部を広げることで、排尿障害を改善する。

[関連する特定保険医療材料]

214 前立腺用インプラント 97,900円



出典：企業提出資料

新規保険医療材料等に係る技術料の見直し

出典：企業提出資料

現行

【血糖自己測定器加算】

間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの

注3 7については、入院中の患者以外の患者であって、強化インスリン療法を行っているもの又は強化インスリン療法を行った後に混合型インスリン製剤を1日2回以上使用しているものに対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。

[技術の概要]

- センサーを上腕の後ろ側に装着し、リーダー等でセンサーをスキャンすることで、皮下間質液中のグルコース値を表示することができ、また、連続グルコース値のグラフを表示することができる。

改定後

【血糖自己測定器加算】

間歇スキャン式持続血糖測定器によるもの

注3 7については、**インスリン製剤の自己注射を1日に1回以上行っている**入院中の患者以外の患者に対して、血糖自己測定値に基づく指導を行うため、間歇スキャン式持続血糖測定器を使用した場合に、3月に3回に限り、第1款の所定点数に加算する。



(2) 手術等の医療技術の適切な評価

新規保険医療材料等に係る技術料の新設

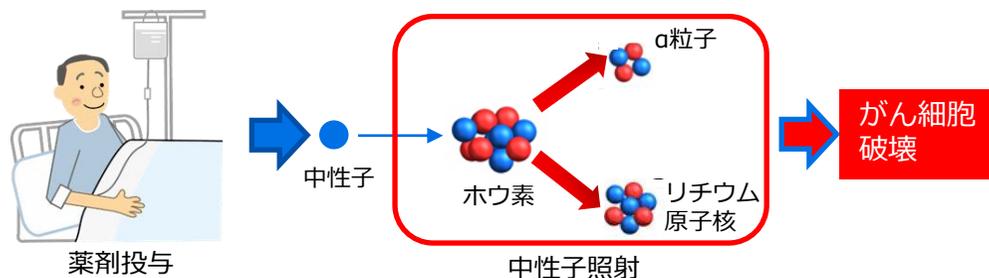
(新) ホウ素中性子捕捉療法 187,500点

[対象となる疾患]

切除不能な局所進行又は局所再発の頭頸部癌

[技術の概要]

- ホウ素を付加した薬剤（ボロファラン）をがん細胞に取り込ませ、体外から低エネルギー中性子線を照射する放射線治療の一種である。
- ホウ素と熱中性子との核反応により発生するアルファ線とリチウム原子核によりがん細胞を破壊する。



出典：企業提出資料

[加算]

- ① **ホウ素中性子捕捉療法適応判定加算 40,000点**
- ② **ホウ素中性子捕捉療法医学管理加算 10,000点**

- ※ キャンサーボードによる適応判定に関する体制整備を評価
- ※ 照射計画を三次元的に確認するなどの医学的管理を評価



(2) 手術等の医療技術の適切な評価

- 外科系学会社会保険委員会連合「外保連試案2022」において、実態調査を踏まえてデータが更新された手術について、手術の技術度や必要な医師数等を参考に、技術料の見直しを行う。

区分番号	手術名	現行点数	改定点数
K000	創傷処理		
	1 筋肉、臓器に達するもの(長径5cm未満)	1,250点	1,400点
	2 筋肉、臓器に達するもの(長径5cm以上10cm未満)	1,680点	1,880点
	3 筋肉、臓器に達するもの(長径10cm以上)		
	イ 頭頸部のもの(長径20cm以上のものに限る。)	8,600点	9,630点
	ロ その他のもの	2,400点	2,690点
	4 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm未満)	470点	530点
	5 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm以上10cm未満)	850点	950点
	6 筋肉、臓器に達しないもの(長径10cm以上)	1,320点	1,480点
K000-2	小児創傷処理(6歳未満)		
	1 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5cm未満)	1,250点	1,400点
	2 筋肉、臓器に達するもの(長径2.5cm以上5cm未満)	1,400点	1,540点
	3 筋肉、臓器に達するもの(長径5cm以上10cm未満)	2,220点	2,490点
	4 筋肉、臓器に達するもの(長径10cm以上)	3,430点	3,840点
	5 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5cm未満)	450点	500点
	6 筋肉、臓器に達しないもの(長径2.5cm以上5cm未満)	500点	560点
	7 筋肉、臓器に達しないもの(長径5cm以上10cm未満)	950点	1,060点
	8 筋肉、臓器に達しないもの(長径10cm以上)	1,740点	1,950点

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

区分番号	手術名	現行点数	改定点数
K001	皮膚切開術		
	1 長径10cm未満	570点	640点
	2 長径10cm以上20cm未満	990点	1,110点
	3 長径20cm以上	1,770点	1,980点
K002	デブリードマン		
	1 100cm ² 未満	1,260点	1,410点
	2 100cm ² 以上3,000cm ² 未満	4,300点	4,820点
	3 3,000cm ² 以上	10,030点	11,230点
K017	遊離皮弁術(顕微鏡下血管柄付きのもの)		
	1 乳房再建術の場合	89,880点	100,670点
	2 その他の場合	94,460点	105,800点
K023	筋膜切離術、筋膜切開術	840点	940点
K045	骨折経皮的鋼線刺入固定術 3 鎖骨、膝蓋骨、手、足、指(手、足)その他	1,990点	2,190点
K049	骨部分切除術 2 前腕、下腿	4,410点	4,940点
K053	骨悪性腫瘍手術 1 肩甲骨、上腕、大腿	32,550点	36,460点
K057	変形治癒骨折矯正手術 2 前腕、下腿	27,550点	30,860点
K066	関節滑膜切除術 3 肩鎖、指(手、足)	7,930点	8,880点
K101	合指症手術 1 軟部形成のみのもの	8,720点	9,770点
K124-2	寛骨臼骨折観血的手術	52,540点	58,840点

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

区分番号	手術名	現行点数	改定点数
K134-3	人工椎間板置換術(頸椎)	36,780点	40,460点
K136	脊椎、骨盤悪性腫瘍手術	90,470点	101,330点
K142	脊椎固定術、椎弓切除術、椎弓形成術(多椎間又は多椎弓の場合を含む)		
	1 前方椎体固定	37,240点	41,710点
	4 前方後方同時固定	66,590点	74,580点
K151-2	広範囲頭蓋底腫瘍切除・再建術	193,060点	216,230点
K189	脊髄ドレナージ術	408点	460点
K220	結膜縫合術	1,260点	1,410点
K299	小耳症手術 1 軟骨移植による耳介形成手術	56,140点	62,880点
K386	気管切開術	3,080点	3,450点
K394	喉頭悪性腫瘍手術 2 全摘	63,710点	71,360点
K404	抜歯手術		
	2 前歯	155点	160点
	3 臼歯	265点	270点
	4 埋伏歯	1,054点	1080点
	注1	210点	230点
	注3	120点	130点
K414-2	甲状舌管嚢胞摘出術	8,970点	10,050点
K415	舌悪性腫瘍手術 2 亜全摘	75,070点	84,080点
K419	頬、口唇、舌小帯形成手術	560点	630点
K421	口唇腫瘍摘出術 1 粘液嚢胞摘出術	910点	1,020点
K425	口腔、顎、顔面悪性腫瘍切除術	108,700点	121,740点

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

区分番号	手術名	現行点数	改定点数
K444	下顎骨形成術 1 おとがい形成の場合	7,780点	8,710点
K450	唾石摘出術(一連につき) 1 表在性のもの	640点	720点
K509-2	気管支肺胞洗浄術	4,800点	5,300点
K529-2	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術 2 胸部、腹部の操作によるもの	109,190点	122,290点
K530-3	内視鏡下筋層切開術	11,340点	12,470点
K532	食道・胃静脈瘤手術 2 食道離断術を主とするもの	37,620点	42,130点
K552	冠動脈、大動脈バイパス移植術 1 1吻合のもの	71,570点	80,160点
K553-2	左室形成術、心室中隔穿孔閉鎖術、左室自由壁破裂修復術 1 単独のもの	114,300点	128,020点
K560	大動脈瘤切除術(吻合又は移植を含む。)		
	1 上行大動脈 ハ 自己弁温存型大動脈基部置換術	148,860点	166,720点
K566	体動脈肺動脈短絡手術(ブラロック手術、ウォーターストーン手術)	44,670点	50,030点
K570	肺動脈狭窄症、純型肺動脈弁閉鎖症手術		
	2 右室流出路形成又は肺動脈形成を伴うもの	74,460点	83,400点
K586	単心室症又は三尖弁閉鎖症手術 1 両方向性グレン手術	71,570点	80,160点
K596	体外ペースメーカー手術	3,370点	3,770点
K597	ペースメーカー移植術 1 心筋電極の場合	15,060点	16,870点
K607-2	血管縫合術(簡単なもの)	3,760点	4,210点
K614	血管移植術、バイパス移植術		
	3 腹腔内動脈	56,560点	63,350点
	4 頭、頸部動脈	55,050点	61,660点
	5 下腿、足部動脈	62,670点	70,190点

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

区分番号	手術名	現行点数	改定点数
K615	血管塞栓術(頭部、胸腔、腹腔内血管等) 3 その他のもの	18,620点	20,480点
K616-3	経皮的胸部血管拡張術(先天性心疾患術後に限る。)	24,550点	27,500点
K627	リンパ節群郭清術		
	6 鼠径部及び股部	8,710点	9,760点
	7 後腹膜	41,380点	46,350点
K637	限局性腹腔膿瘍手術 4 その他のもの	9,270点	10,380点
K642	大網、腸間膜、後腹膜腫瘍摘出術 1 腸切除を伴わないもの	14,290点	16,000点
K643	後腹膜悪性腫瘍手術	48,510点	54,330点
K645	骨盤内臓全摘術	120,980点	135,500点
K675	胆嚢悪性腫瘍手術		
	1 胆嚢に限局するもの(リンパ節郭清を含む。)	45,520点	50,980点
	2 肝切除(亜区域切除以上)を伴うもの	57,790点	64,720点
K677	胆管悪性腫瘍手術 3 その他のもの → 4 その他のもの	84,700点	94,860点
K677-2	肝門部胆管悪性腫瘍手術 1 血行再建あり	180,990点	202,710点
K695	肝切除術 2 亜区域切除	56,280点	63,030点
K702	膵体尾部腫瘍切除術		
	1 膵尾部切除術の場合 イ 脾同時切除の場合	24,000点	26,880点
	3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	52,730点	59,060点

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

区分番号	手術名	現行点数	改定点数
K703	膵頭部腫瘍切除術		
	1 膵頭十二指腸切除術の場合	81,620点	91,410点
	2 リンパ節・神経叢郭清等を伴う腫瘍切除術の場合又は十二指腸温存膵頭切除術の場合	86,810点	97,230点
	3 周辺臓器(胃、結腸、腎、副腎等)の合併切除を伴う腫瘍切除術の場合	86,810点	97,230点
K704	膵全摘術	103,030点	115,390点
K719	結腸切除術 3 全切除、亜全切除又は悪性腫瘍手術	35,680点	39,960点
K725	腸瘻、虫垂瘻造設術	8,830点	9,890点
K729	腸閉鎖症手術 1 腸管切除を伴わないもの	12,190点	13,650点
K769-2	腹腔鏡下腎部分切除術	43,930点	49,200点
K772	腎摘出術	18,760点	21,010点
K803	膀胱悪性腫瘍手術		
	4 全摘(回腸又は結腸導管を利用して尿路変更を行うもの)	107,800点	120,740点
	6 経尿道的手術 イ 電解質溶液利用のもの	12,300点	13,530点

(2) 手術等の医療技術の適切な評価

区分番号	手術名	現行点数	改定点数
K803-2	腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術 1 全摘(腸管等を利用して尿路変更を行わないもの)	76,880点	86,110点
K828	包茎手術 1 背面切開術	740点	830点
K835	陰嚢水腫手術 1 交通性陰嚢水腫手術 → 1 鼠径部切開によるもの	3,620点	3,980点
K879	子宮悪性腫瘍手術	62,000点	69,440点
K888-2	卵管全摘除術、卵管腫瘍全摘除術、子宮卵管留血腫手術(両側)		
	1 開腹によるもの	12,460点	13,960点
K895	会陰(陰門)切開及び縫合術(分娩時)	1,530点	1,710点

(3) 質の高い臨床検査の適切な評価

- 質の高い臨床検査の適正な評価を進めるため、E3区分で保険適用された新規体外診断用医薬品について、検査料を新設する。

新規体外診断用医薬品に係る検査料の新設

(新) サイトメガロウイルス核酸定量 450点

[算定要件] (概要)

- サイトメガロウイルス感染症の診断又は治療効果判定を目的として、臓器移植後若しくは造血幹細胞移植後の患者、HIV感染者又は高度細胞性免疫不全の患者に対し、血液を検体としてリアルタイムPCR法によりサイトメガロウイルスDNAを測定した場合に算定する。

(新) RAS遺伝子検査(血漿) 7,500点

[算定要件] (概要)

- RAS遺伝子検査(血漿)は、大腸癌患者の血漿を検体とし、抗悪性腫瘍剤による治療法の選択を目的として、高感度デジタルPCR法とフローサイトメトリー法を組み合わせた方法により行った場合に、患者1人につき1回に限り算定できる。
- ただし、再度治療法を選択する必要がある場合にも算定できる。
- 医学的な理由により、大腸癌の組織を検体として、区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なものの「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるもののうち、大腸癌におけるRAS遺伝子検査又は区分番号「D004-2」悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」処理が容易なものの「(2)」その他のもののうち、大腸癌におけるK-ras遺伝子検査を行うことが困難な場合に限る。

(新) SCCA2 300点

[算定要件] (概要)

- 15歳以下の小児におけるアトピー性皮膚炎の重症度評価を行うことを目的として、ELISA法により測定した場合に、月1回を限度として算定する。

(4) プログラム医療機器に係る評価の新設

- プログラム医療機器の評価を明確化する観点から、医科診療報酬点数表の医学管理等の部に、プログラム医療機器を使用した場合の評価に係る節を新設する。

改定後

[目次]

第2章 特掲診療料

第1部 医学管理等

第1節 医学管理料等

第2節 プログラム医療機器等医学管理加算

第3節 特定保険医療材料料

【第1部 医学管理等】

通則

- 1 医学管理等の費用は、第1節の各区分の所定点数により算定する。
- 2 医学管理等に当たって、プログラム医療機器等の使用に係る医学管理を行った場合又は別に厚生労働大臣が定める保険医療材料（以下この部において「特定保険医療材料」という。）を使用した場合は、前号により算定した点数及び第2節又は第3節の各区分の所定点数を合算した点数により算定する。

医学管理料等

+

プログラム医療機器等医学管理加算

and/or

特定保険医療材料料

(5) 実勢価格等を踏まえた検体検査等の評価の適正化

検体検査の評価の見直し

- 衛生検査所検査料金調査により得られた実勢価格に基づき、保険償還価格と実勢価格の乖離が大きい検査について、評価を見直す。

現行	
血液ガス分析	139点
血液化学検査 10項目以上	109点
インフルエンザウイルス抗原定性	139点



改定後	
	<u>135点</u>
	<u>106点</u>
	<u>136点</u>

医学管理料の評価の見直し

- 慢性維持透析患者外来医学管理料には所定の検査に係る評価が包括されていることから、実勢価格等を踏まえた各検査に係る診療報酬上の評価の変更を当該管理料の評価に反映する。

現行	
慢性維持透析患者外来医学管理料	2,250点



改定後	
	<u>2,211点</u>

在宅療養指導管理材料加算の評価の見直し

- 材料加算として評価されている材料等について、実勢価格及び当該材料の使用実態等を踏まえ、評価を見直す。

現行	
呼吸同調式デマンドバルブ加算	300点
排痰補助装置加算	1,800点



改定後	
	<u>291点</u>
	<u>1,829点</u>

(6) 人工腎臓の評価の見直し

人工腎臓の評価の見直し

- 包括される医薬品の実勢価格や、HIF-PH阻害剤の使用実態等を踏まえ、人工腎臓について評価の在り方を見直す。

現行

【人工腎臓】

慢性維持透析を行った場合

		場合1	場合2	場合3
4時間未満	別に定める患者の場合	1,924点	1,884点	1,844点
	それ以外の場合	1,798点	1,758点	1,718点
4時間以上 5時間未満	別に定める患者の場合	2,084点	2,044点	1,999点
	それ以外の場合	1,958点	1,918点	1,873点
5時間以上	別に定める患者の場合	2,219点	2,174点	2,129点
	それ以外の場合	2,093点	2,048点	2,003点

【算定要件】

- ・「1」から「3」までの場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）には、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロポエチン製剤、ダルベポエチン製剤、エポエチンベータペゴル製剤及びHIF-PH阻害剤の費用（HIF-PH阻害剤は「イ」から「ハ」までの場合に限る。）は所定点数に含まれており、別に算定できない。
- ・「1」から「3」までのうち、「二」から「へ」までの場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）には、HIF-PH阻害剤の服薬状況について、診療録に記載すること。

【施設基準】

- ・人工腎臓に規定する患者
HIF-PH阻害剤を院外処方している患者以外の患者
- ・人工腎臓に規定する薬剤
エリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンベータペゴル、HIF-PH阻害剤（院内処方されたものに限る。）

改定後

【人工腎臓】

慢性維持透析を行った場合

		場合1	場合2	場合3
4時間未満		1,885点	1,845点	1,805点
4時間以上 5時間未満		2,045点	2,005点	1,960点
5時間以上		2,180点	2,135点	2,090点

【算定要件】

- ・「1」から「3」までの場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）には、透析液（灌流液）、血液凝固阻止剤、生理食塩水、エリスロポエチン製剤、ダルベポエチン製剤、エポエチンベータペゴル製剤及びHIF-PH阻害剤の費用は所定点数に含まれており、別に算定できない。
- ・「1」から「3」までの場合（「注13」の加算を算定する場合を含む。）については、**HIF-PH阻害剤は当該医療機関において院内処方することが原則である。**なお、同一の患者に対して、同一診療日にHIF-PH阻害剤のみを院内において投薬する場合には、区分番号「F400」処方箋料の(9)の規定にかかわらず、他の薬剤を院外処方箋により投薬することとして差し支えない。

【施設基準】

- ・人工腎臓に規定する薬剤
エリスロポエチン、ダルベポエチン、エポエチンベータペゴル、HIF-PH阻害剤

(6) 人工腎臓に係る導入期加算の見直し

人工腎臓 導入期加算の見直し

- 慢性腎臓病患者に対する移植を含む腎代替療法に関する情報提供を更に推進する観点から、人工腎臓の導入期加算について要件及び評価を見直す。

現行

【人工腎臓】	
導入期加算 1	200点
導入期加算 2	500点

【施設基準】

(1) 導入期加算 1 の施設基準

関連学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した資料に基づき、患者ごとの適応に応じて、腎代替療法について、患者に対し十分な説明を行っていること。

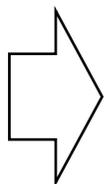
(2) 導入期加算 2 の施設基準

次のすべてを満たしていること。

ア 導入期加算 1 の施設基準を満たしていること。

イ 区分番号「C102」在宅自己腹膜灌流指導管理料を過去1年間で12回以上算定していること。

ウ 腎移植について、患者の希望に応じて適切に相談に応じており、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者が前年に3人以上いること。



改定後

【人工腎臓】	
導入期加算 1	200点
導入期加算 2	400点
(新) 導入期加算 3	800点

【施設基準】

(1) 導入期加算 1 の施設基準

ア 関連学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した資料に基づき、患者ごとの適応に応じて、腎代替療法について、患者に対し十分な説明を行っていること。

イ 腎代替療法に係る所定の研修を修了した者が配置されていることが望ましい。

(2) 導入期加算 2 の施設基準

次のすべてを満たしていること。

ア (1)のイを満たしていること。

イ 腎代替療法に係る所定の研修を修了した者が配置されていること。

ウ 腎代替療法に係る所定の研修を修了した者が、導入期加算 3 を算定している施設が実施する腎代替療法に係る研修を定期的に受講していること。

エ 区分番号「C102」在宅自己腹膜灌流指導管理料を過去1年間で**24回**以上算定していること。

オ 腎移植について、患者の希望に応じて適切に相談に応じており、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者が前年に**2人**以上いること。

(3) 導入期加算 3 の施設基準

次のすべてを満たしていること。

ア (1)のイ及び(2)のイを満たしていること。

イ 腎臓移植実施施設として、日本臓器移植ネットワークに登録された施設であり、移植医と腎代替療法に係る所定の研修を修了した者が連携して診療を行っていること。

ウ 導入期加算 1 又は 2 を算定している施設と連携して、腎代替療法に係る研修を実施し、必要に応じて、当該連携施設に対して移植医療等に係る情報提供を行っていること。

エ 区分番号「C102」在宅自己腹膜灌流指導管理料を過去1年間で36回以上算定していること。

オ 腎移植について、患者の希望に応じて適切に相談に応じており、かつ、腎移植に向けた手続きを行った患者が前年に5人以上いること。

カ 当該保険医療機関において献腎移植又は生体腎移植を実施した患者が前年に2人以上いること。



(6) 透析中の運動指導に係る評価の新設

- 人工腎臓を算定している患者に対して、透析中に当該患者の病状及び療養環境等を踏まえた療養上必要な訓練等を行った場合の評価を新設する。

人工腎臓

(新) 透析時運動指導等加算 75点 (指導開始から90日を限度とする。)

[対象患者]

人工腎臓を実施している患者

[算定要件] (概要)

- 透析患者の運動指導に係る研修を受講した**医師、理学療法士、作業療法士**又は医師に具体的指示を受けた当該研修を受講した**看護師**が1回の血液透析中に、連続して20分以上患者の病状及び療養環境等を踏まえ療養上必要な指導等を実施した場合に算定
- **日本腎臓リハビリテーション学会「腎臓リハビリテーションガイドライン」**等の関係学会によるガイドラインを参照すること

(6) 在宅腹膜灌流に係る遠隔モニタリングの評価の新設

- ▶ 腹膜透析を実施している患者に対する効果的な治療を推進する観点から、在宅自己連続携行式腹膜灌流を行っている患者に対し、継続的な遠隔モニタリングを行い、来院時に当該モニタリングを踏まえた療養方針について必要な指導を行った場合に遠隔モニタリング加算を新設する。

(新) 遠隔モニタリング加算 115点 (月1回に限る)

[算定要件]

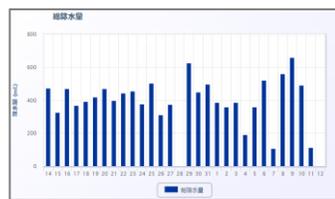
遠隔モニタリング加算は、以下の全てを実施する場合に算定する。

- ア 自動腹膜灌流用装置に搭載された情報通信機能により、注液量、排液量、除水量、体重、血圧、体温等の状態について継続的なモニタリングを行うこと。
- イ モニタリングの状況に応じて、適宜患者に来院を促す等の対応を行うこと。
- ウ 当該加算を算定する月にあつては、モニタリングにより得られた所見等及び行った指導管理の内容を診療録に記載すること。
- エ モニタリングの実施に当たっては、厚生労働省の定める「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応すること。

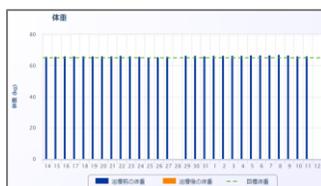


自動腹膜灌流用装置

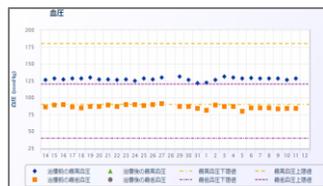
出典：バクスター株式会社HP



(腹膜透析治療で得られた水分除去量)



(体重)



(血圧)

▶ 遠隔モニタリングで得られる治療結果 (在宅機器のモニタリング)

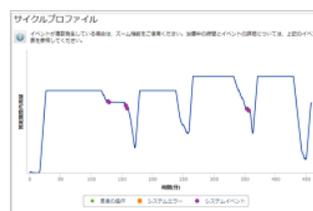
1) 治療実施状況の把握

土曜日 6	日曜日 7	月曜日 8	火曜日 9	水曜日 10	木曜日 11	金曜日 12	操作
●	●	●	●	●	●	●	📺
●	●	●	●	●	●	●	📺

2) 治療中インシデント状況の把握

インシデント発生数	発生した日	発生時刻	発生場所	発生原因	発生内容	発生対応	発生結果
2022/07/08 09:22:09	2022/07/08 09:22:09	2022/07/08 09:22:09	2022/07/08 09:22:09	2022/07/08 09:22:09	2022/07/08 09:22:09	2022/07/08 09:22:09	2022/07/08 09:22:09

3) インシデント状況の詳細確認



(6) 在宅血液透析指導管理料の見直し

在宅血液透析指導管理料の見直し

- 在宅血液透析患者に対する適切な治療管理を推進する観点から、在宅血液透析指導管理料について要件及び評価を見直す。

現行

【在宅血液透析指導管理料】 8,000点

[算定要件]

- (5) 関係学会のガイドラインに基づいて患者及び介助者が医療機関において十分な教育を受け、文書において在宅血液透析に係る説明及び同意を受けた上で、在宅血液透析が実施されていること。また、当該ガイドラインを参考に在宅血液透析に関する指導管理を行うこと。



改定後

【在宅血液透析指導管理料】 10,000点

[算定要件]

- (5) 日本透析医会が作成した「在宅血液透析管理マニュアル」に基づいて患者及び介助者が医療機関において十分な教育を受け、文書において在宅血液透析に係る説明及び同意を受けた上で、在宅血液透析が実施されていること。また、当該マニュアルに基づいて在宅血液透析に関する指導管理を行うこと。

(6) 有床診療所における評価の見直し (再掲)

慢性維持透析患者の受け入れに係る評価の新設

- 慢性維持透析患者を受け入れる病床の確保を推進する観点から、有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所において慢性維持透析を実施した場合について、新たな評価を行う。

有床診療所療養病床入院基本料

(新) 慢性維持透析管理加算 100点 (1日当たり)

[対象患者]

- ・ 有床診療所療養病床入院基本料を算定する診療所である保険医療機関に入院している患者のうち、当該保険医療機関において、区分番号J038に掲げる人工腎臓、J038-2に掲げる持続緩徐式血液濾過、J039に掲げる血漿交換療法又はJ042に掲げる腹膜灌流を行っている患者

15. 医療におけるICTの利活用・デジタル化への対応

- (1) 情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し
- (2) 事務の簡素化・効率化
- (3) 外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設
- (4) データ提出加算の要件化の拡大
- (5) 診療録管理体制加算の見直し

(1) 情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し

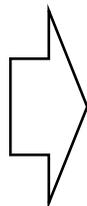
情報通信機器を用いたカンファレンス等に係る要件の見直し

- 医療従事者等により実施されるカンファレンス等について、ビデオ通話が可能な機器を用いて実施する場合の入退院支援加算等の要件を緩和する。

現行 (例：入退院支援加算)



原則対面 (ICT活用に制限)



改定後



リアルタイムの画像を介したコミュニケーション (ビデオ通話) が可能な機器を用いて実施しても差し支えない。

現行 (例：在宅患者訪問看護・指導料)

関係者全員が患家に赴き実施することが原則であるが、要件を満たす場合は、関係者のうちいずれかがビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。



改定後

1者以上が患家に赴きカンファレンスを行う場合には、その他の関係者はビデオ通話が可能な機器を用いて参加することができる。

(2) 事務の簡素化・効率化

事務の簡素化・効率化

- 医療機関等における業務の効率化及び医療従事者の事務負担軽減を推進する観点から、施設基準の届出及びレセプト請求に係る事務等を見直す。
- ◆ 施設基準の届出の際に添付を求めている研修修了証の写し等について、**添付資料の低減等**を行う。
- ◆ 訪問看護ステーションの基準に係る届出について、**当該基準の適合性の有無に影響が生じない場合の届出を不要**とする。また、同一建物内の利用者の人数に応じた評価区分を設けている訪問看護療養費等の加算について、**同じ金額の評価区分を統合**する。
- ◆ 小児科外来診療料等の**施設基準の届出を省略**する。

現行

【小児科外来診療料】

〔算定要件〕

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た小児科を標榜する保険医療機関において、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。



改定後

【小児科外来診療料】

〔算定要件〕

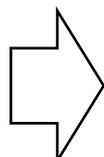
注1 **小児科を標榜する保険医療機関において**、入院中の患者以外の患者（6歳未満の乳幼児に限る。）に対して診療を行った場合に、保険医療機関単位で算定する。

- ◆ レセプト摘要欄に記載を求めている事項のうち、薬剤等について**選択式記載**とする。また、一部の検査等の診療行為について、**レセプト請求時にあらかじめ検査値の記載**を求め、審査支払機関からの**レセプト返戻による医療機関の再請求に係る事務負担軽減**を図る。

〔例：テセントリク点滴静注840mg・同1200mgを請求する場合に記載を求めている項目〕

・「施設要件ア」から「施設要件オ」までのうち該当するものを記載すること。

コード	レセプト表示文言
8201xxxxx	施設要件 ア
8201xxxxx	施設要件 イ
(略)	ウ～オ (略)



〔レセプト表示イメージ〕

33:	点滴注射	95X 1
	テセントリク点滴静注1200mg	44,886 X 1
	施設要件 ア	
	医師要件 イ	
	併用投与 ア	

(3) 外来医療等におけるデータ提出に係る評価の新設（再掲）

- ▶ 外来医療、在宅医療及びリハビリテーション医療について、データに基づく適切な評価を推進する観点から、生活習慣病管理料、在宅時医学総合管理料、疾患別リハビリテーション料等において、保険医療機関が診療報酬の請求状況、治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合の評価を新設する。

生活習慣病管理料

(新) 外来データ提出加算 50点（月1回）

[算定要件]

- 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関における**診療報酬の請求状況、生活習慣病の治療管理の状況等の診療の内容に関するデータを継続して厚生労働省に提出している場合**は、外来データ提出加算として、50点を所定点数に加算する。

[施設基準]

- 外来患者に係る診療内容に関するデータを継続的かつ適切に提出**するために必要な体制が整備されていること。
- データ提出加算に係る届出を行っていない保険医療機関であること。

在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料及び在宅がん医療総合診療料

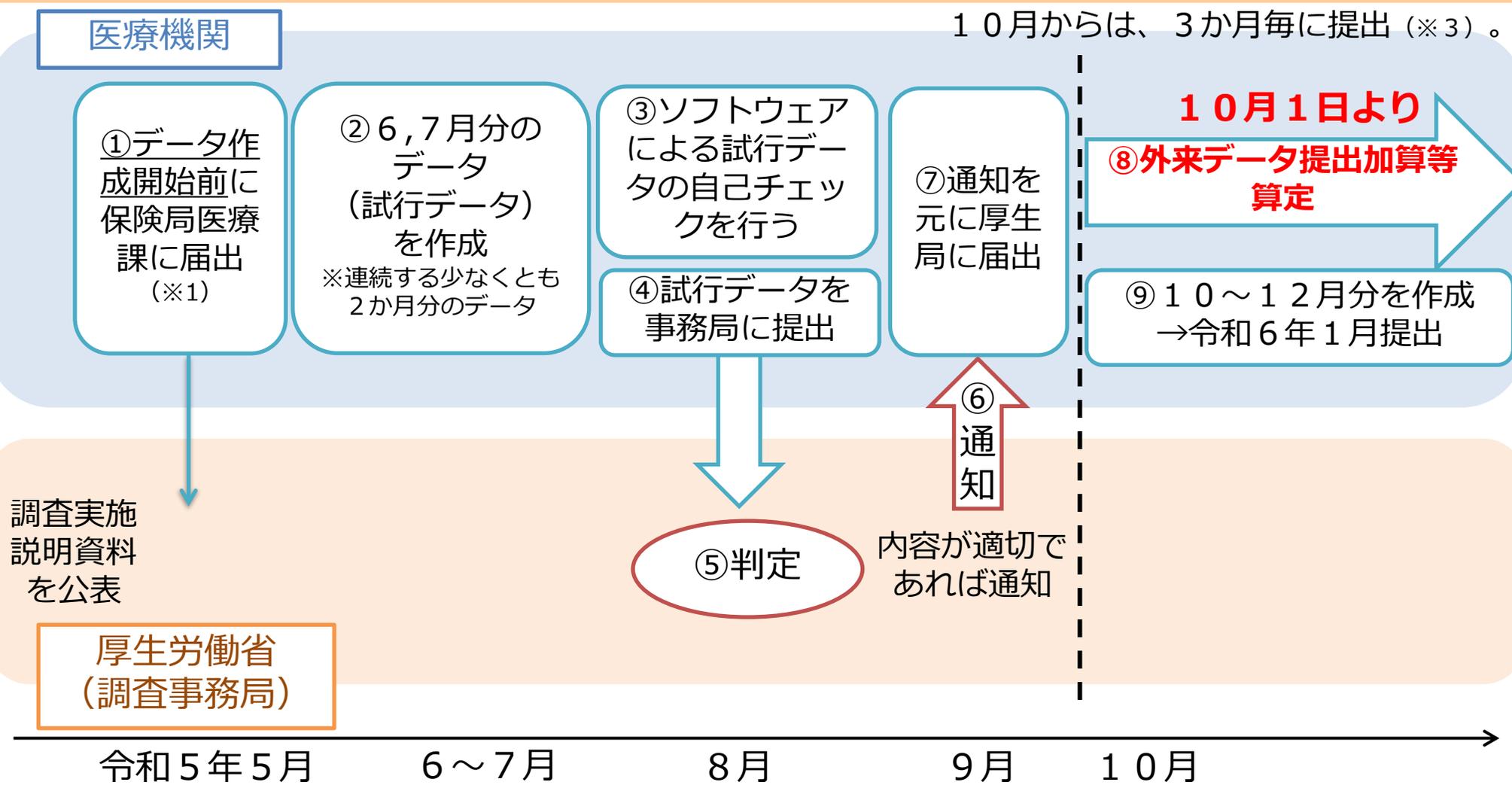
(新) 在宅データ提出加算 50点（月1回）

疾患別リハビリテーション料

(新) リハビリテーションデータ提出加算 50点（月1回）

※ 在宅データ提出加算とリハビリテーションデータ提出加算の算定要件・施設基準は外来データ提出加算と同様。

外来医療等のデータ提出を始める医療機関のスケジュール（イメージ）（再掲）



※1 5/20までに厚生局を経由して届出（施設の状況により若干時期が異なる）

※2 自己チェック用のソフトは厚生労働省が追って作成・配付。医療機関側で提出前にチェックを実施（必須）。

※3 提出データについては、より詳細な点検を厚生労働省（調査事務局）にて実施し、データの追加提出を求める場合がある。

(4) データ提出加算の要件化の拡大 (再掲)

▶ データに基づくアウトカム評価を推進する観点から、データ提出加算の要件の範囲を拡大する。

許可病床数 病棟	200床以上	200床未満
急性期一般入院料1～6 特定機能病院入院基本料(7対1、10対1) 専門病院入院基本料(7対1、10対1) 地域包括ケア病棟入院料 回復期リハビリテーション病棟入院料1～4	データの提出が必須	
回復期リハビリテーション病棟5 療養病棟入院基本料	データの提出が必須(経過措置③)	
地域一般入院料1～3 専門病院入院基本料(13対1) 障害者施設等入院基本料 特殊疾患入院医療管理料 特殊疾患病棟入院料 緩和ケア病棟入院料	規定なし → データの提出が必須 (経過措置①、③)	規定なし → データの提出が必須 (経過措置②、③)
精神科救急急性期医療入院料	規定なし → データの提出が必須(経過措置③、④)	

[経過措置]

- ① 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床以上のものにあつては**令和5年3月31日まで**の経過措置を設ける。
- ② 令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床未満のものにあつては**令和6年3月31日まで**の経過措置を設ける。
- ③ 令和4年3月31日において、病床数によらず、データ提出加算の届出が要件となっている入院料をいずれも有していない保険医療機関であつて、地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料(13対1)、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものについては、**当分の間**、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
- ④ 精神科救急急性期医療入院料については、**令和6年3月31日まで**の間に限り、データ提出加算に係る要件を満たすものとみなす。

(5) 診療録管理体制加算の見直し

診療録管理体制加算の見直し

- 適切な診療記録の管理を推進する観点から、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を踏まえ、要件を見直す。

現行

【診療録管理体制加算】
[施設基準]
(新設)



改定後

【診療録管理体制加算】
[施設基準]
許可病床数が400床以上の保険医療機関については、以下の要件を加える。

- ・ 専任の医療情報システム安全管理責任者を配置すること
- ・ 当該責任者は、職員を対象として、少なくとも年1回程度、定期的に必要な情報セキュリティ研修を実施していること

- さらに、医療情報システムのバックアップ体制の確保が望ましいことを要件に加えるとともに、定例報告において、当該体制の確保状況について報告を求めることとする。

現行

【診療録管理体制加算】
[施設基準]
(新設)

(新設)



改定後

【診療録管理体制加算】
[施設基準]
許可病床数が400床以上の保険医療機関については、非常時に備えた医療情報システムのバックアップ体制を確保することが望ましい。

毎年7月において、医療情報システムのバックアップ体制等について、別添様式により届け出ること。

届出内容(例)

- ・ バックアップ対象のシステム
- ・ バックアップの頻度、保管方式

(5) 診療録管理体制加算の見直し（標準規格の導入に係る取組の推進）

診療録管理体制加算の見直し

- 医療機関間等の情報共有及び連携が効率的・効果的に行われるよう、標準規格の導入に係る取組を推進する観点から、電子カルテの導入状況及びHL7 Internationalによって作成された医療情報交換の次世代標準フレームワークであるHL7 FHIR(Fast Healthcare Interoperability Resources)の導入状況について報告を求めることとする。

改定後

【診療録管理体制加算（入院初日）】

[施設基準]

3 届出に関する事項

(1) 診療録管理体制加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式17を用いること。

(2) 毎年7月において、標準規格の導入に係る取組状況等について、別添様式により届け出ること。

医療機関A

電子カルテa



様々なデータ格納方式を採用可能



標準化を進めている所

- ・データの外部出力機能
- ・出力データの構造化
- ・ハウスコードの標準コードへの変換

あらかじめ医療情報を閲覧可能にしておく



参考：HL7 FHIRとは

医療の診療記録等のデータのほか、医療関連の管理業務に関するデータ、公衆衛生に係るデータ及び研究データも含め、医療関連情報の交換を可能にするように設計された、HL7 Internationalによる医療情報交換の次世代標準フレームワーク。

医療情報の取り寄せ



医療情報の閲覧

医療機関Bなど



電子カルテb

第1回 健康・医療・介護情報利活用検討会
医療情報ネットワークの基盤に関するWG
(令和3年11月10日) 資料1 (抜粋)

16. 後発医薬品やバイオ後続品の促進、 医薬品の給付の適正化

- (1) 医療機関における後発医薬品の使用促進
- (2) バイオ後続品に係る情報提供の評価
- (3) 医薬品の給付の適正化（湿布薬）

(1) 医療機関における後発医薬品の使用促進

- 後発医薬品の使用数量割合が高い医療機関に重点を置いた評価とするため、後発医薬品使用体制加算及び外来後発医薬品使用体制加算について、後発医薬品の使用数量割合の基準を引き上げる。

後発医薬品使用体制加算の要件の見直し

現行		➔	改定後	
後発医薬品使用体制加算 1 (85%以上)	47点		後発医薬品使用体制加算 1 (<u>90%以上</u>)	47点
後発医薬品使用体制加算 2 (80%以上)	42点		後発医薬品使用体制加算 2 (<u>85%以上</u>)	42点
後発医薬品使用体制加算 3 (70%以上)	37点		後発医薬品使用体制加算 3 (<u>75%以上</u>)	37点

外来後発医薬品使用体制加算の要件の見直し

現行		➔	改定後	
外来後発医薬品使用体制加算 1 (85%以上)	5点		外来後発医薬品使用体制加算 1 (<u>90%以上</u>)	5点
外来後発医薬品使用体制加算 2 (75%以上)	4点		外来後発医薬品使用体制加算 2 (<u>85%以上</u>)	4点
外来後発医薬品使用体制加算 3 (70%以上)	2点		外来後発医薬品使用体制加算 3 (<u>75%以上</u>)	2点

※後発医薬品の製造販売業者が業務停止命令を受けたことなどに伴い、後発医薬品の供給停止や出荷調整が頻発し、入手が困難となっていることを踏まえ、一部の品目については「後発医薬品使用体制加算」等の要件の「後発医薬品の使用割合」を算出する際、算出対象から除外しても差し支えないとする取扱いが示されている。(次ページ参照)
 今後もこの取扱いが継続されるとともに、対象品目の見直しも予定されている。

【参考】後発医薬品の出荷停止等を踏まえた診療報酬上の臨時的な取扱いについて (令和3年9月21日事務連絡)

- 後発医薬品の製造販売業者が業務停止命令を受けたことなどに伴い、後発医薬品の供給停止や出荷調整が頻発し、これらの製品を使用していた医療機関・薬局を中心に、代替品を入手することが困難となっていることを踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱いを実施（R3.9.21～R4.3.31）

「後発医薬品使用体制加算」等における後発医薬品の使用割合の取扱い

- ・ 対象の供給停止品目（下記）と同一成分・同一投与形態の医薬品については、「後発医薬品使用体制加算」等の要件の「後発医薬品の使用（調剤）割合」を算出する際、算出対象から除外しても差し支えないこととする。*

※ 対象の全ての品目（先発を含む）を割合の算出対象から除外することとする（一部の成分の品目のみを除外することは不可）

対象成分一覧

: 27成分1025品目（先発：87品目、後発：938品目） 注）いずれも内服薬に限る。括弧内は主な効能等。

- | | |
|--------------------------------------|-------------------------------|
| 1. アトルバスタチンカルシウム水和物（高血圧） | 15. トリアゾラム（睡眠導入） |
| 2. アムロジピンベシル酸塩・アトルバスタチンカルシウム水和物（高血圧） | 16. ナテグリニド（糖尿病） |
| 3. イルベサルタン（高血圧） | 17. ニカルジピン塩酸塩（高血圧） |
| 4. エパルレスタット（糖尿病性神経障害） | 18. バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩（高血圧） |
| 5. エピナスチン塩酸塩（抗アレルギー） | 19. ピルシカイニド塩酸塩水和物（不整脈） |
| 6. エンタカポン（パーキンソン病） | 20. フェキソフェナジン塩酸塩（抗アレルギー） |
| 7. エンテカビル水和物（B型慢性肝炎） | 21. プランルカスト水和物（喘息） |
| 8. オロパタジン塩酸塩（抗アレルギー） | 22. メサラジン（潰瘍性大腸炎） |
| 9. カンデサルタンシレキセチル・アムロジピンベシル酸塩（高血圧） | 23. ラロキシフェン塩酸塩（骨粗鬆症） |
| 10. クラリスロマイシン（抗菌） | 24. リシノプリル水和物（高血圧） |
| 11. グリメピリド（糖尿病） | 25. リスペリドン（抗精神病） |
| 12. クロピドグレル硫酸塩（抗血小板） | 26. リルマザホン塩酸塩水和物（睡眠導入） |
| 13. ソルピデム酒石酸塩（睡眠導入） | 27. ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド（高血圧） |
| 14. トラニラスト（抗アレルギー） | |

(2) バイオ後続品に係る情報提供の評価

- ▶ バイオ後続品に係る患者への適切な情報提供を推進する観点から、外来化学療法を実施している患者に対して、バイオ後続品を導入した場合の評価を新設する。

改定後

【在宅自己注射管理指導料】

バイオ後続品導入初期加算 150点

対象となる注射薬のうち、バイオ後続品が薬価収載されているもの：インスリン製剤、ヒト成長ホルモン製剤等

【外来腫瘍化学療法診療料】

(新) バイオ後続品導入初期加算 150点

対象となる注射薬のうち、バイオ後続品が薬価収載されているもの：抗悪性腫瘍剤（リツキシマブ製剤、トラスツズマブ製剤、ヘバシズマブ製剤）

【外来化学療法加算】

(新) バイオ後続品導入初期加算 150点

対象となる注射薬のうち、バイオ後続品が薬価収載されているもの：インフリキシマブ製剤

[算定要件]

- 当該患者に対し、バイオ後続品に係る説明を行い、バイオ後続品を使用した場合は、当該バイオ後続品の初回の使用日の属する月から起算して3月を限度として所定点数に加算する。

(3) 医薬品の給付の適正化 (湿布薬)

医師が特別に医学的必要性を認めた場合を除き、外来患者に対して、保険給付の範囲内で処方できる**湿布薬の上限枚数**を、1処方につき70枚までから**63枚までに変更**する。

【第5部 投薬】

通則

- 5 入院中の患者以外の患者に対して、1処方につき**63枚**を超えて湿布薬を投薬した場合は、区分番号F000に掲げる調剤料、区分番号F100に掲げる処方料、区分番号F200に掲げる薬剤（当該超過分に係る薬剤料に限る。）、区分番号F400に掲げる処方箋料及び区分番号F500に掲げる調剤技術基本料は、算定しない。

ただし、医師が疾患の特性等により必要性があると判断し、やむを得ず**63枚**を超えて投薬する場合には、その理由を処方箋及び診療報酬明細書に記載することで算定可能とする。



17. 經過措置

経過措置について①

	区分番号	項目	経過措置
1	A000 A002	初診料の注2及び注3、外来診療料の注2及び注3に規定する保険医療機関	紹介割合及び逆紹介割合の計算等については、令和5年4月1日から適用する。
2	A000	初診料の注10に規定する機能強化加算	令和4年3月31日時点で機能強化加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、地域包括診療加算2、地域包括診療料2、機能強化型以外の在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における実績に係る基準を満たしているものとする。
3	A000	初診料の注14に規定する電子的保健医療情報活用加算	区分番号A000の注14のただし書きの規定による加算は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
4	A000等	初診料の注12等に規定する連携強化加算	令和5年3月31日までの間に限り、感染対策向上加算1に係る届出を行った他の保険医療機関に対する、感染症の発生状況等の報告に係る要件を満たすものとする。
5	—	一般病棟用の重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和4年3月31日時点で、急性期一般入院料1～5、7対1入院基本料（結核、特定機能病院（一般病棟）、専門病院）、看護必要度加算（特定、専門）、総合入院体制加算、急性期看護補助体制加算、看護職員夜間配置加算、看護補助加算1、地域包括ケア病棟入院料又は特定一般病棟入院料の注7を届け出ている病棟又は病室については、令和4年9月30日までの間に限り、「重症度、医療・看護必要度」に係る施設基準を満たしているものとみなす。
6	A100	急性期一般入院料1における重症度、医療・看護必要度の施設基準	令和4年3月31日時点で現に急性期一般入院料1を届け出ている病棟（許可病床200床以上400床未満の保険医療機関に限る）については、令和4年12月31日までの間に限り、一般病棟用の重症度、医療・看護必要度Ⅱを用いた評価に係る基準を満たしているものとみなす。
7	A100	急性期一般入院料6における施設基準	令和4年3月31日時点で現に急性期一般入院料6を届け出ている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、引き続き令和4年度改定前の点数表により急性期一般入院料6を算定可能とする。
8	A101	療養病棟入院基本料	令和4年3月31日において現に療養病棟入院料1又は2に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、摂食機能又は嚥下機能の回復に必要な体制が確保されているものとみなす。

経過措置について②

	区分番号	項目	経過措置
9	A101	療養病棟入院基本料（注11）	療養病棟入院基本料の注11に規定する診療料は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
10	A101	療養病棟入院基本料（注11）	令和4年3月31日において、現に療養病棟入院基本料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、FIMの測定を行っているものとみなす。
11	A106等	障害者施設等入院基本料の注10等に規定する夜間看護体制加算等	令和4年3月31日時点で夜間看護体制加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、夜間における看護業務の負担軽減に資する業務管理等に関する基準を満たしているものとする。
12	A200	総合入院体制加算	令和4年3月31日において、現に当該加算の届出を行っている保険医療機関にあっては、令和4年9月30日までの間、令和4年度改定後の総合入院体制加算の重症度、医療・看護必要度の基準を満たすものとみなすものとする。
13	A200-2	急性期充実体制加算	院内迅速対応チームの構成員における所定の研修については、令和4年9月30日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。
14	A200-2	急性期充実体制加算	院内迅速対応チームに係る院内講習について、令和4年9月30日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。ただし、その場合であっても1回目を令和4年9月30日までの間に開催すること。
15	A200-2	急性期充実体制加算	外来を縮小する体制における、紹介割合・逆紹介割合の要件及び、紹介受診重点医療機関については、令和5年4月1日以降に適用するものとする。
16	A200-2	急性期充実体制加算	公益財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれに準ずる病院について、令和5年3月31日までの間は、当該基準を満たしているものとみなすものとする。
17	A207	診療録管理体制加算	令和4年3月31日において、現に診療録管理体制加算に係る届出を行っている保険医療機関（許可病床数が400床以上のものに限る。）については、令和5年3月31日までの間、専任の医療情報システム安全管理責任者の配置及び情報セキュリティに関する研修に係る要件を満たしているものとみなす。

経過措置について③

	区分番号	項目	経過措置
18	A234-2	感染対策向上加算2	令和4年3月31日において、旧医科点数表A234-2の感染防止対策加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、専任の薬剤師及び専任の臨床検査技師の適切な研修に係る基準を満たすものとする。
19	A234-2	感染対策向上加算の注2に規定する指導強化加算	令和5年3月31日までの間に限り、感染対策向上加算2、感染対策向上加算3又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った保険医療機関に赴き院内感染対策に関する助言を行っていることに係る要件を満たすものとする。
20	A234-4	重症患者初期支援充実加算	特に重篤な患者及びその家族等に対する支援に係る取組の評価等を行うカンファレンスについて、開催が困難な場合にあつては、令和4年9月30日までに開催予定であれば、差し支えないものとする。
21	A244	病棟薬剤業務実施加算1	令和4年3月31日時点において、現に病棟薬剤業務実施加算1の届出を行っている保険医療機関であつて、小児入院医療管理料の届出を行っているものについては、令和4年9月30日までの間に限り、病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が当該保険医療機関の全ての病棟に配置されているとみなす。ただし、この場合であっても小児入院医療管理料を算定する病棟に病棟薬剤業務を行う専任の薬剤師が配置されていないときは、当該加算を算定できない。
22	A245 (A100, A101, A105, A106, A306, A308, A309, A310, A311)	データ提出加算（地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものについては、当分の間、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。	令和4年3月31日において、病床数によらず、データ提出加算の届出が要件となっている入院料をいずれも有していない保険医療機関であつて、地域一般入院料、療養病棟入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、回復期リハビリテーション病棟入院料5、特殊疾患病棟入院料、緩和ケア病棟入院料、精神科救急急性期医療入院料のいずれかを有するもののうち、これらの病棟の病床数の合計が200床未満であり、かつ、データ提出加算の届出を行うことが困難であることについて正当な理由があるものについては、当分の間、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。

経過措置について④

	区分番号	項目	経過措置
23	A245 (A100, A105, A106, A306, A309, A310)	データ提出加算（地域一般入院料、 専門病院入院基本料（13対1）、 障害者施設等入院基本料、特殊疾 患入院医療管理料、特殊疾患病棟 入院料、緩和ケア病棟入院料）	令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床以上のものにあつては、令和5年3月31日までの間、データ提出加算に係る要件を満たすものとする。
24	A245 (A100, A105, A106, A306, A309, A310)	データ提出加算（地域一般入院料、 専門病院入院基本料（13対1）、 障害者施設等入院基本料、特殊疾 患入院医療管理料、特殊疾患病棟 入院料、緩和ケア病棟入院料）	令和4年3月31日において、現に地域一般入院基本料、専門病院入院基本料（13対1）、障害者施設等入院基本料、特殊疾患入院医療管理料、特殊疾患病棟入院料又は緩和ケア病棟入院料に係る届出を行っている保険医療機関で、許可病床数が200床未満のものにあつては、令和6年3月31日までの間、データ提出加算に係る要件を満たすものとする。
25	A245 (A311)	データ提出加算（精神科救急急性 期医療入院料）	令和4年3月31日時点で旧医科点数表A311の精神科救急入院料に係る届出を行っている保険医療機関については、令和6年3月31日までの間、データ提出加算に係る要件を満たしているものとみなす。
26	A246	入退院支援加算 1	1の(4)に掲げる「連携医療機関」等の規定については、令和4年3月31日において現に入退院支援加算1に係る届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、当該基準を満たすものとみなすものであること。
27	A249	精神科急性期医師配置加算 1 精神科急性期医師配置加算 3	令和4年3月31日時点で旧医科点数表A311に掲げる精神科救急入院料の届出を行っている病棟であつて、同日後も当該入院料を算定するものについては、令和6年3月31日までの間に限り、クロザピン導入に係る基準を満たしているものとする。
28	A249	精神科急性期医師配置加算 1	令和4年3月31日時点で旧医科点数表A311に掲げる精神科救急入院料の届出を行っている病棟であつて、同日後も当該入院料を算定するものについては、令和5年3月31日までの間に限り、精神保健指定医配置に係る基準を満たしているものとする。
29	A249	精神科急性期医師配置加算 1	令和4年3月31日時点で現に精神科急性期医師配置加算1の届出を行っている病棟であつて、同日後も当該入院料を算定するものについては、令和5年3月31日までの間に限り、精神保健指定医配置に係る基準を満たしているものとする。

経過措置について⑤

	区分番号	項目	経過措置
30	A252	地域医療体制確保加算	令和4年3月31日時点で地域医療体制確保加算の届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成することに係る基準を満たしているものとする。
31	A300	救命救急入院料における重症度、医療・看護必要度の評価方法	令和4年3月31日時点で救命救急入院料の届出を行っている治療室にあつては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。
32	A300等	救命救急入院料の注11等に規定する重症患者対応体制強化加算	急性期一般入院料1に係る届出を行っている保険医療機関については、A200-2急性期充実体制加算に係る届出を行っていない場合であっても、令和5年3月31日までの間に限り、別添7の様式42の8にその理由及び今後の届出予定を記載することをもって、当該届出を行っているものとみなす。
33	A301	特定集中治療室管理料における重症度、医療・看護必要度の評価方法	令和4年3月31日時点で特定集中治療室管理料の届出を行っている治療室にあつては、令和4年9月30日までの間に限り、令和4年度改定前の特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度に係る評価票を用いて評価をしても差し支えないこと。
34	A301	特定集中治療室管理料の注5に規定する早期栄養介入管理加算	令和4年3月31日時点で特定集中治療室管理料の「注5」に掲げる早期栄養介入管理加算の届出を行っている治療室にあつては、令和4年9月30日までの間に限り、8の(4)の基準を満たしているものとみなす。
35	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料1～4	令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、「新規入院患者のうちの重症の患者の割合」に係る施設基準を満たしているものとする。
36	A308	回復期リハビリテーション病棟入院料5・6	令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料5又は6の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間に限り、改正前の点数表に従い算定を行うことができる。

経過措置について⑥

	区分番号	項目	経過措置
37	A308-3	地域包括ケア病棟入院料 (200床以上400床未満の医療機関に限る。)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟を有するものについては、令和4年9月30日までの間に限り、自院の一般病棟から転棟した患者の割合に係る施設基準を満たしているものとする。
38	A308-3	地域包括ケア病棟入院料	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料・入院医療管理料の届出を行っている病棟又は病室については、令和4年9月30日までの間に限り、自宅等から入棟した患者割合、自宅等からの緊急患者の受入、在宅医療等の実績及び在宅復帰率に係る施設基準を満たしているものとする。
39	A308-3	地域包括ケア病棟入院料 (100床以上の医療機関)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、入退院支援加算1の届出を要さないこととする。
40	A308-3	地域包括ケア病棟入院料 (一般病床に限る。)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料の届出を行っている病棟については、令和5年3月31日までの間に限り、第二次救急医療機関又は救急病院等を定める省令に基づく認定された救急病院に該当するものとみなす。
41	A308-3	地域包括ケア病棟入院料 (療養病床に限る。)	令和4年3月31日時点で、地域包括ケア病棟入院料又は入院医療管理料の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、当該病棟又は病室において、入院患者に占める、自宅等から入院したものの割合が8割以上であること・当該病棟又は病室における自宅等からの緊急の入院患者の受入れ人数が、前3月間において30人以上であること・救急医療を行うにつき必要な体制が整備されていることの要件を満たしているものとする。
42	A311	精神科救急急性期医療入院料 精神科救急医療体制加算1 精神科救急医療体制加算2 精神科救急医療体制加算3	令和4年3月31日において現に旧医科点数表の精神科救急入院料に係る届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、当該病棟における病床数が120床以下とすることについて要件を満たすものとみなす。
43	A319	特定機能病院リハビリテーション病棟入院料	令和4年3月31日時点で、回復期リハビリテーション病棟入院料を届出を行っている病棟(特定機能病院に限る。)については、令和4年9月30日までの間に限り、施設基準を満たしているものとする。

経過措置について⑦

	区分番号	項目	経過措置
44	B001-2-12	外来腫瘍化学療法診療料	令和4年3月31日時点で外来化学療法加算1又は2の届出を行っている保険医療機関については、令和4年9月30日までの間、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を満たしているものとする。
45	B001・23	がん患者指導管理料イ	令和4年3月31日時点で、がん患者指導管理料イの届出を行っている医療機関については、令和4年9月30日までの間に限り、「意思決定支援に関する指針」に係る施設基準を満たしているものとする。
47	B001・32	一般不妊治療管理料	令和4年9月30日までの間に限り、医師の配置、診療実績及び生殖補助医療を実施する他の保険医療機関との関係に係る基準を満たしているものとする。
48	B001・33	生殖補助医療管理料	令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、人員の配置、具備すべき施設・設備、安全管理等の医療機関の体制（生殖補助医療管理料1における患者からの相談に対応する体制を除く。）に係る基準を満たしているものとする。
49	B005-12	こころの連携指導料（I）	自殺対策等に関する適切な研修を受講していない場合にあっては、令和4年9月30日までに受講予定であれば、差し支えないものとする。
50	C在宅医療	在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院	令和4年3月31日時点で、在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の届出を行っている病棟については、令和4年9月30日までの間に限り、「意思決定支援に関する指針」に係る施設基準を満たしているものとする。
51	D007「1」	アルブミン（BCP改良法・BCG法）	BCG法によるものは、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
52	E通則5	画像診断管理加算3に関する施設基準	令和4年3月31日時点で画像診断管理加算3の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、人工知能関連技術が活用された画像診断補助ソフトウェアの適切な安全管理に係る要件を満たしているものとする。

経過措置について⑧

	区分番号	項目	経過措置
53	H004	摂食機能療法の注3に規定する摂食嚥下機能回復体制加算1	令和4年3月31日時点で「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」による改正前（令和4年度改定前）の医科点数表区分番号「H004」摂食機能療法の「注3」に掲げる摂食嚥下支援加算の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関においては、令和4年9月30日までの間に限り、摂食嚥下機能回復体制加算1に関する摂食嚥下支援チームの職種の規定における「専従の常勤言語聴覚士」については「専任の常勤言語聴覚士」であっても差し支えないこととし、また、経口摂取回復率35%以上の基準を満たしているものとする。
54	H通則	疾患別リハビリテーション料	令和4年9月30日までの間に限り、FIMの測定に係る要件を満たしていることとする。
55	I002-3	救急患者継続支援料	令和4年3月31日時点で救急患者精神科継続支援料の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、人員配置に係る基準を満たしているものとする。
56	J038	人工腎臓 注2 □ 導入期加算2	令和4年3月31日時点で導入期加算2の施設基準に係る届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、2の(2)のイ、ウ及びエの基準を満たしているものとする。
57	J及びK	医科点数表第2章第9部処置の通則の5に掲げる処置等の休日加算1、時間外加算1及び深夜加算1の施設基準	令和4年3月31日時点で時間外加算1等の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、当直回数の基準を満たしているものとする。
58	K838-2	精巣内精子採取術	令和4年3月31日時点で特定治療支援事業の実施医療機関として指定を受けている保険医療機関については、同年9月30日までの間に限り、医師の配置、診療実績及び他の保険医療機関との関係に係る基準（1）のアの②及び③並びにイの②から④まで及び（2）の基準を満たしているものとする。
59	訪問看護	機能強化型訪問看護管理療養費	令和4年3月31日時点で、機能強化型訪問看護管理療養費1又は2の届出を行っている訪問看護ステーションについては、令和4年9月30日までの間に限り、「人材育成のための研修等」及び「訪問看護に関する情報提供又は相談」に係る基準を満たしているものとする。

経過措置について⑨

	区分番号	項目	経過措置
60	訪問看護	指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準	令和6年3月31日までの間、業務継続計画の策定等については、努力義務とする。
61	歯科A000等	歯科点数表の初診料の注1	令和4年3月31日において、現に歯科点数表の初診料の注1の届出を行っている保険医療機関については、1の(3)及び(4)の基準を満たしているものとみなす。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に令和4年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の第2の7(3)の院内感染防止対策に係る研修を受講した者については、当該研修を受けた日から2年を経過する日までは当該基準を満たしているものとみなす。
62	歯科A000等	地域歯科診療支援病院歯科初診料	令和4年3月31日において、現に歯科点数表の地域歯科診療支援病院歯科初診料の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、1の(9)の基準を満たしているものとみなす。ただし、令和3年4月1日から令和4年3月31日の間に令和4年度改定前の「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和2年3月5日保医発0305第2号)の第3の1(9)の院内感染防止対策に係る研修を受講した者については、当該研修を受けた日から2年を経過する日までは当該基準を満たしているものとみなす。
63	歯科A000等	初診料の注12に規定する電子的保健医療情報活用加算	区分番号A000の注12のただし書きの規定による加算は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。
64	歯科B104等	在宅療養支援歯科診療所1	令和4年3月31日において、現に在宅療養支援歯科診療所1の届出を行っている保険医療機関については、令和5年3月31日までの間に限り、1の(1)のアの基準を満たしているものとみなす。
65	歯科M015-2等	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー	令和4年3月31日において現にCAD/CAM冠の点数を算定していた保険医療機関であれば新たに届出は必要ない。
66	歯科M009	歯科充填用材料Ⅲ(特定保険医療材料)	令和4年9月30日までの間に限り、算定できるものとする。
67	調剤	電子的保健医療情報活用加算	区分番号10の2の注5のただし書の規定による加算は、令和6年3月31日までの間に限り、算定できるものとする。

経過措置について⑩

	区分番号	項目	経過措置
68	調剤	地域支援体制加算1・2	令和4年3月末日時点で調剤基本料1を算定していた保険薬局であって、令和4年4月から調剤基本料3の八を算定することとなったものについては、令和5年3月末日までは、調剤基本料1を算定している保険薬局とみなす。 (※調剤基本料については3の八を算定)
69	調剤	地域支援体制加算1・2	令和4年3月末日時点で調剤基本料1を算定していた保険薬局であって、従前の「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績(調剤基本料1の場合)」を満たしているとして地域支援体制加算の届出を行っているものについては、令和5年3月末日までは「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていることとする。
70	調剤	地域支援体制加算3・4	令和4年3月末日時点で調剤基本料1以外を算定していた保険薬局であって、従前の「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績(調剤基本料1以外の場合)」を満たしているとして地域支援体制加算の届出を行っているものについては、令和5年3月末日までは「在宅患者に対する薬学的管理及び指導の実績」を満たしていることとする。
71	調剤	調剤基本料の注8に規定する厚生労働大臣が定める保険薬局(後発医薬品減算)	後発医薬品の調剤数量割合が著しく低い薬局に対する調剤基本料の減算規定の施設基準については、令和4年9月30日までの間は現在の規定を適用する。(※減算は5点が適用される)

令和4年度診療報酬改定に係る経過措置等の取扱い (新型コロナウイルス感染症に伴う診療報酬における対応について)

- 新型コロナウイルス感染症患者等に対する診療等について、外来、入院、在宅等において講じてきた特例的な評価について、引き続き実施する。
- 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その26）」（令和2年8月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）等で示している施設基準や患者及び利用者の診療実績等の要件に係る臨時的な取扱いを継続する。
- 令和4年度診療報酬改定において、改定項目ごとに当面必要な経過措置（※1）を設けるとともに、令和2年度診療報酬改定における経過措置を終了する。
（※1）具体的な経過措置の内容は各改定項目の内容を参照のこと。
- 令和4年度診療報酬改定前の施設基準等のうち、1年間の実績を求めるものについて、現在講じている特例的な対応（※2）も終了する。
（※2）新型コロナウイルス感染症患者の受入病床を割り当てられている保険医療機関においては、令和4年3月31日までの間、令和元年（平成31年）の実績（年度単位の実績を求めるものについては、令和元年度（平成31年度）の実績）を用いても差し支えないこととしている。

新型コロナウイルス感染症に伴う診療報酬における対応について（施設基準関係）（参考）①

○ 患者の急激な増加等に鑑み、診療報酬の算定について柔軟な取扱いを行うこととした。

（1）医療法上の許可病床数を超過する入院の取扱い

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより医療法上の許可病床を超過する場合には、通常適用される診療報酬の減額措置を行わないこととした。

（2）施設基準を満たすことができなくなる保険医療機関の取扱い

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れたことにより、入院患者が一時的に急増等した場合や、学校等の臨時休学に伴い、看護師が自宅での子育て等を理由として勤務することが困難になった場合等においては、当面、月平均夜勤時間数については、1割以上の一時的な変動があった場合においても、変更の届出は不要とした。

（3）看護配置の変動に関する取扱い

（2）と同様の場合において、看護要員の比率等に変動があった場合でも当面、変更の届出は不要とした。

（4）DPC対象病院の要件等の取扱い

（2）と同様の場合において、看護要員の数等の施設基準を満たさなくなった場合については、「DPC対象病院への参加基準を満たさなくなった場合」には該当せず、届出は不要とした。

（5）本来の病棟でない病棟等に入院した場合の取扱い

原則として、当該患者が実際に入院した病棟の入院基本料等を算定することとした。また、会議室等病棟以外の場所に入院させた場合には、必要とされる診療が行われている場合に限り、当該医療機関が届出を行っている入院基本料のうち、当該患者が本来入院すべき病棟の入院基本料を算定することとした。

（6）研修等の取扱いについて

定期的な研修や医療機関間の評価を要件としている項目の一部について、研修や評価を実施できるようになるまでの間、実施を延期することができることとした。

新型コロナウイルス感染症に伴う診療報酬における対応について（施設基準関係）（参考）②

（7）緊急に開設する保険医療機関の基本診療料の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れるために、緊急に開設する必要がある保険医療機関について、新たに基本診療料の届出を行う場合においては、要件審査を終えた月の診療分についても当該基本診療料を算定できることとした。

（8）新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等における施設基準等の臨時的な取扱いについて

臨時的な取扱いの対象とする保険医療機関等については、次のとおりとした。（以下、「対象医療機関等」という。）

ア 新型コロナウイルス感染症患者等を受け入れた保険医療機関等

イ アに該当する医療機関等に職員を派遣した保険医療機関等

ウ 学校等の臨時休業に伴い、職員の勤務が困難となった保険医療機関等

エ 新型コロナウイルス感染症に感染し又は濃厚接触者となり出勤ができない職員が在籍する保険医療機関等

また、緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき期間とされた期間については、緊急事態宣言において緊急事態措置を実施すべき区域とされた区域にかかわらず、全ての保険医療機関等について（新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された区域において、重点措置を実施すべき期間とされた期間については、当該区域を含む都道府県に所在する全ての保険医療機関等について）、当該臨時的な取扱いの対象とすることとする。

なお、緊急事態措置を実施すべき期間とされた期間（重点措置を実施すべき期間とされた期間）については、当該期間を含む月単位で取り扱うこととする。 ※ 訪問看護ステーションについても、同様の取扱いとする。

さらに、対象医療機関等に該当する場合は、手術の実績件数等の患者及び利用者の診療実績等に係る要件について、当該要件を満たさなくなった場合においても、直ちに施設基準及び届出基準の変更の届出を行わなくてもよいものとした。また、対象医療機関等に該当しなくなった後の取扱いとして、

①対象医療機関等に該当する期間については、実績を求める対象とする期間から控除した上で、控除した期間と同等の期間を遡及して実績を求める対象とする期間とする

②対象医療機関等に該当する期間については、当該期間の実績値の代わりに、実績を求める対象とする期間から対象医療機関等に該当する期間を除いた期間の平均値を用いることとした。

18. 届出

施設基準等の各種様式は日本医師会ホームページ(メンバーズルーム)に掲載しますので、ダウンロードしてご活用ください

《医療課長通知》

- 各月の末日までに要件審査を終え、届出を受理した場合は、翌月の1日から当該届出に係る診療報酬を算定する。また、月の最初の開庁日に要件審査を終え、届出を受理した場合には当該月の1日から算定する。

なお、令和4年4月20日(水)までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとする。

- 届出の不受理の決定を行った場合は、速やかにその旨を提出者に通知するものであること。

〔日本医師会から厚生労働省・審査支払機関に要請〕

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、厚生労働省の説明会や各地の集団指導が開催されないことから、改定内容、施設基準届出の有無など行政による周知を徹底していただくとともに、例年以上に届出漏れ・届出誤り、請求誤りが出るおそれがあるため、最大限に柔軟・丁寧な対応をしていただきたい。

ご清聴ありがとうございました

No.000001321

感染症対策実施 医療機関



当院は新型コロナウイルス感染症対策
チェックリスト[®]に沿った
対策を実施しております。



日本医師会
Japan Medical Association

※協力：厚生労働省

にちい医院

「みんなで安心マーク」
はじめました



院内における新型コロナウイルス 感染症対策チェックリスト

- 職員に対して、サージカルマスクの着用、手指衛生を適切に実施しています。
- 職員に対して、毎日(朝、夕)の検温等の健康管理を適切に実施しています。
- 職員が身体の不調を訴えた場合に適切な対応を講じています。
- 患者、取引業者等に対して、マスクの着用、手指衛生の適切な実施を指導しています。
- 発熱患者への対応として、事前に電話での受診相談を行う、または対応できる医療機関へ紹介する等の対策を講じています。また、発熱患者を診察する場合には、時間的または空間的に動線を分けるなどの対策を講じています。
- 受付における感染予防策(遮蔽物の設置等)を講じています。
- 患者間が一定の距離が保てるよう必要な措置を講じています。
- 共用部分、共有物等の消毒、換気等を適時、適切に実施しています。
- マスク等を廃棄する際の適切な方法を講じています。

日本医師会
Japan Medical Association

※協力：厚生労働省

ぜひ、「みんなで安心マーク」をご活用ください！

日本医師会WEBサイト トップページよりアクセスしてください